刑政第52巻第7号
矯正図書館

刑政

第五十二卷　七月號　第七號

人的資源と少年行刑（卷頭言）　芥川信二
刑務官の職務教育問題を中心として（二）　小野崎權七　四
看守を中心とする待遇官吏の身分に就て（二）　鷲津愛十郎　八
刑務作業經營に關する若干の考察　鍵山俊治　三
司獄官制度因革略（五）　辻敬助　五
イタリアの新戒護職員服務規則（三）　六一
サルデイニアに於けるイタリアの拓殖行刑場（二）　七〇
プロシア刑務法（七）　七四
ニユージーランドの行刑管理（二）　八〇
日本を繞る列國の動向に就て（二）　原勝（談）　八四
全國刑務所長會同　九五
東京管區作業統制會議に於ける軍部との懇談會　一〇七
第十二回全國刑務所武道大會記　一二四
□刑務所便り　□切抜帖　□彼任辭令　□訓令通牒

財團法人　刑務協會發行

矯正図書館

↑山形　→大分

↑富山　←川越



四支所遙拜所竣工記念

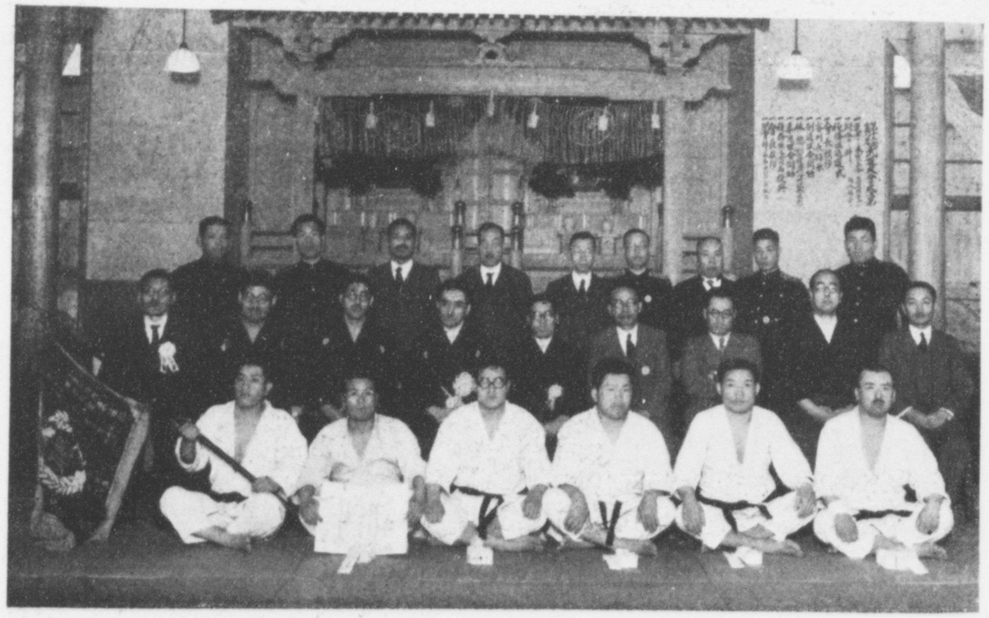
刑政第52巻第7号

矯正図書館

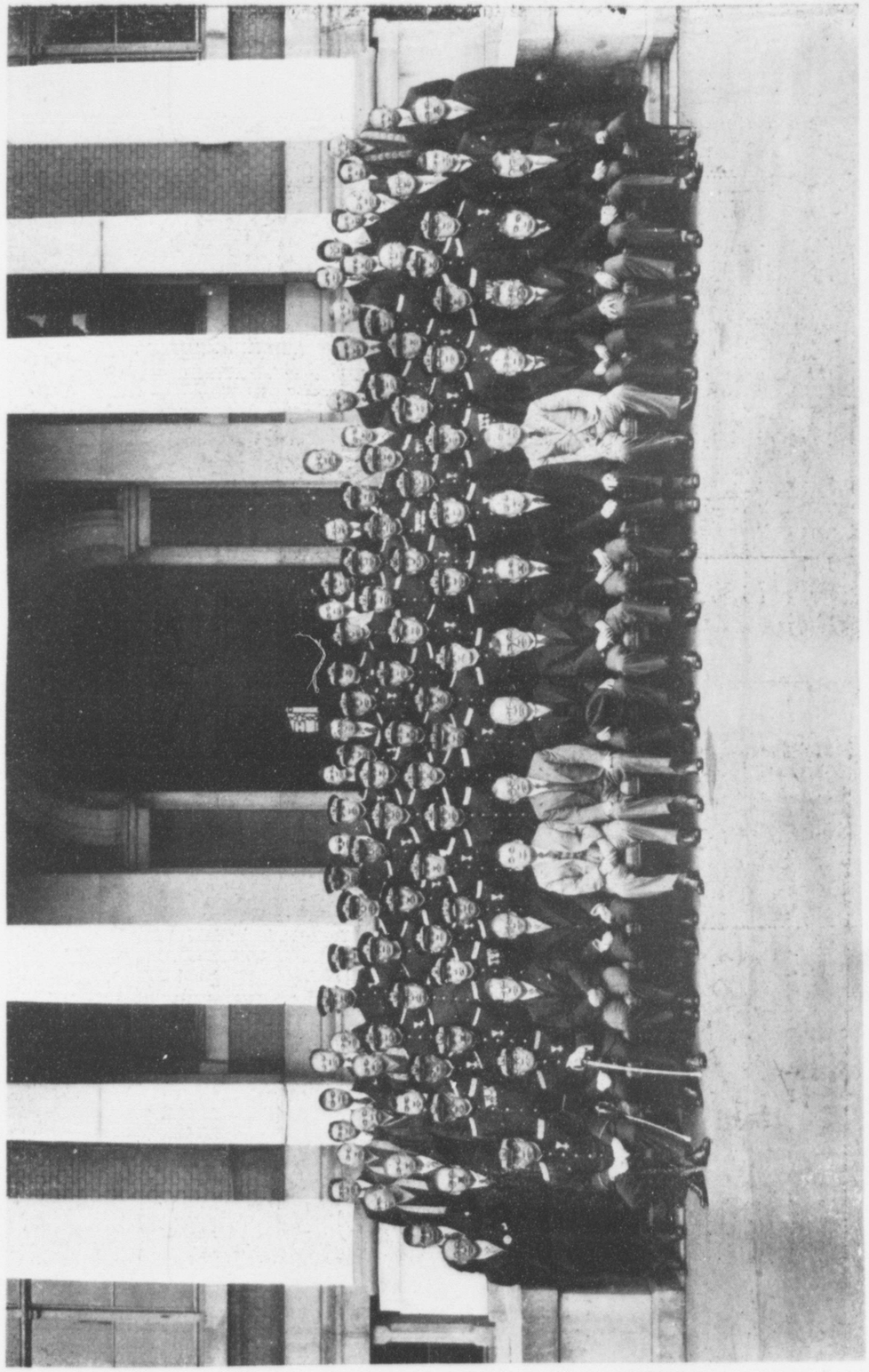
第十二回武道大會優勝記念撮影



劍道優勝第二區



柔道優勝第四區



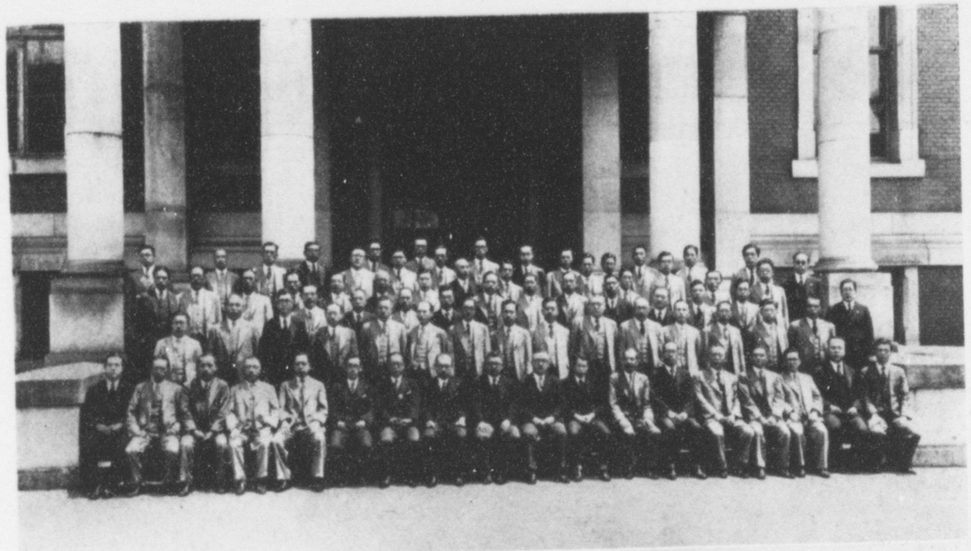
全國刑務所長會同記念撮影

矯正図書館

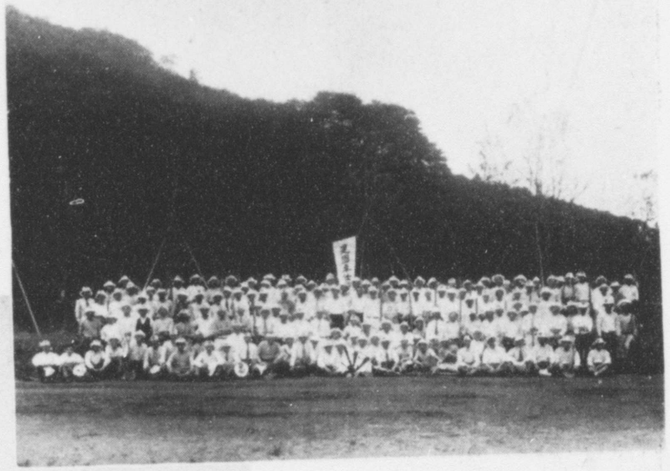
刑政

七月號

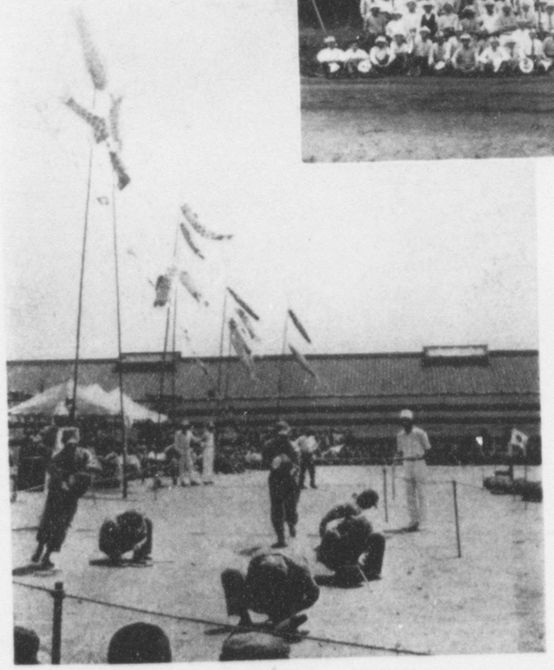
第五十二卷
第七號



上・作業課長會同記念撮影



中・神戸刑務所櫃原神宮建國奉仕隊



下・德島刑務所健康週間受刑者運動會

刑政第52巻第7号
矯正図書館

人的資源と少年行刑

芥川信

衞生學が發達すれば、人口は增加し、國家は人口問題、食料問題に惱むとは、マルサスやスペンサーの學說であつた。これに對して衞生學者は人口が增加すれば、國運隆昌の根源となると唱へて反駁したものである。我が國の衞生學も、明治維新以來漸次發達し、人口も增加し、國運は愈々勃興した。而して支那事變下の今日、我が國は、人口問題に惱んで居るだらうか。又食料問題に苦んで居るだらうか。この增加した人口を以てしてもなほ充分ではないと考へらるゝ程、人的資源に缺くる所があるのではないだらうか。否なこれ等のことは、我が行刑部內に於ても切實に感ぜらるゝのである。それは我が行刑部內に於て戶外作業の漸次擴大せらるゝのを見ても明らかである。

人的資源の確保は、靑少年の保護に胚胎せねばならない。されば政府は、非常時財政下にかゝはらず厚生省を設け、特に兒童課を置き、乳幼兒の保護に、或は母性の保護に努力して居るのである。又文部省は、小學校の敎育に、或は靑年學校の敎育に、格段の注意を拂つて居るのである。

戰時狀態の下にあつては、一般犯罪は減少するも少年犯罪は減少しないのみならず、却つて幾分の增加を示すとは、各國刑事學者の通說と聞くところである。現在の我が國に於ても、受刑者の全體數は平時に比較すれば著しい減少を示して居るに拘らず、少年受刑者の數は減少して居らないのである。故に、事變下に於て行刑に關與して居る者は、少年行刑に特別の努力を盡すの必要なることを、認識しなければならないと思ふ。

少年行刑は、將來性の濃厚であることと敎育可能性の豐富であることに於て、特異性を有つて居ると余は信ずる。されば我が行刑當局は、從來から少年行刑の爲め特設刑務所を設置して居るのであらう。又特に敎育時間を定めて居るのであらう。然しながら、我が行刑の現在の機構に下に在つて一段の改善を要望せらるゝ點が存在しないだらうか。第一が、幹部職員の充實である。勿論、現在の幹部職員が不適任といふのではない。より一層充實することが急務であると信ずる。第二が、成年刑務所管理に追從して居る點が濃厚過ぎやしないかと云ふ點である。その中でも最も顯著な點は、作業收入に重點を置き過ぎはしないかといふ點である。之れに反して、少年行刑に最も必要な科學的行刑管理、換言すれば、少年の個性考査に最善の意を拂ふといふことに缺けて居りはしないかといふ點である。事變下に於て、轉失業者又は傷兵に對し、個性考査、適性檢査を施すことを第一義となし、これによつて得た成績を基本として、授產就職せしめて居るのを見ても、少年行刑の第一に努力を爲すべきは、少年の個性を闡明にして、これに適應した處遇即ち、個性に應じた智育、德育及び體育を施して、人的資源確保の一助となす樣邁進しなければならないことと思ふ。殊に現在不完全な組織で撰擇せられて居るのではあるが、我が少年受刑者中にはその一〇% 以上の精神異常者が存在して居るのを知るとき、一層如上の感を深くするのである。

刑務官の職務教育問題を中心として(二)

小野崎權七

一、行刑の指導理念と行刑に於ける刑務官の職務教育の地位
二、行刑精神と刑務官の職業
三、刑務官の生活型式（以上五月號）
四、刑務官練習所の發達（以上本號）
五、刑務官練習所に於ける教育組織について
六、結び

四、刑務官練習所の發達

抑〻直接國家の行刑事務に携るところの刑務官吏に對して、上來述べ來つたところに依つても知らるゝやうにしかく其の職務の本質は敎化官たり教育者たるの任務の負擔を要求することゝなつた。されば犯罪對策としての行刑の使命を受刑者の敎化改善といふ概念の上に於て把握する限り刑務官吏の職務教育の問題は行刑機能に於ける基礎的な重要事項として觀念されなければならない。今玆にかくの如き刑務官吏に於ける職務教育機關の發達の跡を探究するにそれは自由刑が刑の一方法と認められるゝやうになつた近世以後（一）に於て企畫せらるゝに至つたものであらうことは特に言ふ要を見まい。而してそれが愈〻爲政者間に注目せらるゝに至つたのは十八世紀以後のことに屬するものゝ如く、殊に法治國思想の展開と共に監獄法規が囚人のマグナ・カルタとせられ、更に近代刑事思想の發展に伴ふ教育

刑論の主張が行刑機能そのものゝ本質的要求と結合するに及んで監獄收容者の一般處遇と監獄經營の上に刑務官吏の職務教育は必至不可缺の問題として登場し發展することゝなつたのである。

―かゝる刑務官吏の職務教育の重要性に着眼してゐた米國ペンシルバニア大學の社會學教授、ソーステン・ゼリン氏は夙に西洋諸國に於ける刑務官練習所の發達に就て研究を進めて居る。次に同教授の發表するところに從ひ之を略說することゝしたい。（二）

前述の如く刑務官吏の職務教育機關の發達の歴史は近世以後に屬するところであるが、然しその實現を見るまでには實際何れの國家に於ても相當長い期間に亙つてかなりの論議が先行的に行はれてゐるのである。既に一七九一年、獨逸のワグニッツ（Wagnitz）は其の支邦監獄（State Prison）の所在地には刑務官訓練のための練習所を設くべきことを示唆したが、固よりこの教育訓練に於ては刑務官吏の道德的性格と知的教養とを練磨することのみならず彼等の職務に關する教育指導が爲されなければならぬといふ意見であつた。ステベンス（Stevens）は正規の刑務官練習所が一八三四年ガン（Ghent）の監獄に附設されてゐたといふことを言つてゐる。それは當時三十名の練習生を持つて居り、業績も亦相當見るべきものがあつたと傳へられるが然しそれは永續し得なかつた。ワインズ（E. C. Wines）はデメッツ（Demetz）が一八三九年少年犯罪者のためにメットレー（Mettray）に農業流刑地（The agricultual Colony）を開設した時、惡質の少年や成年をして改過遷善せしむべき行刑敎化事業は單なる古參者にのみ委ねられてはならないといふことを感得したとする事實を指摘して注意を喚起してゐる。この故にワインズは刑務官吏の教習所（Preparatory School）を設置したのであつたが、爾來該敎習所は三箇年間の敎習課程を有ち、二十五歳乃至三十歳の青年刑務官吏を收容し相當長年月に亙つて維持されて來たのである。

一八五六年、白耳義の首府ブラッセル（Brussels）に開催された國際慈善事業會議（The International Congress

刑政第52巻第7号
矯正図書館

of Charities) は刑務官吏に對する特別教育を要請して之を宣言したのであつたが、更に翌一八五七年のフランクフルト (Frankfurt) 會議も亦同樣の意見を表明したのである。斯て其後監獄實務練習を目的とする新參の刑務官吏に對する練習所 (Aufseher-Aspiranten-Institut) が一八五九年ハノーヴアー (Hannover) のリューネブルグ (Lüneburg) 刑務所に附設せらるゝことゝなつた。該練習所は少年行刑に關聯して其の設立の計畫を提案したハノーヴアーの高級刑務官會同に於て既にその前年企圖されたものであつた。然し實行に取りかゝると不幸にして其の建築は先づ延期のやむなき事情に當面したので、當時リューネブルグ刑務所長が進んで自ら其の刑務所に附置せんことを企劃し、早くも一八五九年中にその事業を開始して同年九月迄には八人の青年看守が練習のために入所を許された。かくして此の練習所は次のやうな基本綱領の下に事業を續行したのである。

(1) 既教育軍人は法律によつて優先的に入所を許されるけれども、なほ他に一回六人以下を限度として平人 (軍人や僧侶に對する普通人) にも入所を許可して先づ刑務官としての必要な學科を練習せしめ然る後實地の勤務に就かしむべきこと。

(2) 入所志願生は未婚者にして年齡二十五歲乃至三十五歲の者たることを要し且つ善良の性格を有する者たること。

(3) 入所の許可を受けたる者は其の服務紀律を遵守すべき旨の誓約をなす外、更に缺位を生じ且つ本人が行刑事務に對して適性を示す場合に於てのみ練習期間の終末に引續き實際勤務に就かしむることを條件として一年間假に入所を許可せられること。

(4) 苟も刑務官吏は收容者に對して健全な感化を行ふといふ職務の重要性に鑑み志願生は充分愼重に選拔せらるべきこと。

(5) 練習生は年、一五〇ターラー (Thaler) の俸給を給さるべきこと。

(6) 實務練習に於ては練習生は本勤務の看守の補助者として勤務に服すべきこと。

(7) 教授としては軍事訓練並に銃砲操練等の行はるゝ外、職務規程、習字、算術、報告書の作成方法、行刑目的、刑務官吏服務紀律等に關して講義が與へられる。

(8) 刑務官吏としての適任證は當該練習の終末に於て授與せられる。

この練習所には最初の年に十六人の練習生が入所を許されたが、翌一八六〇年には早くも二十一人を數へ、そのために個別指導は相當低減するに至つたけれども、練習生の卒業後配置を受けた各刑務所當局は之等練習所卒業生が何れも勤務上一層有用であり且つ又收容者の事情を理解するのに普型の刑務官よりも遙かに優れてゐるといふことを表明してゐたと傳へられてゐる。その後間もなく刑務官吏が略ゝ充員して新採用の需要性が殆んどなくなつたために一八六八年には此の練習所も廢止の運命を迎つたが、この年までに百廿七人の練習生が此處を卒業し、その中百十八人の者が刑務官吏として本勤務に採用せられて居るのである。

佛國に於ては一八六七年ステバン (Stevens) はルーバン (Louvain) 刑務所に於て看守のために夜間學校を開設して其の職務訓練に資してゐる。かくて其の二年後には內務大臣の名を以て布達し、同國の中央監獄に刑務官練習所の設置を促すところがあつたが、然しその實現を見るまでには行かなかつたものゝ如くである。一八七二年の倫敦に於ける國際監獄會議はその運動に新生命をもたらすに至つた。卽ち同會議に於て刑務官吏の教育訓練問題が提議せられて甲論乙駁意見區々に分れて熱心に討議研究せられたのであつたが、遽てその提案者中の二人は自己の抱懷する見解に基いて夫々之を實行に移すに至つた。まことに注目に價するところであつたのである。

一八七二年七月二十七日布告に係る伊太利の監獄制度には看守の教習に關して多數の規定を含んでゐる。先づ第一

刑政第52巻第7号
矯正図書館

にこの規定に則り設置されたバラック建ての教習所が一箇所維馬のエヂナ・ケリー（Aegina Coeli）僧院に實際に組織されることゝなつた。總計二百三十の寢臺を有つ寄宿舍、十の寢臺を有つ附屬病舍、教場、大講堂、圖書室、炊事場、集會所、武庫等々が配備せられ、特に大きな中庭はその教練場として使用せられた。此の教習所へ入所を志願せんとする者の願書は各府縣に於て受理せられ此處で先づ詮衡されるのである。彼等は未婚で且つ善良な品性の持主であるといふことがその詮衡の第一條件とせられ、更に入所を許された場合には八年間の服務義務があり之に違背なき旨の誓約を要する。固よりこの服務義務は畢竟期間六箇月を超えざる教習課程を無事終了することを條件となすことは言ふを俟たない。此の教習所に於ける教育は頗る嚴格を極め、一日六時間乃至九時間に亙つて軍事教練、體操、服務紀律若くは職務規程に關する學科並に行刑組織等に就て眞摯に練習が行はれたのである。惟ふに此の教練所開設以來最初の五年間に就ては毎年平均四百二十人の教習生を收容したが、この間その教習期間も最初二乃至三箇月間であつたものが漸次五乃至六箇月に延長されてゐる。かくの如き積極的な看守教養の結果は明かに期待すべき實績を示したのである。當時伊太利王國に於ける八十三箇所の刑務所に送つた質問書に對する回答が該教習所修了者の成績を稱へて賞讃の辭を惜しまなかつたといふ事實は之を證して餘りありと云ひ得よう。而して一八八五年までには四千四百九十二人の在鄉軍人と千八百二人の平人とがこの教習所を卒業してゐるのである。

一八七四年瑞典のノイハテル（Neuchatel）刑務所の典獄たりしグイランメ（Guillanme）博士は既に勤務に服してゐる刑務官吏のために研究講習會を開始した。これは僅かに一週間の短期間に過ぎなかつたが、六人の者が會員として聽講を許され、その中四人は他の中央監獄の看守部長の職にあつた。こゝでは毎日午前六時から午後七時まで理論的に將又實際的に教授が行はれたのである。

一八七八年ストツクホルム（Stockholm）の國際監獄會議も亦その議事日程中に刑務官練習の問題を採り上げて之

を論議したのであつたが、就中グイランメ博士及びベルトラニ・スカリア（Beltrani-Scalia）兩氏は自らの經驗について報告するところがあつた。かくしてかなりの論爭の後、看守は最後に勤務に服する以前に理論的にも實際的にもその職務に對する練習を加ふることは極めて重要なことであるといふ決議案を採擇することゝなつたのである。玆に吾々は優秀な刑務官吏を確保すべき主要條件は正義の道德的性格を具へた者を吸收し且つ之を確保し更に彼等の地位の明確な保證を與ふるところの勤務條件を保護するに在るといふ意見の高調せらるゝやうな雰圍氣を見るに至つたことはまことに望ましき傾向であつたと云ふべきである。既に一八七二年には米國ペンシルヴアニア州の社會慈善部長（President of the board of public charities）ジョージ・エル・ハリソン（George L, Harrison）が各刑務職員の教育訓練を目的として州立の刑務官練習所設立の重要なる所以を說き、その社會慈善部發行の年報に提案してゐる。

獨逸に於ては一八八六年にフオン・ヤーゲマン（E. von Jagemann）がバーデン（Baden）支邦に於ける高級刑務官の教育のために一の練習課程を設定したが、佛に於ては翌一八八七年刑務官吏のためにムラン（Melum）刑務所に練習所を開設し、更に二年後には之に引續いて巴里のサンテ（Sante）刑務所に同樣の練習所を見るに至つたのである。之等の練習所は既に看守として勤務に從事してゐる者のために組織されたもので講義內容としては監獄の組織及び管理、犯人逮捕並に逮捕狀及び收監、釋放及び移送、職務規程並に服務紀律及び報告文書等に關する諸法規、國文法並に國史、初等數學及び地理學等の諸敎科が擧げ得られる。かくして佛國に於ては一八九三年八月十二日に至り命令を以て中央監獄、監獄流刑地及び大監獄（Large departmental Prisons）の中に看守訓養を目的とする基礎學校を設置すべきことを示達し、猶ほ他方同日附の命令を以て首都巴里に於ける警視廳拘置所（Police detention jail）に高級刑務官練習所（Ecole superieure Pénitentiare）を開設すべき旨を公表した。玆に於て佛國の各監獄を通じ

刑政第52巻第7号
矯正図書館

て看守中の最も成績の優秀な者の間から二十四名の者が選抜されて此の練習所に入所すべきことを命ぜられたのを最初として、此處で高等佛語作文、算術、地理、刑法及び刑事訴訟法、刑務作業・行刑訓練、人體測定學等々に關する講義と訓練とを受けたのである。凡そこの訓練所は一九〇八年まで繼續してゐたと稱せられる。

西班牙に於ては一九〇三年三月十二日の勅令が犯罪學々校（Escuela de Criminologia）の設置を確立したので、一九〇六年の一月に至りその開設を見るに至つた。爾來數多の諸法令はこの事業の改善を目的として次々と公布せられてゐる。抑々この犯罪學々校の設立は勅令を以て模範監獄の建設を提示した一八四四年以來既に豫約されてゐたものと云ひ得るのであつて、かゝる模範監獄は同時に刑務官練習所として之を充つる豫定であつたのである。然るにその後この模範監獄は建築せられたけれども、練習所は依然その實現を見るに至らなかつたことは洵に遺憾なことであつた。

かくして時代は世界大戰を捲き起して歐米諸國をして戰爭以外に他に多くの餘裕を與へしめなかつた。やがて平和秩序の恢復を見ると共に各國は眼前に横はつてゐる戰後の經營と對策に只管腐心しなければならぬ運命にあつたのである。そこに國内文化のあらゆる機構と施設の上にも積極的な檢討と革新が加へられることになり、而して國家がその責任に於て能動的に文化的な福祉を天下に施さねばならぬとされるやうになつた。されば獨逸憲法の如きは特に「人タルニ價ヒスル生活」の觀念を明定し、之に基く一九二七年の行刑法案の如きも受刑者に對して「人ラシキ處遇」（第二十六條第一項）を爲すべしとし、全面的に教育刑主義に立脚する行刑の確立を期しつゝあつたのである。かくの如き思想的雰圍氣の下にあつては一國の行刑革新の如きもその綱領中に當然刑務官吏の改造といふことを看過するわけはなかつたのである。乃ち先づ希臘に於ては一九二三年司法省令を以て首府、アゼンス（Athens）に刑務官練習所を設立して看守たらんとする者に對して一定の訓練を施すことゝし、越えて一九二四年には波蘭共和國がその首

都、ワルソウ（Warschau）の司法省内に刑務官の中央練習所を開設して爾來指導的な有能刑務官の養成に努むるとゝなり、續いて一九二五年には英國に於てもウエークフイールド（Wakefield）の刑務所に同樣の刑務官練習所を設置し特に實習的な訓練に重點を置いて新しく刑務官の指導養成に出發することゝなつたのである。他方獨逸に於ては一九二三年各支邦政府の承認を與へた「自由刑の執行に關する原則」"Grundsätze des Strafvollzugs" の第九條は只理論的に實際的に訓練せられた者のみが刑務官吏の職務の地位を與へらるべきことを要求し、この要求に基いて刑務官吏の教育が實際的に喧しい問題となりつゝあつたのである。されば聯邦各支邦政府も夫々その具體化に努力を傾けつゝあつたが、特にプロイセン政府は相當大規模に刑務官の訓練を開始してゐる。即ち一九三一年一月八日の司法省令を以て高級刑務官の任命に就ては高等專門學校程度以上の教育を有し且つ心身共に健全なる二十歲乃至四十歲の者を以てすべきことを要求し、かゝる法定の資格者に對して期間三箇年の長きに亙る練習科程に服せしめなければならないとしてゐる。この教育練習に於ては彼等練習生の將來の職務に關する廣い知識のみならず受刑者に對する理解の態度を植えつけることが眼目とせられ、特に練習生の性格と人格の陶冶に大きな重要性を置いてゐるのである。更に下級戒護職員換言せば看守の任用に關しては一九三一年四月二十九日に今一つの司法省令を以て規定をなし、年齡二十三歲乃至三十五歲にして小學校卒業程度以上の教育を有つ心身健全なる者を以て資格とする看守志願者に對して一箇年間の教育を施すべきことゝしてゐるが、この教習に於ては期間三箇月間の學科課程が二回に區分して實行せられこの間に六箇月間の實務練習が與へられるのである。學科は社會及び政治問題、歷史及び地理、刑法、犯罪學、行刑學、監獄規則、教育學、社會事業及び衞生に關する知識等であり又體操並に競技が重視され、更に重要なる時事問題の討論の外文化諸施設の見學にも非常な重きを置くものとされてゐる。かくしてこの教育に於ては教習生の性格の適職性と社會協同性とが愼重に觀察せられるのである。（三）

刑政第52巻第7号
矯正図書館

米國に於ては監獄改良の運動に於て夙に輝やかしき歴史を展開してゐたが、刑務官吏に對する職務教育の點に於ては最近に至るまで之を歐洲諸國に學ばねばならぬ實情にあつたのである。殊に一九二九年七月より三〇年四月に至る僅か十箇月間に於て米國には大破獄事件が七回、監獄暴動や脫獄逃走等の如き惡性の刑務事故が著しい數に上る程であつたが、かくの如きアメリカ行刑に於ける多くの失敗はハート博士（Dr. H. H. Hart）をして之を言はしむれば所詮その職務教育に無關係に任用せられる刑務官吏自體の素質に歸責せられる。當時かねてより刑務官吏に對するかゝる職務教育の重要性を認めつゝあつたサンフォード・ベーツ（Sanford Bates）が一九二九年六月一日米國聯邦政府の行刑局長に就任するや刑務官練習所の創設を企圖してその基礎計畫を前記ハート博士に委囑したのである。乃ちハート博士の指揮の下に英國のウエークフイールドの刑務官練習所の組織や其他多數の資料に基いてこゝに一つの新しい練習所が誕生するまでに至つた。乃ち同年十一月九日紐育市に於ける國立拘置所長（Superintendent of the Federal Detention Headquarters）スタツツマン（Jesse O. Stutsman）がその初代所長に迎へられ、翌年一九三〇年の一月第一回の教育練習を開始したのである。

この練習所の一般目的は社會防衞と受刑者の社會復歸をその任務とする刑務官として練習生に託さるべき重大な職務を聰明に理解し思考するの素地を與ふるにある。その練習課程は四箇月、犯罪及び刑罰史、犯罪の現勢、各種刑罰施設及びその職能、行刑衞生、受刑者及びその背後環境、刑務職員、監獄訓練、分類及び隔離、監獄機能、實務心得體育等を主題とする一週五回の講義若くは日課の復演の外にその講義の主題に關聯する參考書の閱讀並に一定の論文の提出を義務づけられ、他方體育のためには體操、拳鬪、角力、柔術、水泳及び銃器の操練が課され、之に加へて前記國立拘置所に於て有用な實務の訓練に服さねばならない。やがてこの練習課程を終了すると夫々指定せられたる刑務所に配置せられて少くも二箇月以上繼續課程としての實務練習を受けるのである。

かくしてこの練習所と同樣のものがマサチユウセツツ（Massachusetts）、メリランド（Maryland）、ニユージヤーシイ（New Jersey）、ニューヨーク（NewYork）の各州にも設置せられ、ウイスコンシン（Wisconsin）州に於てもその開設を進められるゝに至つたのである。然しかくの如き正規の刑務官練習所（Prison Officer's Training School）の實現を見る二年前、紐育市に於ては行刑委員と警察官練習所との協力に依り看守練習所（Keeper's Training School）が既に組織せられてゐたことを特に指摘して置かねばならない。

上來述ぶるところによつて知らるゝ如く刑務官吏の職務教育に關する實踐的試みは殆んど最近一世紀半の間に於て見られたに過ぎないのである。今ゼリン教授の說述するところを吟味するに歐米諸國に於て發達したところの所謂刑務官吏の職務教育の如きも初めの多くは我が國に於ける所謂看守教習所のそれに相當すべきものゝ如く、その試みの如きも比較的短命に終つてゐるかに思はれる所以のものも恐らく我が國の看守教習制度そのものゝ有つ惱みより推知し得らるゝところでないであらうか。さればこそ我が國に於ける各刑務所當局の如き現行看守教習制度に於ける不合理を認め、その解決策として從來の制度を改廢して控訴院管內毎に一括して一の看守教習所を設置すべしとの熱心なる要望を見るのである。さあれ歐米諸國に於ては我が國に於ける幹部級刑務官の養成を目的とする所謂刑務官練習所のそれに相當すべき教育機關の如きは極めて最近の發達に屬する點に注意しなければならない。一九三〇年、ハート博士が「刑務官練習所」（"Training School for Prison Officers"）なる小冊子を公にして、此の種の練習所の最初のものとして其の先驅者をなすものは一九二五年に英國のウエークフイールドに開設された練習所であると主張されてゐるが、然し之に對してウイスコンシン大學の社會教授、ギリン博士（Dr. J. L. Gillin）は一九二七年より二八年に亙る日本訪問に於て實見したところに基き、日本刑務協會に依る刑務官練習所こそウエークフイールドのそれに先立つ十七年前、一九〇九年（明治四十二年）來既に實施されてゐるといふことを指摘し反駁し大いに我が國の刑務官

刑政第52巻第7号
矯正図書館

練習所を紹介し讃歎してゐるのである。（五）

（一）近代的自由刑の起原とされるのは一五五〇年倫敦のブライドエル（Bridewell）に於て行はれたものとされ又一五九五年及び九八年にアムステルダムに設けられた制度は其の後諸國の模範となつた。（岩波法律學小辭典五一三頁「自由刑」の項。牧野博士「日本刑法」總論　六〇八頁註一ノ（一）參照）

（二）Thorsten Selling; Historical Glimpses of Training for Prison Service. (Journal of Criminal law and criminology. 1934. Vol. 25 No.4 P.594 et seq)

（三）Thorsten Selling; Training the Prison staff in Prussia. (Journal of criminal law and criminology. Vol No.1 22 P.102 et seq)

（四）Clarence Stewart Peterson, Prison officer's Training Schools. (Journal of Criminal law and criminology. Vol. 22 No.6 P.895 et seq)

（五）J. L. Gillin; The world's oldest Training School for Prison officials. (Journal of criminal law and criminology. Vol.23 No.1 P.101)

まことに我が國に於ける刑務官練習所はその淵源を尋ねればギリン教授の激賞にもかゝはらず更に年を遡ること十有九年、明治二十三年（一八九〇年）の創設にかゝる古き淵源を有する。卽ち當時我が行刑制度の改良と整備のために招聘した獨逸行刑學界の耆宿、クローネ博士の高弟、クルト・フオン・ゼバツハの教育指導を中心として內務大臣の訓令に基き同年四月一日、小菅の東京集治監內に第一回監獄官練習所の開所式を見るに至つてゐるが練習所の設置の趣旨も亦その所長たりし當時の淸浦警保局長の開所式に於ける訓示に明らかな如く、司獄の主義は徒に抑壓威嚇を事とすべきに非ずして監獄事業は要するに文明的な學理に明るき教育ある刑務官を俟つて始めてその目的を達成し得るとの確信に基いて設置されたのである。この第一回の卒業生を五十七名に數へて居た。かくしてその世紀の曙光を仰ぐに至つた我が國の行刑界は翌二十四年春には第二回の卒業生九十四名を送り、更にその年の秋、最早第三回の練

習所を開設するの運びになつてゐたのであるが、偶々ゼバツハの長逝に遭ひ不幸その繼續を許さない事情に立ち至つたことは惜みてもなほ餘りあることであつた。（一）

かくの如く監獄官練習所の廢止と共に久しく中絕の狀態にあつた刑務官の職務教育機關は廳て條改約正に依る治外法權の撤廢に伴ひ外國人の犯罪者を收監することゝなつた時代に於て行刑改良の上に特に重要な意義を有つに至つたことは自然の數と云はねばならぬ。玆に於て十餘萬圓といふ警察監獄學校開設費が第十三議會に於て承認され內務省の事業として櫻田門外霞ケ關に警察監獄學校が新設されたのである。その開校式を擧げたのは明治三十二年九月十一日であつた。校長は小松原內務次官、學科は憲法、監獄學、刑事訴訟法、民法大意、衞生學、操練等であり、練習期間は六箇月であつた。かくして同年を第一期として爾來毎年之を繼續して開設してゐたのであるが、明治三十六年の第五期生を最後として監獄事務の司法省移管と共に翌三十七年三月、同校官制は廢止となり、刑務官の職務教育機關が再び頓挫の運命に陷つてしまつた。然しこの五箇年間に於て同校を卒業した刑務官の數は實に三百八十五名の多きに達してゐるのである。（二）　只こゝに注意すべきは我が國に於けるが如き此の種の刑務官練習所は夙に國際監獄會議に於て問題視せられ極力其の開設を慫慂するところあつたに拘らず當時西洋諸國に於ては未だ殆んどその例を見ない實情にあつたので一九〇五年のブタペストに於ける國際監獄會議には我が國に於ける此の施設に關して世界的に紹介せられ、各國の注意を惹くに至つたことであつて、（三）　吾々はこの警察監獄學校の內容實質の如何にもあれその實現に努力された當時の當局者の卓見と心意氣とに最高の敬意を表さなければならない。

警察監獄學校の廢止後我が國に於ては明治四十一年に至り新刑法及び新監獄法の制定其の他刑事法規の改廢が行はれ、それに伴ふて監獄事務の執行上にも新たに幾多の影響を見るに至つたが、その反面に於て刑務官吏の教育練習といふ問題が新たに擡頭して來たのである。こゝに再び刑務官の訓練機關が復活することゝなつた。前に述べた二つの

刑政第52巻第7号
矯正図書館

刑務官の訓練機關は共に内務省の所管に屬する官立のものであつたが、今こゝに誕生した所謂監獄官練習所は經費等の點よりして當時の所謂監獄協會なる行刑の外廓機關の事業として實現せられたことについては特に注目すべきところであらう。この第一回監獄官練習所は明治四十二年四月より四箇月の期間を以て開始せられ、當時學科目としては正科として監獄學、監獄法規、刑法、刑事訴訟法、個人識別法の五科目があり、補助科として刑事政策監獄の構造統計、教誨、犯罪の心理學、衞生學、監獄教育、監獄經濟及び操練等の諸科目が數へられてゐた。爾來連年四乃至六箇月の期間に於て同協會内に開設せられ、その組織の上にも格別の變化を見ずして今日に及んでゐる。(四) 司法省に於ても該事業の重要性に鑑み大正八年以後特に年々補助金を交付してその助成に努めつゝある。現に第三十一回刑務官練習所の開設中であり、昭和十三年第三十回の練習所を終了するまで三十年の間にその卒業生を送ること實に二千四百人を遙かに越えてゐる。若し夫れ明治二十三年我が國に始めて監獄官練習所の創設を見たる昔に遡つてその卒業生を累計するならば殆んど三千人の多きに垂んとしてゐるのである。しかも今日我が國の行刑界に於ける指導的地位にある刑務職員は殆んどこの卒業生によつて占められつゝあることは今更言ふを俟たないところである。

因に我が國の刑務官練習所は概して看守中より選拔詮衡して入所せしむる所謂普通練習の課程を主體として刑務官吏の知的陶冶を意圖して之を實施して來てゐるが、然し大正の末期頃より時勢の要求に從ひその教育課程は更に分化し、この外に高級看守長若くは大學卒業生を以て入所資格とする高等練習の課程を增設して上級官吏の養成を實施すると共に醫務衞生及び作業指導等に從事する技術官に對する專門科學を基本とする練習課程を併置して夫々刑務官としての職業的な訓練と教養を賦與することをはかり、かくて行刑の指導者をその全野に亙つて普ねからしめ、行刑の教育的使命に對して深き考慮を拂ひつゝあるのである。尙ほ玆にこの練習所卒業生は大正十一年十二月以來司法省訓令「看守長特別任用ニ關スル實務考査及學術試驗規定」によりその學術試驗に合格したる者なることを公認されてゐることを特に指摘して置かねばならない。(五)

(一) 岡五朗氏「刑務協會五十年史」(刑政論集、五六三頁以下)
(二) 同　氏　前揭書　六〇三頁以下
(三) 日本監獄官練習所の事績については小河滋次郎博士により同會議に紹介されたのである。その間の事情につき、正木亮氏「國際監獄會議」法學志林第二十七卷第四號一〇二頁參照、
(四) この監獄官練習所は大正十一年十一月刑務官練習所と改稱されて今日に及んでゐる。
(五) 看守長特別任用ニ關スル實務考査及學術試驗規程第十條參照。

刑政第52巻第7号
矯正図書館

看守を中心とする待遇官吏の身分に就て（二）

鷲津愛十郎

目次

一、看守と待遇官吏
二、官吏法規と待遇官吏
三、官吏及待遇吏と公務員
四、看守長と看守（以上六月號）
五、官吏及待遇官吏に對する訓告
六、主として看守に對する徴戒（以上本號）

五、官吏及待遇官吏に對する訓告

官吏及待遇官吏は何れも強制的に任命されたものではないけれども、一旦任命された以上、國家に對し一般臣民とは異なる一種特別の權力服從關係に立つのであるから、一般臣民の負はない幾多の特別の義務を負擔する。卽ち忠實の義務、品位を保持するの義務、職務執行の義務等を負擔するのみならず、行動に對し種々なる制限を受けてゐる。（官吏服務規律第七條乃至第十五條）一般臣民も亦各種の義務を負擔してゐるけれども、官吏及待遇官吏は其の身分地位に基いて特別の義務を有する。而してこの特別義務は種々なる形式に於て、種

種なる方面に發動して、種々なる義務を形成してゐる。故に官吏及待遇官吏の義務は之を列擧し盡せるものではないが、其の一般的限界は官吏服務規律に依つて定められてゐる。

官吏及待遇官吏は特別の義務を負擔する爲め、又時の政府に反對する運動をすることは出來ない。是れ服務規律より生ずる當然の結果である。然れども官吏又は待遇官吏たるの資格を以てせざる限り政府に反對することが出來る。例へば衆議院議員の選擧權は臣民たる身分に於て之を享有する公權であつて、其の行使は選擧權者の自由であるから具體的に選擧權を行使し得る官吏又は待遇官吏は時の政府に反對する黨派の候補者に投票しても差支ない。

官吏又は待遇官吏が其の特別義務に違反したときは官吏關係の秩序、換言せば官紀を維持する爲め之に制裁を加へる要がある。懲戒卽ちこれである。然れども義務違反の內容程度が輕微であつて、懲戒處分を行ふ範圍內にあらざるときは上官より訓告（官吏服務規律第十六條）すべきである。（普通には戒告、訓戒などとも謂はれてゐるが法令の用語と一致することが望ましい。）上官が下官に對し訓告注意を爲すは指揮監督の當然の作用であつて、官吏服務規律第十六條の規定を俟つまでもない。若し懲戒處分を要するものと認めたときは、事情を具へて本屬長官に稟告せねばならぬ。上官が下官に懲戒處分を要する義務違反の所爲ありたることを知りながら、之を隱蔽して稟告の手續を採らないときは是亦義務違反として責任を問はれるを免れないのであつて、其の事情如何に依り或は訓告を受け、或は懲戒處分を科せられる。尙公證人に付ては訓令及訓諭がある。（公證人法第七十六條）

官吏服務規律第二條の本屬長官とは職務上の上官（一般には單に上官と謂ふ）を指すから「下官に對し上官として指揮監督し得る權限を有する官吏又は待遇官吏」である。故に官等、俸給、位階等に劣るとも指揮監督の權限ある以上は上官たるに妨げない。又系統の異なる上級官吏は上官ではない。官吏服務規律第十六條の「局長、所長其ノ他一部ノ長」なる文言は畢竟するに職務上の上官に外ならぬ。

刑政第52巻第7号
矯正図書館

官吏服務規律第二條以外の各條に於ける本屬長官とは身分上の上官を指すのであるから「下官の賞罰進退に付いて自ら之を專行し又は申請する權限ある官吏」のことである。別言せば「判任官及判任待遇官吏に付ては其の任免權を有する官吏、奏任官、同待遇及親任式に依らない勅任官、同待遇に付いては其の進退を奏薦する權限ある官吏」に外ならぬ。故に看守の本屬長官は刑務所長であつて、高等官及高等官待遇の刑務職員並看守長の本屬長官は司法大臣である。尙身分上の本屬長官は一人であるが、職務上の本屬長官は必ずしも一人に限らない。

文官懲戒令の本屬長官なる用語は身分上の上官のみを指すが、同令第六條及第二十九條の本屬長官が何人なるやに關しては明治三十二年四月內閣書記官長通牒が之を定めてゐる。

親任官には本屬長官はないが、官吏服務規律中本屬長官の許可を得て之を爲すべしと定めてある事項を爲さんとするには天皇の裁可を要するものと思ふ。尙府縣吏員服務規律、市町村吏員服務規律には訓告に關する規定はないが、指揮監督の權限の發動的作用として當然に府縣知事は府縣吏員に對し、市町村長は市町村吏員に對し訓告、訓戒などを加へ得るのであつて敢て明文の規定を要するものとは考へぬ。

六、主として看守に對する懲戒

1. 看守に對する懲戒權の發動

文官懲戒令は、特別の懲戒條規を適用されないで一般文官に適用されるのであるから、待遇官吏たる看守は文官懲戒令の適用を受くべき身分を保有しない。さればとて看守に特別な懲戒條規は現存せぬから、明治四十年勅令第百七十七號に依つて文官懲戒令の準用を受けてゐる。從つて看守にして、

イ、職務上ノ義務ニ違背シ又ハ職務ヲ怠リタルトキ

ロ、職務ノ內外ヲ問ハス官職上ノ威嚴又ハ信用ヲ失フヘキ所爲アリタルトキ

は懲戒を受ける。（文官懲戒令第二條）換言せば看守が待遇官吏として負擔する各種の職務上及身分上の特別義務の何れかに違反したときは懲戒を受けるのであるが、而も故意を必要とせず、注意義務の懈怠、監督上の不注意に付いても責に任ぜねばならぬ。

文官懲戒令第二條は、看守が懲戒を受くべき所爲を包括的に規定したものであつて、如何なる所爲を目して職務上の義務に違背し（職務違背所爲）又は職務を怠りたるもの（職務怠慢所爲）と見るべきや將又如何なる所爲が官職上の威嚴又は信用を失ふべき所爲（威信失墜所爲）に相當するやに付て、抽象的標準を定めることは困難であるし、又其の必要はない。須く個々の場合に於ける具體的事情を調査して、如何なる所爲に該當するやを判斷決定すべきである。

然しながら國家は官吏又は待遇官吏に對し、懲戒を行ひ得るも之を行ふを要するものではない。懲戒を加へざるを以て利益なりと認むるに於ては、縱しや看守に義務違反の行爲ありとするも之を行はなくともよい。恰も刑事事件に於ける不起訴處分又は起訴猶豫處分に類似する處理を爲して差支ないのである。

文官懲戒令以外の各種文官の懲戒條規に揭げられてある懲戒權發動原因に關する規定は多少用語に相違こそあれ、文官懲戒令第二條と同樣である。特色あるは陸海軍の懲罰令である。海軍懲罰令は其の第九條に於て、懲戒を受くべき行爲を二十七だけ制限的に列擧して居る。之に反し陸軍懲罰令の第一條は「陸軍々人ニシテ其ノ本分ニ背キ又ハ軍事ノ定則ニ違ヒ、其ノ他軍紀ヲ害シ風紀ヲ紊リ其ノ犯行陸軍刑法ノ罪ニ該ラサルトキハ本令ニ依リ之ヲ懲罰ス」と定め、各種文官の懲戒條規に定められてある懲戒權發動原因に關する規定とは全く其の趣を異にする。

尙屬員傭人等を支配する一般的の懲戒條規はないのみならず、文官懲戒令も準用すべき性質のものではないから、

これらの者に對する懲戒は本屬長官の見込を以て適宜處理すべきである。（明治三十二年內閣書記官長通牒）尤も雇員傭人の懲戒規定の定められてある官廳に於ては之を適用すべきである。

2. **懲戒の種類**

懲戒の種類看守の科せらるべき懲戒には譴責、減俸、免職の三種がある。而して譴責と減俸とは本人を改善するの目的に出でたのであるから矯正的懲戒と稱し、免職は官吏たるの身分を剝奪して官吏關係から排除し、以て官紀の肅正を圖らんとするに出でたものであるから排除的懲戒又は淘汰的懲戒と稱せらる。

一般文官（待遇官吏を含む）の懲戒は譴責、減俸（一月以上一年以下年俸月割額又は月俸の三分の一以下を減ずる）但し巡査の減俸は一月以上十月以下月俸百分の十以下を減ずる）免官又は免職の三種であるが、判事の懲戒には譴責、減俸、轉所、停職、免職の五種がある。俸給を給されない執達吏や公證人には減俸處分を科し得ないのは當然であつて、執達吏に對しては譴責、一年以下の停職、免職三種の懲戒があり、（執達吏懲戒令第二條）公證人の懲戒には譴責、千圓以下の過料、一年以下の停職、轉屬、免職の五種がある。（公證人法第八十條）

何れにしても懲戒は官吏又は待遇官吏の權利又は利益を剝奪するものを限度と爲すものであるから、身體の自由を拘束したり、權利能力を制限するやうなことは出來ぬ。然るに軍人に對しては身體の自由を拘束するやうな嚴重な懲戒手段が設けられてある。陸軍の將校、下士に對する重謹愼、輕謹愼、海軍の準士官以上に對する謹愼、下士に對する拘禁及禁足の如きこれである。畢竟するに軍紀を維持するに特別に必要ある限度に於て軍人には憲法上の自由權の保障が適用されぬからである。（憲法第二十三條）

3. **懲戒手續**

懲戒手續には

イ、懲戒委員會の議を經て行ふもの

ロ、裁判手續に依るもの

ハ、身分上の上官の專斷に依るもの

ニ、職務上の上官の專斷に依るもの

などがある。看守に對する懲戒の中、減俸と免職は各刑務所に所屬する文官普通懲戒委員會の議を經て行はれるが判事、會計檢査官に對する懲戒は特別に組織された懲戒裁判所の判決に依つて行はれる。身分上の上官の專斷に依る懲戒は、身分上の上官たる本屬長官の判任官又は判任待遇官吏に對して行ふ譴責、府縣知事の小學校教員に對して行ふ各種の懲戒（小學校令第四十八條）本屬長官の雇員傭人に對して行ふ各種の懲戒などである。職務上の上官の專斷に依る懲戒は陸海軍に於て行はれて居る。一例を擧ぐれば中隊長は其の部下たる士官、准士官に對して謹責、下士に對して十日以內の重謹愼、輕謹愼並謹責、兵に對して二十日以內の重營倉、輕營倉を專決するの罰權を有し、（陸軍懲罰令第二十四條）驅逐艦長は部下の下士兵に對し十五日以內の拘禁又は三十日以內の禁足を命ずることが出來る。（海軍懲戒令第十五條）

看守に對する懲戒の中、譴責は本屬長官たる刑務所長の專行に委ねられてゐるが、減俸と免職は各刑務所に所屬する文官普通懲戒委員會の議を經て行はれる。若し然らずして刑務所長の專斷に依つて減俸又は免職を行つたとしても、それは違法であるから無效である。

文官懲戒令の定むる懲戒委員會には文官高等懲戒委員會と文官普通懲戒委員會との二種がある。前者は高等官又高等官待遇官吏の減俸及免官又は免職を議決し、全國に一あるだけで現在は宮城內樞密院事務所內に置かれてある。後者は判任官又判任待遇官吏の減俸及免官又は免職を議決するもので、十七の中央及地方に置かれてあるの外、各省大

刑政第52巻第7号
矯正図書館

臣に於て必要ありと認むるときは其の所轄官廳にも之を置くことが出來る。刑務所の文官普通懲戒委員會は司法大臣が其の必要ありと認めて置かれてある（文官懲戒令第二十二條）。

刑務所の文官普通懲戒委員會の委員長には其の所刑務所長が充てられ、委員は二人乃至六人とし當該刑務所高等官の中より司法大臣が之を命ずることになつて居るが、今日の實際に於ては最少限の二人である。大阪、府中の如く本務典獄補二人の配置ある大刑務所にあつては之に文官普通懲戒委員を命じ、然らざる刑務所に在つては文官普通懲戒委員を任命する都合上兼務典獄補を配置し、卽ち本務典獄補の配置が一人なる刑務所には兼務典獄補一人を配置し、本務典獄補の配置が一人もない刑務所には兼務典獄補二人を配置し之に文官普通懲戒委員が命じてある。然しながら懲戒委員は本務又は兼務の典獄補たるを要するのではない。特別の事情あるときは司法省の高等官を懲戒委員に充てることが出來る。（文官懲戒令第二十三條第三項）醫務課長、教務課長等は高等官であつて高等官ではないから懲戒委員には命ぜられない。

文官普通懲戒委員任命の都合上兼務を命ぜられた典獄補の本務に異動變更を生じた場合に於て、其の者の兼務及本務並兼務廳の文官普通懲戒委員たる身分は當然に消滅するに非ずして、これを消滅せしめんには本屬長官たる司法大臣の意思表示（一般には發令）あることを要する。

文官普通懲戒委員會には委員長の命を受けて庶務に從事する書記二人を置くべきである。書記は委員長の所屬官廳たる刑務所の看守長の中より委員長たる資格に於て之を命じ、刑務所長たる資格に於て命ずるのではない。

刑務所長は部下の看守に懲戒に當るべき所爲ありと思料するときは、證憑を添へ書面を以て懲戒委員會の審査を要求せねばならぬ。懲戒委員會は常に本屬長官たる刑務所長の要求に因つてのみ其の審理を開始するもので、審理の方法は口頭辯論に依らず書面審理を原則とし、唯必要と認むる場合に限り本人に出頭を命ずることが出來る。刑務所長

は本屬長官たる身分に於て懲戒委員會の審理を要求し、次で文官普通懲戒委員長たる身分に於て委員會を招集せねばならぬ。委員會は委員長又委員二人以上出席するに非されば會議を開くことは出來ぬ。若し委員長に事故あるときは上席の委員が之を代理するのであるが、委員長も委員も自己の親族に關する事件の會議には參與することを許されぬ。委員會の議決は直に効力を生じないから委員會に於て議決を爲したときは其の理由を具して本屬長官に之を覆申せねばならぬ。刑務所長はこの覆申に拘束せられ其の內容を左右する權限はないが、本人に對しては刑務所長の名を以て行はれそれにより初めて國家意思たる効力を發生する。而して委員會の議決は多數決に依るものなりや、文官懲戒令第十二條第二項との關係上全員の一致を要するものと解すべきであらう。

懲戒と刑罰とは其の性質を異にするから、看守の同一所爲に對し之を併科するを妨げない。然れども懲戒手續と刑事訴追とが同時に併立進行することを避け

イ、懲戒に付せらるべき事件が刑事裁判所に繫屬する間、卽ち刑事裁判の確立するまでは同一事件に對し懲戒委員會を開くことは出來ぬ。

ロ、懲戒委員會の審査手續中に屬し、未だ其の議決を見ざるに先ち同一事件に對して刑事訴追が開始されたときは、其の裁判の確立するまで懲戒委員會の審査手續を停止せねばならぬ。

右の二の場合を合せて刑事訴追先行の原則と謂ふ。刑事訴追先行の原則は懲戒委員會に關する規定であるから本屬長官の專行に屬する譴責には適用を見ない。故に本屬長官は刑事訴追の開始された後に於ても之とは無關係に譴責を專決執行することが出來る。

若し刑事裁判の結果、看守が禁錮以上の刑に處せられたならば懲戒を待たずして當然失職となるから別に懲戒手續を開始するの必要はなくなり、停止中の懲戒手續は當然に解消するが、罰金、拘留又は科料の刑に處せられた場合に

刑政第52巻第7号
矯正図書館

は或は別に懲戒の手續を爲す必要のあることが生じ得る。刑事々件としては或は豫審免訴となり或は無罪になつたとしても、場合によつては懲戒の手續を取ることを妨げない。（美濃部博士、日本行政法上卷第七百二十六頁）

4. **巡査に對する懲戒手續との比較**

巡査は巡査懲戒令を適用せられ看守は文官懲戒令を準用される結果兩者の懲戒手續には幾多の相違があるが、要するに巡査の懲戒手續は看守のそれよりも鄭重である。

イ、巡査には懲戒猶豫の制度あるも看守にはない。卽ち地方長官は懲戒に當るべき所爲ありと思料する巡査に付いては情狀に因り六月以上一年以下の期間内其の懲戒を猶豫することが出來る。猶豫を取消さるゝことなくして其の期間の經過したときは其の懲戒は行はれなくなる。（巡査懲戒令第六條）

ロ、巡査懲戒委員會は委員長一人と委員五人を以て組織され尙豫備委員が四人置かれてある。文官普通懲戒委員會は委員長と二人乃至六人の委員を以て組織せられ豫備委員はない。

ハ、巡査懲戒委員會は委員長及委員を併せ四人以上出席するに非ざれば會議を開くことは出來ない。而して其の議決は多數決に依るのである。文官普通懲戒委員會は委員長と委員二人以上出席すれば會議を開くことが出來るが其の議決は出席全員の一致を要する。

ニ、巡査懲戒委員會に於て免職を議決する場合には委員長及委員を併せ五人以上出席することを要するが、文官普通懲戒委員會に於ても委員長と委員が二人以上出席すれば足る。

ホ、巡査懲戒委員會の構成分子たる委員長、委員及豫備委員は悉く當該道府縣廳の官吏であるから容易に懲戒委員會を開くことが出來るが、刑務所の懲戒委員會は大阪、府中の如き大刑務所を除くの外兼務典獄補が委員たる關係上實際に於ては委員會を開き得ないから所謂「持廻り會議」になつて居る。文官懲戒令第二十四條には委員長及委員二名以上出席するに非ざれば會議（合同會議の署）を開くことを得ないと定められてゐるにも拘らず「持廻り」に依つて議事を決することは果して適法であらうか。大審院の判例に依れば「持廻り」に依る親族會の決議は違法ではあるが當然無效ではないから民法第九百五十一條に依り、訴に依つて取消し得るに過ぎないとされて居る。「持廻り」に依る懲戒委員會の決議も同樣違法ではあるが當然無效ではないと解する。さりとて之に對し異議の申立、訴願又は行政訴訟の提訴が許されて居らぬから本人は取消を要求する權利はない。又懲戒處分は裁判々決と同樣の性質を有するから監督官廳たる司法大臣にも取消の權限はないと思ふ。小學校敎員に對し府縣知事が其の專斷に於て爲した免職處分に不服あるものは、文部大臣に訴願し得ることに付いては已に述べた。又醫師會の懲戒を受けた者が其の處分に不服あるときは異議の申立、訴願を爲し得るのみならず行政裁判所に出訴することも出來る（醫師會令第二十三條ノ二）

5. **懲戒の執行**

看守に對する懲戒處分が決定したときは本屬長官たる刑務所長は之を執行すべき義務を負擔するに至る。若し執行せざるに於ては義務違背たると共に職務怠慢たるを免れぬ。而して譴責は文官普通懲戒委員會の議を經るを要せず、本屬長官の專決に委ねられてあるから刑務所長が譴責に處すべき意思を決定することが、譴責處分の決定に關し必要にして充分な條件であるが、第三者に對する關係に於ては一定の意思表示卽ち一般には辭令簿、懲戒簿等に記載されたときに初めて國家意思たるの效力を發生するものと思ふ。（高等官の懲戒處分は官報に揭載されるが右は懲戒處分の效力の發生に關する手續ではない。又官報に揭載することを要する規定もない）本人に對しては譴責處分の內容を告知したとき又は其の通達書を交付したときに拘束力を生ずる。從つて譴責處分決定のとき、其の國家意思たる效力

刑政第52巻第7号
矯正図書館

發生のとき及其の本人に對する拘束力發生のときは夫々異なるのが當然である。刑務所長は減俸と免職を執行するに當つては、懲戒委員會の覆申に拘束されるから其の内容を左右變更せずして執行せねばならぬ。故にこの場合に於ける刑務所長の意思決定は、執行そのものに關するに過ぎずして懲戒の科否に關する意思決定ではない。其の他のことは讀責の場合と同樣である。讀責は看守の過去に於ける義務違反所爲を指摘して其の將來を戒飭するに止まり、別段に權利利益を制限剝奪することはないが附隨的効果たる不利益は當然に伴ふ。減俸は一月以上一年以下月俸の三分の一以下を減じ、免職は看守たる身分を剝奪して之を官吏關係より排除するのである。各種の懲戒に伴ふ附隨的効果に付いては後に詳しく之を述べる。

減俸の計算は辭令書を交付した場合に於ては其の日附の翌日より、否らざる場合に於ては國家意思たる効力の發生したる日の翌日より之を計算すべきである。看守が減俸處分の期間中に於て應召休職を命ぜられたときは、殘餘の減俸期間中は月俸額より減俸額を控除せる殘額を基礎として陸軍又は海軍より受くる給與額との差額を算定すべきであらう。

減俸處分の期間中に俸給令の改正等に伴ひ俸給に增減があつたときは、處分當時の俸給に拘らず其の現に受くる月俸額に依つて減俸すべきであり、又減俸處分の期間中に再度減俸に處せられた結果、兩個の減俸處分を合するに於ては月俸の三分の一を超過するも差支ない。蓋し文官懲戒令の制限は一回の減俸處分に關するが故である。

減俸處分期間中の看守が出向を命ぜられたときは、新に採用さるべき刑務所の發令當日までは舊刑務所に於て、其の後の分は新刑務所に於て各日割計算に依り減俸の計算をして俸給を支給すべきものであつて、出向に伴つて減俸處分即ち懲戒權が消滅するのではない。

6. 懲戒權の停止

懲戒は官吏又は待遇官吏たるの身分あるものに對し之を行ふものであるから、其の身分を保有する限り懲戒手續を開始することが出來る。從つて他の官職に轉じた後に於ても前任中の所爲に付て懲戒を行ふことが出來るが、凡ゆる轉官、轉職の場合に然るのではない。前官職も後官職も同一懲戒條規の適用又は準用を受ける場合に限るのである。この點に付ては尙後に述べる。而して懲戒權が停止されるものと見るべきは次の場合であらう。

イ、刑事裁判所に繫屬中なるとき。

懲戒に付せらるべき事件が刑事裁判所に繫屬する間は同一事件に對し懲戒委員會を開くことが出來ないから、懲戒權發動の原因たる所爲があつたにも拘らず懲戒權の行使は停止される。又懲戒手續開始後其の議決前に同一事件に付起訴されたときは、當該事件の判決確立するまで懲戒委員會を開くことは出來ないから之亦懲戒權は停止される。

ロ、辭任したとき。

懲戒手續開始後其の處分決定前に本人が辭表を提出した場合に之が許否は本屬長官の任意である。而して看守たる身分は辭表の提出に依つて直に消滅するに非ず、刑務所長の許可を待つて初めて消滅するものであるから若し懲戒處分を科して置く必要があるなれば、辭任を許さずして之に懲戒を行ふことが出來る。懲戒を行はなくても何等の弊害がないものと認めたならば懲戒手續開始後と雖も辭任を許して差支なく、然れば懲戒手續は必然的に解消される。辭任後義務違反所爲が露見したときは最早懲戒權を發動せしむることは出來ないから、其の後に於ては本人を再び採用せざるにあるのみである。而して一旦辭任した看守が再び同一懲戒條規の適用又は準用を受くる官職に就いたときは、看守時代の所爲に對し懲戒を行ふことが出來る。（明治三十三年內閣書記官長通牒）

即ち辭任後再任時まで懲戒權は停止される。蓋し懲戒權は時効に因つて消滅しないからである。

ハ、看守が事務の都合に依り退職を命ぜられたとき。一般文官にあつては文官分限令の規定に従ひ「依願」に依らずして官を免ぜられ又は當然退官者となつたとき。

この場合も辭任の場合と同様懲戒權は停止されるものと思ふ。

或は(ロ及ハ)(ロ及ハ)の場合には身分關係が消滅すると同時に懲戒權も消滅するから、後日再び官職に就いても前任中の行爲に對しては懲戒を行ふことが出來ないとする學說が多い。

7. **懲戒權の消滅**

懲戒權が消滅するには次の場合である。

イ、本人が死亡したとき。

ロ、懲戒條規を異にする官職に轉じたとき。

懲戒條規を異にする官職に轉ずるとは、全く別個の懲戒條規の適用又は準用を受くる官職に轉ずることを謂ふのであつて、同一懲戒條規の適用を受くる身分から單に其の準用を受くる身分に轉じた場合並に其の逆の場合は該當しない。故に文官懲戒令の適用ある地方視學官が其の準用ある公立中學校長に轉じた場合には、地方視學官として在任中の所爲に懲戒を科せられる。(註)

註、　公立中學校長　某

右者地方視學官トシテ某縣勤務中同縣下ノ學校職員中ヨリ多數ノ左翼運動關係者ヲ出シ其ノ中起訴セラレタル者二十數名ヲ見ルニ至レルハ視學官トシテノ職務ノ逐行ニ當リ……其ノ職務ヲ怠リタルモノト認ム仍而明治四十年勅令第百七十七號及文官懲戒令ニ依リ譴責ス。(昭和八年十月十日官報)

懲戒條規を異にする官職に轉ずる場合を例示すれば、

A、看守より巡査に轉じたとき。

看守は文官懲戒令を適用せられ巡査は巡査懲戒令を適用される。

B、小學校教員より中學校教員に轉じたとき。

小學校教員の懲戒規定は小學校令中に在り、中學校教員は文官懲戒令を適用される。

C、判事より司法書記官に轉じたとき。

判事は判事懲戒法を司法書記官は文官懲戒令を夫々適用される。

何故に懲戒條規を異にする官職に轉じたときは懲戒權が消滅するか、一言にして盡せば、前任中の所爲に對しては適用又は準用すべき懲戒條規が存せざるに至るからである。但し懲戒權は消滅するに非ずして停止されるのであると說く人がある。懲戒權が消滅する結果、前任中に處せられた減俸處分を轉職後繼續して執行することは出來ぬ。(大年五年三月內閣書記官長回答)現在に於て看守が看守長に昇進することは、文官懲戒令を受くる身分から單に其の適用を受くる身分に轉ずるに過ぎないから、減俸中の看守が看守長に任官しても懲戒權の消滅を來さないが、看守が監獄判任待遇職員懲戒規定の適用を受けて居つた時代に於て看守長に昇進することは、明に懲戒條規を異にする官職に轉じたものであるから懲戒權を消滅せしめるので減俸の計算は看守長任官の辭令書の日附を以て打切るべきであつた。

ハ、失職(一般文官の失官)となつたとき。

懲戒と刑罰はその性質を異にするから同一所爲に對し兩者を併科することを妨げないが、若し刑事裁判の結果禁錮以上の刑に處せられたるときは當然失職又は失官となるから、別に懲戒手續を取る必要なく從つて懲戒權は消滅する。

刑政第52巻第7号
矯正図書館

ニ、恩　赦

恩赦令に依る恩赦は專ら刑罰にのみ適用されるのであるが、懲戒に付ても勅旨に依り之を免除し得ることは天皇大權の當然の作用で明文の規定を要しない。卽ち懲戒、懲罰の免除があつたとき（恩赦とは言はぬ）には、已に懲戒處分が決定して居る者に對しては將來に向つて之を免除せられ、未だ處分を受けない者に對しては懲戒又は懲罰が行はれなくなるが、已成の効果は免除に因り變更されない。從つて

A、恩給を受ける資格は復活しない。

B、遺族には扶助料を受けるの權利を發生しない。

C、再任するも免官、免職以前の在職年數は恩給の年數に通算されぬ。

D、免官、免職に處せられた爲二ケ年間官職に就くことを得ない制限は免除の日から消滅する。

E、履歷書に免除のあつた旨を記載せねばならぬ。

ホ、巡査に對する懲戒權は懲戒猶豫期間の經過に依り消滅するが看守にはさることなし。

8. **懲戒の附隨的効果**

懲戒の附隨的効果とは懲戒の本質內容たる不利益そのものではなく、懲戒處分を科せられたるに伴ひ、恩典及權利、利益を剝奪又は制限せられることを謂ふのであつて、刑罰を受けたものが選擧權を行使し得ざるが如きは刑罰の附隨的効果である。而して懲戒の附隨的効果には法令の規定に依り當然發生する法定附隨的効果と、行政官廳の自由裁量に依る裁量附隨的効果とがある。

イ、懲戒免職の處分を受けたものは其の日から二年間官職に就くことが出來ない。但し執達吏には永久に登用されない。（執達吏登用規定第二條）（法定附隨的効果）官職に就くことが出來ないとは、官吏又は待遇官吏に採用されぬことを意味するから雇員や傭人には採用され得るやうであるが、明治三十二年內閣書記官長通牒に依つて雇員にも採用するを得ざることになつて居り、又官廳の雇員採用に關する規程もこの點を明にして居る。懲戒手續開始後其の決定前に辭任の許されたものは二ケ年經過前と雖も官職に就く資格はあるが實際問題としては採用されないであらう。尚小學校教員にして懲戒免職になつたものが改悛の情顯著なる場合には、二ケ年經過前と雖も文部大臣の認可を受け教職に就くことが出來る。（小學校令施行規則第百四十七條）

ロ、懲戒免職の處分を受け其の情重きものは位を失はしめらる結果、位記を返上せねばならぬ。（裁量附隨的効果、文官懲戒令第四條第二項、位階令第八條）若し有位者が懲戒免職になつたときは、懲戒を爲した官廳は遲滯なく懲戒事由明細書を添へ內閣總理大臣に報告すべきである。而して位記を返上せしむべきものと決定されたときは、宮內大臣の囑託に依り失位者の現住所を管轄する地方官廳が本人より位記を回收し、之を宗秩寮總裁に送付すべきである。（位階令施行規則第八條）

ハ、懲戒免職の處分を受けたものは恩給を受くる權利を失ふのであるが、一たび終身年金たる恩給を受けて居つたものが再び官途に職を奉じ、其の再任の官職について懲戒免職となつた場合には、前の在任に基いて已に確立して居る恩給權は失はれるものではない。又恩給權が失はれたとて已に納付した國庫納金の返還請求は出來ない。（法定附隨的効果）

ニ、看守が品行方正、勤務勉勵、事務熟達にして三年以上勤續したときは刑務所長は之に精勤證書を授與することになつて居るが、若し懲戒處分に依つて月俸百分の二十以上又は一年內に二回以上百分の二十未滿の減俸に處せられたときは處分の翌月から三年の期間を起算する。（法定附隨的効果）

ホ、精勤證書を授與された看守が懲戒免職になつたときは、其の證書が無効になるから二ケ年經過後に於ても無試

驗で看守に採用されることは出來ぬ。（法定附隨的効果）

ヘ、精勤證書を授與せられた看守が月俸百分の二十以上又は一年內に二回以上百分の二十未滿の減俸に處せられたときは其の證書を無効にされることがある。（裁量附隨的効果）

ト、功勞拔群の廉を以て功勞記章を付與された看守が懲戒免職になつたときは記章の返納を命ぜられ、（法定附隨的効果）譴責又は減俸の懲戒を受けたときは記章の返納を命ぜられることがあり得る。（裁量附隨的効果）而して功勞記章の返納を命ぜられたときは功勞加俸の支給を廢止される。

チ、刑務賞與規則に依る行賞は其の施行前に於て本人が懲戒免職となつたときは之を行はれない。（法定附隨的効果）

リ、精勤加俸又は功勞加俸を受くる看守が譴責又は減俸に處せられたときは、加俸の全部又は一部を廢止することが出來る。（裁量附隨的効果）

ヌ、懲戒處分に依り免職されたときは其の情狀を賞勳局に於て審査し、議定官の手を經て勳等、年金を褫奪し、外國勳章の佩用を禁止することが出來る。（裁量附隨的効果）從つて懲戒免職處分を爲した官廳は懲戒事由明細書を添へ賞勳局總裁に申牒せねばならぬ。而して裁可を仰ぎ褫奪決定がなされたならば勳章、年金證書及外國勳章佩用免許證は沒取される。

又懲戒處分に依り免職されたときは勳章褫奪の決定あるまで勳章に屬する禮遇、特權又は年金を受けることが出來ないのみならず勳章を佩用することは出來ぬ。若し之に反したときは五十圓以下の罰金、拘留又は科料に處せられる。但し勳章褫奪の處分に及ばなかつたときは停止の始に遡つて年金を受けることが出來る。（裁量附隨的効果）年金と言へば直に金鵄勳章年金を聯想するが旭日章を授與された文官で、武官の金鵄勳章を授與される

場合と同等の特別勳功のあつた者に加賜せられる旭日章年金がある。金鵄勳章年金は功級に應じ終身賜はるばかりでなく、本人の死亡後も仍一年間は其の遺族に賜はる。但し本人が戰死し又は戰後死亡し、年金の受領期間が本人と其の遺族とを通じて五年に滿たないときは五年に滿つるまで年金を賜はる規定になつて居る（金鵄勳章年金令）

旭日章年金も勳等に應じ終身加賜されるけれども其の金額は內規になつてゐて發表されぬが、勳五等双光旭日章以下に付てのみ「勳章年金增加更正手續」施行に際し公表された。（昭和二年五月內閣告示第四號）又この年金は金鵄勳章年金と異なり遺族に賜はることはなく本人の存命中に限り加賜されるのである。

ル、懲戒免職に處せられた者には從軍記章や記念章を授與せられないのが原則である。（昭和六年乃至九年事變從軍記章令、帝都復興記念章令等）

因に看守の功勞記章は勳章關係法規に所謂記章には該當しない。

ヲ、懲戒を受けたものは敍位進階の資格要件たる在職年數の算定に關し左の標準に依つて除算される。（法定附隨的効果）但し懲戒の免除を受けたものは除算されない。（文武官敍位進階內則第九條）

A、減俸一回に付一箇年

一個月間月俸の百分の一程度の輕微な減俸も一年間月俸の三分の一といふ最高限の減俸も等しく一箇年を除算される。

B、免官免職　既往の全年數

判任待遇官吏としての在職如何に永きに亙り且如何に勤勞顯著なりとするも敍位の恩典には浴し得ないが、判任官に昇進すれば判任待遇官吏の在職年數の三分の二が判任官の在職年數に通算される。

ワ、懲戒を受けたものは敍位の資格要件たる勤務年數の算定に關し左の標準に依つて減算される。（法定附隨的効果）（敍勳內則第三十一條）懲戒の免除を受けたときは減算されない旨の規定はないが實際の取扱に於ては敍位の場合と同樣減算されない。

A、罰俸一箇月半以下を科せられたときは一回に付勤務年數半年を減算される。玆に「罰俸一箇月半以下云々」の文言は明治九年太政官達、官吏懲戒令から出たもので例へば月俸六十圓のものに對する罰俸一箇月半は金九十圓に相當する。右懲戒令は明治三十二年四月十日に廢止せられ、同日より現行の文官懲戒令が施行されて居るから前例を文官懲戒令第五條の規定に當嵌めて見れば九箇月間月俸六分の一の減俸に相當するのである。罰俸二箇月未滿に付ては何程減算すべきや規定がないから之を一箇月半と看做し半年が減算される取扱である。

B、罰俸二箇月以上を科せられたときは一回に付勤務年數一年を減算される。（敍勳內則第三十一條第二項以下）一般文官と懲戒を異にする判事と武官との減算方法は右に依らない。一例を上ぐれば三月十五日より四月十六日までの勤尙勤務年數の算定方法は敍位と敍勳との間に差違がある。務期間は敍位に付ては之を一月二日と計算せられるに反し敍勳に付ては二ケ月と計算される。

カ、懲戒處分に依り免官免職となつたものには歸鄕旅費が支給されぬ。（內國旅費規則第二十一條、司法省所管內國旅費規則第九條）

ヨ、懲戒處分を受けたものは其の顚末を公●履歷書に登錄されることを忍ばねばならぬと共に當該行政官廳は之を登錄すべき義務を負擔するに至る。

タ、小學校教員に對する免許狀の褫奪處分は懲戒の附隨的効果たることがあり又然らざることがある。卽ち敎員たるの對面を汚辱するの所爲があつて其の情重しと認めたときは、懲戒免職に處すると共に免許狀を褫奪することが出來る。又單に免許狀の褫奪のみをして別に懲戒を科さなくても差支ないが免許狀褫奪の處分を受けたときは當然其の職を失ふ。而して府縣知事の行ひたる免許狀褫奪の處分に不服あるものは文部大臣に訴願することが出來る。

刑政第52巻第7号
矯正図書館

刑務作業經營に關する若干の考察

鍵山俊治

(一)

事變勃發以來既に一年有半、之に對應する我が戰時經濟體制の强化は、物資と人的資源と金融力とが、總て國家の强權命令に依つて國策的に總動員されることになり、國民經濟は高度の計畫經濟的特性をあらはすやうになり、いはゞ戰時經濟の本格的な段階に入ることになつた。かうした情勢の下にあつて、總動員法中勞務關係のものが、今や全面的に發動を見んとするに至つてゐるが、生産力の原動力が既に事變前より著しく不足し、生産力擴充に重大なる支障を與へんとするに至つてゐることは周知のところであらう。この勞動力不足の一部を刑務所に於ける作業の利用といふ方面に向けられたなら、全國五萬の就業者は斷然立つて作業即報國の至誠に勇躍してゐるに拘らず、臨時的な勞動力補給にのみ汲々し、合理的な勞動力の配分の如きに至つては、私の獨斷的な見解かも知れないが、顧みられなかつたやうな憾もないのではないやうだ。もつとも○○に於ける整地工事作業が、就業者の勞働によつて完成せられた外、一般には軍需作業の受註は、停頓せられたかの觀さへあるのが、現在の作業狀態なのである。かくして勞務統制に關する總動員法が、全面的に發動せざるを得なくなつてまゐつてゐる。こゝに刑務所に於ける作業の利用價値が、深刻なる我が國勞動力の不足に對し聊かにてもその調整に役立つことを私は强調するものである。而して戰時經濟下に於ける作業經營に關し最も困難を感することは、物資統制計畫の進行に伴つて、作業生産の要素中資材を如何にして集むるやの問題であり、此の資材の蒐集は頗る困難であつて而も最も重要なる事項でもある。かうした狀

勢の下にこの困難なる資材を蒐集すると同時に、多數の就業者に對して作業配課を適當にし而も複雜なる社會一般市場の景況を洞察し、商機を捕捉し、能く現在の如き大規模の作業生産に從事し且つこれを管理經營することは、卓越せる才能と厚き信用と充分なる經驗とを必要とするものである。而もこの間刑務作業經營の合理化を策して、作業生産と云ひ、收益目的乃至有用勞働化と云つた樣の、諸問題を檢討するとき、作業形態の組織的改善とその經營に、一段の考慮を拂ふべきことを痛感する次第である。斯の如き見地から、實は刑務作業の政策的經營の定石にふれて、經營とその政策並に刑務作業の史的發展と、作業技術過程、そうして作業の合理化乃至作業統制の諸方面にもふれてみたいのであるが、事變下の現段階に於てそれよりも先づ當面の問題として解決すべき諸問題のあまりにも多いため、それ等は總て後に讓ることとして、作業經營上の理論的な解說よりも、先づ實行と云つたやうな觀點よりしてその考察を進めて見たいとの氣持で稿を進めたのである。而し私の所論は結局に於て、刑務作業は利潤追及がその本來的直接的の目的ではない、その本來的の目的は他にあるが、この營利的社會に於ける限りその目的を遂行せんが爲には、この營利原則によらざるを得ないのである點を是認し、刑務作業の特殊性を確認して、刑罰に附隨する公企業的作業として、その存在の可能について、またその經營の實際的方面とについて、聊か二、三の考察を加へた樣の次第なのであるが、更にまた私は刑務官の側について、現在の刑務作業が我が國に於ける生産分野の一大存在であると云ふ點から、こゝに格段なる考慮を要するものがあると思ふのである。それは刑務官の適材選擇と、配置との原則である、端的に言へばそれは刑務作業の爲に人を選ぶのではなく、刑務官の爲に適切な刑務作業を經營管理せしむることである。斯くの如き考の上に刑務作業に對する工場管理と、技能受刑者の選擇配置が、次々に行はれ日々の作業が圓滑に營爲せられて行つたならば、就業者の個々がその持場の使命と、仕事の意義とを充分に體認することが出來、刑務作業の全面的な目的が達成せられ、作業を通じて行刑敎化的な意義が、一層鮮明に昂揚せられることを確認するものである。

(二)

凡そ企業の繁榮は、企畫と統制とに依存し、無企畫は無統制を生み、無統制は其の經營の危機をさへ孕むので

ある。卽ち作業の本質的な經營は、統一的意思によつて支配されるのであつて、その意思が經營政策であり、之れを實行に移すことが所謂作業の管理である。故に經營內容に於て管理體系が完全すれば、作業組織が管理體系を助成し、圓滑敏速に活動するから、作業運營についてもその組織の形態を完備せしむることが出來、また最も必要である。私はその編成組織には常に職能的な作業形態を豫てより要望してゐるものである。それで曩に作業區の確立と、統制部の附設とにより、區內各所作業課との有機的な緊密なる職能組織として作業形態の編成を見たことは非常に喜びに堪へない。而して其の作業統制的な運用は、官用主義の徹底に邁進し、地方的主要生產に主力を傾注すべきは勿論だが、所謂註文生產の消長を捕捉すべく、企業の體系を確立してかゝることが必要である。その爲に代表刑務所として自所は勿論、區內各所の作業生產の繁閑を見計ひ、地方的な家具木工品等に對する標準製品、または一部在庫品として生產する製品につき、生產能力の一部を割當てるやう、公企業形態に則つて作業施行上配慮する必要が生ずるものと思ふ。現在のところ官用主義の徹底とか、生產の年度計畫化の如きは嚴格に言へば能はざる事項なのであるから、かうした事項の徹底には將來その運營上相當量の既製品を、生產貯藏する計畫が樹立せられなければならぬと思ふ。かくの如き企業の經營については、また必然的に生產分配に、販路の開拓が亦自然に要求せられるのであるから、各作業區毎に製作品共同販賣所の設置を必要とし、國內民需の調節を圖ると云ふことも、將來考慮せられなければならぬと思ふ。それは從來各地方的に、中小工業家によつて生產せられてゐた地方的需要品が、軍需品の生產配給統制によつて、中小工業家が從前の平和產業の外に、軍需品生產をなすべく、生產擴充の方途に勞働力が不足し、爲に軍需優先の原則的な生產は出來るが、民需品の生產が不足して居る。例へば家庭用の家具木工品の如き生產減少の現況にある事實に鑑み、以上申述べたやうな刑務作業が官營企業の經營方針に立脚して將來營爲されなければならないと思ふ。此場合その生產に對し、調節計畫を代表刑務所統制部が當るとき、その統制にしかもその企業に效果的な作業動員が期待せられなければならない。代表刑務所の所謂統制は必ず言辭でなくして實行でなければならぬ。作業統制の出發點はこゝに置かれなければその實力發揮が出來ないことを斷言する。將來に於ける作業の經營はかくの如くして、愈々その計畫性の前

進と統制の强化は固より免れないことであらう。各所が從來施業した樣な、單一的な立場から作業の經營をなしてゐたところの經營方法は、所謂註文生產または顧客生產であつて、顧客を俟つて初めて生產するものであるから、過剩生產發生の動機と云つたやうなものも從つて僅少であつたが、愈々その作業經營方針を一部と雖も企業化してゆくとき、必然的にそこに計畫的な大量生產と、國內民需に順應する標準生產と、販路の問題等を先づ研究し、作業經營の全般的な計畫性の發揮が、今後作業統制の重點となることを想像するに難くないのである。卽ち代表刑務所長は、中間監督機關として刑務一般に亙る監督事務の外、所謂作業經營に關しても大企業家としての一般的な包括的な職能がそこに要請せられ、更に又標準生產品の民需に順應すべく、共同販賣機關の運營にも區內各所作業の妥協と協働と、さては團結的な作業政策を樹立し、これを有效に且つ敏速に指導すべき義務を負擔することゝなる。で代表刑務所長は最も廣大なる包容力と、聰明な洞察力、組織的な才能、折衝的な手腕等が强く要請せられるのである。殊に一方では官用主義の徹底に向つて努力した積年の單一的な各所作業組織の規模が、相當擴大してゐるので、そこには複雜な作業上の利害關係が錯綜してゐる。でこれが統制を巧妙に且つ圓滑に各所をして協働せしめ、その作業經營を一段と促進せしめて行かねばならぬことゝなる。かくの如き要求に應ずるには、代表刑務所長は人物の型も大規模な大企業家的な中間監督官としての權威が隨伴せられなければならない。此の意味に於ても、將來代表刑務所長の待遇改善の問題などは、最早玆で改善問題などを云爲すべきまでもなく既に確定的でなければならない。更に作業統制の外部的な部門として、統制部には作業の科學的技術的の研究機關が附設せられ、專門家によつて各般の改善が組織的に研究せられ、これと竝立して景氣變動に關する周到な科學的觀測がまた行はれ、市況への豐富なる智識が作業經營上特に將來要請せられてゐるので、作業統制の內的見地から、以前に比べて統制上の決意もまた機械化されて來たと言はなければならぬ。かくの如くして代表刑務所長乃至その統制部の機能が眞に作業統制者として、その中心的作業統制權者として、事實上我が刑政の上に果敢なる斷案を、發揮せられなければならない情勢に迫られてゐるが現實の趨勢なのである。

今や事變は長期建設の段階にはいつた事情からして、刑務作業は單に軍需品供給の基礎的作業たるのみならず

刑政第52巻第7号
矯正図書館

後方活動の條件たるの重大任務を荷ふことゝなつた。まことに作業運營上作業統制の強化前進こそ、刻下の緊要事と申さねばならないと共に、私は官制上刑務一般に亙る中間監督機關の設置を極力要望して止まない次第である。

（三）

支那事變勃發前所謂準戰時經濟體制と言はれてゐた頃から、既に我が國產業界に於ける跛行的景氣といふことが問題とされて居つたが、事變勃發し經濟體制が準戰時から戰時へと移行すると共に、軍需產業部門は愈々殷賑の度を增すに至つた結果、こゝに平和產業より、軍需作業への轉換といふことが、唱導もされ實行もされるやうになつた。軍需產業が戰時に際して殷賑となることは當に然るべき所であるが、これと對蹠的に平和產業が不振となるといふことは必然的なるものとは限らないが、我が國の現狀はその國際政治情勢からするも又我が國の產業的基礎よりするも、極めて不利な立場に在る爲に、平和產業の受ける打擊は特に著しいものがあつた。卽ち輸出の不振と原料の不足がそれである、しかもその平和產業の圈內にある刑務作業が、不振不利の立場にあることはまた當然の歸結と云はなければならぬ。この不振は事變勃發後一年間は、刑務作業經營の應急的な施設によつて、兎も角も大した結果を招來せずに經過したのであるが、事變が長期戰となると同時に、政府の發表せる物資動員計畫に基く多數物資の國內消費の制限によつて刑務作業の經營上その影響が非常に表面化し、こゝに最も重要なる問題として取りあげざるを得なくなつた。さうしてそれは當然軍需作業、輸出品作業、又は代用品作業への轉換の問題となり、刑務作業經營上の諸問題が當面の問題として論議せられることゝなつたのである。當局に於ても既にかうした情勢を察知せられて、刑務作業の委託受負作業への急角度な轉換を慫慂せられて、夫々靈に通牒せられたやうな次第である。

それで先づ第一に軍需作業に就いてであるが、本作業の性質上軍の機密に係る作業である點、竝に軍の整備は迅速にして正確であることが要求される點等よりして滿洲事變以來、刑務作業の利用價値が昂揚せられ、從つて刑務作業卽報國の至誠もて全國的に刑務作業が遂行せられ、累年軍需品の受註に伴ふ生產供給量が漸增してまいつたことも衆知の通である。また刑務作業經營方針が唯一の牙城たる官用主義の徹底に努力して來たことも、それ等と關聯して軍需品生產が、刑務作業經營の中樞たり觀があつたのであるが、本事變勃發とともに綜合國策の一線は、先づ中小工業の轉換助成の見地より刑務所に對する軍需發註が、それ等一般轉換業者への轉換發註となり、刑務作業の經營に深甚なる考慮を要する點が齎らされて來た。卽ち事變の影響として先づ軍需品受註の停頓狀態、次に原料入手難及び騰貴等々により、刑務作業が一般的に經營難に逢着しつゝあることは事實の問題であり、恐らくかゝる意味での刑務作業の運營はこの儘で行けば、昭和十四年度は今一層作業の經營難が激成せられるのではないかと思はせられる。こゝに私どもは事變下の我が統制經濟の根本に觸れた綜合國策の下に、總てを耐へ忍ぶべきではあるが、出來得ることなればせめてこれ等の點に關する軍當局の今一段の御理解と物資配給統制の緩和とが、各所の生產設備に順應するだけの方策を講ぜられたいのである。今日のところ代表刑務所の統制部に於ける現在程度の統制では、かうした方面への進出は無理で、それはまた過渡期の不可避的な事項でもあるからなので、特に當局の配慮を要請して止まないものである。しかして現在のやうな國策的な政策に起因する、刑務作業經營の不振を打開することなく、從來の委託

受負作業への消極的經營方法に暮れてゐるよりも、寧ろ一層かゝる消極面と並行しつゝ積極的な生產的な企業方策が、思ひ切つた刑務作業政策として將來導き出されねばならないと思ふ。それは申すまでもなく累年努力の官用主義の徹底化に培養せられつゝ發達してまいつた、木工、洋裁縫工、印刷工、機械工作等の民需的な進路への生產開拓でなければならない以上は、刑務作業發展の礎石となつて涙ぐましき努力を拂はれてこられし幾多先輩諸氏に對する私どもの義務だと考へる次第なのである。而して本事變下に於ける我が政府の採つた政策の結果としての原料不足は、現今既にかなり廣い範圍に亙つて見られる所であり、品目も漸次に增加しつゝあるが煩を避けてこゝに列擧することは差控へる。

然しながら木工生產材料の如きものゝ蒐集は、先づ大體に於て左程難事でもなく、また原料割當の方法によつて將來に於ても限界經營の存續が許される限り、舊來の作業執着は各所とも免れないことゝ思ふ。然し先づ全體の立場から見て今日は出來る限り、地方的な特殊品作業及び輸出品作業、代用品作業に振り向ける必要に迫られつゝあるのが刑務作業の現實的な姿である。

第二に輸出品作業への轉換であるが、これは物資を制

刑政第52巻第7号
矯正図書館

限するも輸出を振興して國際の收支を改善し、必要物資の輸入を確保するの精神から、輸出的製品の原料は制限しない方針になつてゐるので、輸出的製品を製造することが出來、又その製品を海外へ輸出することが出來さへすればまことに惠まれた立場に居る譯であり、國に於ても輸出振興に關してはあらゆる努力を續けて居るけれども輸出なるものが海外の買手に依存し、如何に生產業者が努力するも直ちにその努力に應ずるの成果を期待し得ないことに根本的な惱みが存するのである、而して輸出品の海外向が外國商館を對手として販路政策が行はれねばならない關係から、現行刑務作業の機構上豫算編成に販賣豫算と言つたやうなものゝ運用も、今日考究すべき問題ではなからうか。私の謂ふところの販賣豫算とは、販賣企畫の上に編成せられねばならぬ豫算なのである。即ち經營の一般的企畫竝に方策に關する資料、例へば廣告方策、販賣方策、新販路の開拓等、總て販賣企畫に直接の影響を及ぼすべき事情に關する資料が必要であると考へる。そうしてこれが實行經費として註文獲得に要する費用やら、商品の保管竝に配達に要する費用とか、更に細別すると販賣事務費、廣告費、貯藏費用、荷造費用、出荷費用、又は配達費用等である。かうした豫算運用が積極的に施行せられない爲の支障が生ずる處も多分にあるので官營企業として經營計畫を進めることは寧ろ不便不利ではなからうか、然らば本作業は公私混合企業とするか、若しくは單なる從來の委託作業形式に依存するより外はないと思ふ、此の場合從來とても委託賃金の低廉なるを憾とする。

第三に代用品作業であるが、物資の供給が制限されるに至つた結果は最少限度の需要を充足する代用品が必要であり、出來得れば最少限度の需要に非ずともこれを充足することは國民生活を安定せしむる所以である。但だこの代用品作業は專ら技術的困難が豫想される、各種物資の使用制限の實施以來、夫々の物資の代用品が續々と試作され、實用化され、代用品氾濫時代さへも現出しさうな狀勢であるが、果してこれが一般の需要を滿足せしめ、轉換せんとする刑務作業を何程位ゐ抱擁し得るかは問題である。而して本作業は主として應用科學的な領域に、科學的研鑽努力を多分に要求するものであるから、現刑務作業の技術的知性が何程之に應じ得るやが問題であるが、私は本作業の進展に寄與することが、つまり營利目的を超越した刑務作業の進むべき道であり、また綜合國策の一線に沿ふ作業自報國の精神であらうかと信ずるものであります。代用品作業の振興については更に後段にその一般を述べることゝする。

(四)

かくの如くに轉換すべき作業そのものに多くの問題が殘されてゐる以上は、果して軍需下請作業乃至輸出品作業、代用品作業への轉換が可能なりや否やについて、調査研究の資料を當局に於て先づ提示して頂くことが必要である。たゞ漫然事變下の作業業種の轉換を軍需下請作業乃至輸出品作業、代用品作業へと唱導せらるゝことなく、作業轉換の爲の計畫的な根本的調査を先づ第一とすべきだと思料する。かくの如き事項を縷々要請する所以のものは轉換作業の企業採算乃至刑務作業本來の性質に想到して、將來我が刑務作業永遠の基礎を固成する刑政の目的に合致するが如くに如何に作業を轉換せしむべきかの大問題であるからなのである。

即ち軍需下請作業について見れば、木工に於ても亦洋裁縫工に於ても機械工作に於ても、その下請受註生產供給量の測定は、既設作業設備の限度と現能力との範圍を超へないことが必要條件であらねばならぬ。如何となれば同一業種に多數就業者を一時に轉換せしめんとして、就業費の增配賦による作業器具器械の新設改造と云つた樣な設備費を支出し、軍需下請業者の無計畫的な生產割當配給に應じ、永續性なき間歇的な生產を受諾し、しかも營利目的的な業者經營の伸縮に制肘され、作業の廢止に伴ひ更にまた他業種への作業轉換施設を要することありと假定せんか、折角の作業設備の大部分をして無駄にするが如き結果を招來せしめることが生ぜない限りでもないからである。かうしたことを考へるとき、軍需下請作業の如き消極面に暮れないで、寧ろ積極的な企業經營に進出し民需製品への調整を念とし生產擴充を圖るべきである。それは嘗て刑務作業が味はつた民業壓迫の聲は、中小工業家の軍需品受註生產の爲に事變下に於ける職業分配が自然に完成せられてゐる有樣であり、民業との調和は完了せられてゐる今日、各地とも民需品の生產減少に一般は惱まされてゐる。例へば學校の机腰掛等の類は製作受諾さへしない狀態で、軍需優先の原則下に民需品の生產が減少し、例年よりも多量な學校用註文品が當所に於ても縣下各市町村より激增してゐる、これは事變下の珍現象だ、それは從來中小工業家が專門的に從事してゐた生產品であつたが、軍需品の生產配給割當に依り、利潤の多いその方面への生產に轉換し、平和產業時

刑政第52巻第7号
矯正図書館

務作業進展の恒久的作業施設として、私は代用品作業こそ、新興刑務作業として施行すべき性質のものだと確信するものである。又一面國策的な見地よりするも、原料自給計畫の點からもその發展は必至であり、現在軍需作業の受註方途が停頓した刑務作業經營の見透しからしても、經營方針の轉換は就業者に對する失業不許の鐵則下、私どもの考慮を拂ふべきは、代用品作業乃至廢品利用作業への進展であり、將來豐富なる勞働力を包容すべき有望なる刑務作業であることを確信するものである。

(五)

生産財の生産即ち生産の爲に要する莫大なる資源は今日に於ける絶對的な國家的要求であり、かゝる要求の增大する一方に反し、資源は減少傾向にあることは物、金、人の全面的統制の合理的强化が益々必要になるのである。そこで必然的に生じて來るのは、物資の不足に基く國民經濟上の不安で、かゝる不安除去の爲にも、將又或る必要物資の消費節約の爲にも、或る種の生活必需品については從來の物資に代るべきものが必要になる、かかる重要使命を帶びた物資補塡の爲に、非常時下に進み出たのが代用品作業であるが、併し事實我々の眼前に並んでゐる幾多代用品の中、そも幾何が眞の代用品として國家的に寄與を爲し得るか、といふ點になると餘りにも寂しきを嘆ぜざるを得ない。それは事變後と雖も物資統制は急速に緩和されるものでないから一層この感を深くするものである。而して今後統制强化につれて物資は益益不足する、これが補塡は代用品作業等の振興に依る優秀な代用品の利用による外はないのであるからなのである。代用品作業の振興は將來我が產業振興の基礎たるべきもので、自給自足の建前からも當然奬勵振興を必要とする重大國策である。

洵に近き將來に於て勃興を期待される代用品作業は、恒久的確立を保護される作業形態を備へたものでなければならぬ。一つの作業製品の企業化に對する必要條件としては、品質の優良と原價の低廉を擧げ得るが、これは或る程度まで努力と研究によつて解決することが出來る。眞に將來に生き國策線上に躍進する作業は代用品作業以外にないといふ信念を私どもは堅持せねばならぬ。これは天然資源に對應すべき獨自の人工資源として、物資の需給に寄與すべき新興作業として、これが完成に研究改善の努力が續けられなければならぬと考へる。商工

代の生産品を顧みない證左なのである。此の場合刑務作業が一般市場の需供調節に乘り出すことも、一つの國策的な生産補塡となるものと思料し、各所作業の經營をこの方面へと轉換せしむることも一方策なりと信ずるものである。例へば當地新聞に揭載された一記事を參考に記載することゝする。

「阿波簞笥註文はあれど人手なし窮境打開」と云ふ題下にて「京阪神地方は勿論遠く滿洲國へまで移出をみてゐる縣屈指の特產阿波簞笥の主產地である德島市內では最近業者間に軍需品の下請負に轉向するものが激增したのと從業員が殷賑產業へどしどし應募するので勞働力の不足を來たし從來普通物一本二十二圓してゐた簞笥が二十七圓に騰貴して、なほ阪神方面からどしどし註文が舞込んでゐるにも不拘註文には應じ兼ねかて〳〵加へて船便、運輸力の不足が二重の禍を爲し寶の山を目前に見ながら傍觀せざるを得ないといふ現狀にある」云々と報じてゐるのを見てもその一班が省察せられる事と思ふ。これは各地の狀況がそうした傾向にあるとすれば、刑務作業の經營進路は軍需下請にあらずして、既設作業設備の合理的有用化にありと確信する。

又輸出品作業であるがこれは製品の販路の開拓に關する努力が要請せられなければならない。輸出品作業の立場は現在恵まれてはゐるが、なんといつても海外の需要に依存するものであるから、豫想なり獨善なりが許されぬことに留意しなければならない。刑務作業として輸出品作業生産を計畫するとき、原料入手よりも販路開拓の方法が最先要務となる。この爲に私は外國商館筋への、販賣研究機關を設置することが必要であると思ふ。而して前に述べたやうに販賣豫算の新設といつたやうな問題が解決せられなければならない。從つて輸出品作業經營への計畫性を要請するものである。

次に代用品作業乃至廢品利用の作業であるが、申す迄もなく適當な代用品を製造することさへ出來得れば、その需要は確保し得るであらうが、これは專ら技術的な問題である。必要は發明の母、といふ如くに現在のやうに、各種の物資が統制せられ〳〵ば代用品作業の發達は期待すべきものがあらう。例へば私の知る限りに於ては橫濱の銃劍術防具への鮫革、同じく德島の擬革類の使用、高松の噴霧器の生産上鐵線代用の竹材等々數へ來れば各所夫々の工風と研鑽による代用品作業が展開せられてゐることゝ思ふが、この代用品作業は一にかゝつて技術に對する研鑽にあるのである。かうした意味に於て將來刑

省調査昭和十三年中代用品生産品は大要左記のやうなものである。

マニラ麻代用マオラン、生ゴム代用再生ゴム、合成ゴム、皮革代用擬革、鮫革、鯨革、鮭革、製紙用藁パルプ其の他金屬代用品などで非常なる生産を見てゐる。さうして生産資材の分野に吸收されてゐることであるが、一般民需への普及度は將來發展の餘地があまりにも多過る位だ。この缺乏物資の補給の必要度は、今日にあつては單なる研究題目の域に逡巡すべきでないことは、諸種の客觀的狀勢によつて知られる通りなのである。こゝに刑務作業の將來への經營方針を展開計畫することは、まさに一石二鳥の成果を齎らすものと思ふ。故に刑務作業の經營がこの代用品作業への轉換施設として、率先これ努むることが必要であり、その研究機關及び技術專門家の組織的動員と、配置等に積極的方策が要請せられる所以なのである。特に當局が事變下作業經營の方向に、斯業の一層振興强化を望まれる次第なりと思考するが、併し代用品作業の企業的採算、活用的安定、天然資源への優位性等々の爲に、今後幾多の努力研鑽は決して暫定的な便法であつてはならぬ。新興刑務作業への發展の爲に努力せなければならぬと思ふ。例へて申すならば在來の革製品はその耐久性、保溫性、しかも相當通氣性を兼有し活動性に富む點を以て從來一般に愛用されてゐる。この皮革代用品の製作についても研究すべき點は、有機物質纖維中强度其の他のあらゆる角度より採點して、抗張力乃至伸度等にその眞價を發揮するに足る擬革の生産が望ましいことを念願し、研究し努力してゐる。革代用品の研究は時代の要求に應じ今後益々盛んとなり、優秀なる代用品の出現は我が國現下の情勢に順應する國策上重要使命と思料せられるが、かうした代用品作業の如きは比較的利益薄の作業で、且つ研究と努力を要するものであるから、一般營利本位な企業者はその施業に貢獻せんとする誠意に乏しき憾がある。それでかくの如き作業こそ我が刑務作業が進出すべき點ではなからうか、聞けば盟邦獨逸の產業界に極めて徹底してゐることは、全體主義の精神の下に總ての事業の經營は、國益公益を基礎とし、公益優先の原則に私利私益を圖つてはならないといふ精神の確立である。即ち勞資の摩擦を一掃して各種の事業に勞働奉仕が歡喜を通じての力となつて、最上の能率は各人が歡喜に滿ちた精神狀態を以て、仕事に從事してゐることであると言はれてゐる。つまり勞働奉仕の目的は民族精神を作興して、階級的對立觀念を打破し、

共同觀念、奉公觀念を涵養し、殊に勞働の尊重すべきことを自覺せしむるにあるのであつて、勞働を以て國家に奉公することを義務としてあるやうで、普通の經濟觀念を以てしては算盤に合はないやうな仕事をさせるのである。そこにナチス魂をしつかりと植付けてゐると謂はれてゐる。即ち普通の經濟觀念を以てしては算盤に合はない仕事、代用品作業の振興に寄與することが、營利目的を超越した作業即敎化の本質に立脚する我が刑務作業將來への進路ではあるまいか。

更に進んで刑務作業の本質であるところの、作業に依る倫理的觀念を就業者に涵養せしむることだが、それは畢竟就業者達を從來の作業意慾から還元せしめ、勤勞即報國作業即愛國の大精神に、彼等の磐石不動なる確信を打ち建てしむることで勤勞者としての、日本人たる一人間の機能的效果は、單にその身體的事情と、智能的效果とのみによつて決定されるものではない。彼等を動かす衝擊力たる精神的刺戟は刑務敎化の大乘見地からしても、決して看過し得ない一契機として作用するものである。國家總力戰時代の戰爭に於ける銃後の刑務作業は實に戰場の延長であり、その就業者は戰士であらねばならぬ。私ども刑務官も就業者も一律一體となり一切の私情をかなぐり棄て、唯作業即報國の一途に努力精進しなければならぬ客觀的要請を課せられてゐる。今日本は國を賭して戰つてゐる、同胞は生命を國に捧げて戰線で戰つてゐる、軍需資材の補塡に將又民需に、國策線上まさに代用品作業に依る優秀生産をなす爲には私どもは萬難を排し、犧牲を拂つて生産力の擴充に努めねばならぬ。若しそれ幸にして戰後に於て我等の期待する刑務作業經營の公企業化と、特別會計の設定が、法制化せらるゝ機會に到來することが出來得るとするなれば、我が行刑史上事變下の我が刑務作業の經營は眞に命を全ふして名譽の凱旋をしたやうなものだ。その凱旋をさせて呉れるものが、前項縷述し來つた樣の作業經營にあることを考へるとき、斷然私どもは一切の犧牲を拂つて、更に一段の研鑽と、根本的な思索を深める要ありと思ふ。かくの如き意味に於て若し本稿が萬一にも長期建設下の作業經營の運用に、聊かにてもその捨石として役立つことがあるならば私の望外の幸福であると同時に好意ある各位の御叱正を念願し本稿を終へることゝする。

終

刑政第52巻第7号
矯正図書館

司獄官制度因革略 (五)

辻 敬助

C 第三期　監獄獨立時代（續）

十四年三月監獄官の服制等を定む　曩に集治監の設置と共に集治監守長以下服制(一)並獄司以下提燈徽章を制定せしが、明治十四年三月監獄官の名稱を全國的に統一するや、太政官達第十七號を以て看守長及看守の服制提燈徽章を定め、看守長は集治監守長の制に依り看守は同監守の制に依らしめ、尚同時に看守長看守帶劍の制を定め、(二)次で七月看守長及看守の夏服として便宜白色服着用し得るの途を開いた。(三)看守制服等は各府縣共之を貸與品として取扱ひたるも、看守長に對しては判任官服裝貸與の例なきを以て之を自辨せしめた。併し乍ら當時の物價を以てしても之が調製には二三十圓を要し、下級看守長は何れも之が調製に多大の困難を感じたるを以て、各府縣は概ね「看守長制服、劍調製金借用手續」を定め、便宜之が調製資金の月賦貸與を認めた。越て十九年十月看守副長の新設に伴ひ廳府縣集治監假留監看守長及看守副長服制並提燈徽章を改定し、(四)その袖章及帽章に部分改正を加へた。

(一)　守長の服制は胸部に肋骨式服飾を付し陸軍服制に酷似せるものであつた。(但し監守の服制には之を缺く)(太政官達第二五號)

(二)　1. 看守長看守帶劍の制（太政官達第一八號）

2. 巡査は明治八年十一月全國的に服制を統一せられ、警視警部に帶劍せしめ巡査には棍棒を携帶せしめた。但し警視廳に於ては一等巡査に制服着用の時に限り帶劍を許した。越えて十年三月巡査にして警部の職務を行ふ節は帶劍を許し明治十五年十二月全國一齊に巡査に帶劍を許した。

(三)　內務省達乙第三一號

(四)　內務省令第二〇號（明治監獄年譜明治十九年の部參照）。

D 第四期　監獄改良時代

二十三年十月府縣典獄は總て奏任官に昇格す　明治二十二年七月監獄則の改正に伴ひ獄制改良の機運漸く熟し、政府は府縣を促して獄舍構造の改良を圖り、監獄官吏の待遇を進むる等着々その實績を擧ぐるに至つた。卽ち明治二十三年三月判任官官等俸給令改正に次で四月看守長及看守副長の官等俸給令を改め、十月地方官官制及地方官官等俸給令を改正し、多年の懸案たる地方府縣典獄の奏任昇格を斷行し、官等は奏任官四等以下、俸給は三府及開港場又は師團所在の各縣は八百圓其他の諸縣は六百圓とした(一)。

(一)　1. 北海道は之より先二十三年七月典獄を奏任三等以下判任二等以上とし二十四年七月奏任八百圓と改めた。

2. 警視廳は二十四年四月奏任官となす。

二十三年地方官官制改正に伴ひ府縣監獄事務を獨立の部門となす　明治十九年七月地方官官制の制定に依り府縣に第一部、第二部、收稅部等を置き、第二部監獄課をして管內監獄に關する事務一切を取扱はしめしが、今次地方官官制改正に伴ひ府縣の事務は內務部、警察部、直稅署、間稅署及監獄署の二部三署をして分掌せしむることゝし、監獄は漸次地方制度上重要部門を占むるに至つた(一)。

(一)　尙同時に左の通監獄職制上各種の改廢ありて、其の陣容も亦漸次整備せらるゝに至つた。(監獄年譜二十三年の部參照)

1. 副典獄及看守副長を廢止す。(地方官官制勅令第二二五號)

2. 敎誨師及監獄醫を判任待遇となす。(勅令第二二五號)

3. 看守人員及俸給を改正し且看守休職の制を設く。(二十三年集治監假留監看守の人員及俸給（勅令第二二八號）)

1. 看守の人員は在監人五百名に付七十五名とす。但三池集治監及北海道にある各集治監には此定員の外五十名以下の看守を增置することを得。

2. 在監人五百名を超ゆるときは百名を增す每に看守十名を加へ、五百名に滿たざるときは百名を減ずる每に看守十名を減ず。

3. 看守人員の增減を行ふは在監人の員數に百名の差を生じたるときに於てすべし。

4. 看守俸給は月俸拾圓以下六圓以上とす。但勤續滿九年以上の者は拾貳圓滿十二年以上の者は拾五圓を給することを得。

5. 在監人の減少に由り過員となりたる看守は休職を命じ現俸の三分一を給することを得。但休職は一年を期とす期滿つれば其職を免ず。

○廳府縣看守人員及俸給（勅令第二二九號）

勅令第二二八號を準用す。

4. 看守敎習規則標準を定む（內務省訓令第七一〇號）

大正二年八月司法省訓令第六號看守敎習規則の母體とも稱すべきものにして敎習期間、敎習科目等の重要事項は頗る之に類似するものなり。

刑政第52巻第7号
矯正図書館

翌二十四年四月警視廳官制及高等官俸給令を改正し、典獄は奏任四等以下千二百圓とし、同年七月千圓に改め、尙同時に監獄書記看守長の俸給令を改正し課長支署長等の俸給を種別したが、(一)越て二十六年三月此の特別俸給を廢止し一般判任官俸給に依らしめた。

(一) 監獄書記看長守月俸表
(明治二十四年四月勅令第二六號)

官名 / 署名	監獄書記	支署長	監獄書記看守長	課長	監獄書記	看守長
監獄署			四拾圓 三拾圓	三拾五圓 三拾圓 拾五圓 拾貳圓	拾五圓 拾貳圓	
石川島支署	五拾圓			三拾圓 貳拾五圓 貳拾圓	三拾圓 貳拾五圓 拾貳圓	
市ヶ谷支署	五拾圓			三拾五圓 貳拾圓 貳拾五圓	三拾圓 貳拾圓 拾貳圓	

二十四年七月集治監高等官年俸を改正す

二十三年八月集治監假留監監制を改正して典獄は奏任三等以下とし、次で翌二十四年七月同高等官の年俸を左の如く改定した(一)。

集治監	東京(典獄)	三池(同上)	宮城(同上)	兵庫(同上)	北海道(同上)	北海道(分監長)
長年	一、四〇〇圓	一、四〇〇圓	一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	一、八〇〇圓	八〇〇圓

(一) 1. 尙同時に監獄醫を判任官とし、外に判任待遇の教誨師を置く。(勅令第一五三號)
2. 二十四年七月樺戸集治監を北海道集治監と改む。(勅令第一〇八號)
3. 同月同上看守勤續者に加俸を給す。(勅令第一一六號)

二十四年八月看守は判任官を以て待遇す

次で同年八月看守の待遇を厚くし巡査と共に判任の待遇とした。世運の進歩發達に伴ひ警察監獄事務も逐年繁劇を加へ、四圍の狀勢亦是等職員の地位向上の必要を認められたのである。看守の待遇は明治十四年看守の職創設以來殆ど何等の改善を見ず、部內は稍もすれば萎靡不振に陷らんとするの狀態なりしに、今次判任官としての待遇賦與は部內の士氣を振起する上に多大の效果があつた。蓋し當時未だ官尊民卑の風盛なるに際し判任官としての資格獲得は破格の優待と認められたのである。されば府縣監督官に於ても多大の滿足を以て之を迎へ、却て其傲慢に流るゝが如きことなきやを虞れたのであつた。左記福岡縣知事の看守判任待遇に關する訓示はよく這般の消息を傳ふるものと認められるゝを以て摘錄することゝする。

「今般勅令第百七十號を以て看守は判任官を以て待遇せらるゝことに相成たるは、全く看守の職任の重きに對して相當の待遇を與へられたと同時に、又之をして充分の實效を擧げしめんとの主旨に外ならざるが故に、看守たる者其優待を加へられたるが爲に苟も傲慢に流るゝ等のことなく、此際益々奮勵して其職任の重を盡さざるべからず。夫れ看守の職務たるや主として監獄の戒護に從事し衆多の在監人に直接し行刑の正面に當るものなれば、其勤務の如何は獨り監獄戒護の張弛に關するのみならず行刑全體に影響するものなれば、今相當の地位に置かれたると同時に愈益反省し、職務には公正と誠實とを以て之に當り在監人には愼密と嚴正とを以て之に接し、以て行刑の實效を奏せんことを務むべき旨看守をして勵精服膺せしむべし。」

年二十五八月新に監獄署分課標準を設定す

從來各府縣の監獄分課制度は其課數、名稱等頗る區々にして、(一)獄務運用上不便少なからざりしを以て、今回明治十九年制定の集治監分課規程に基き之が標準を設定し全國的に統一することゝし、庶務課、警守課、作業課、經理課、醫務所及教務所の四課二所制の採用を命じた(二)。

(一) 明治十七年十一月現在各府縣分課狀況

監獄署名	分課名
市谷分署	諸務 名籍 會計 監視
兵庫縣監獄本署	監督 諸務 教務 戒護
神奈川縣監獄本署	庶務 工業 會計 警守
靜岡縣監獄本署	諸務 授業 出納 監視
愛知縣監獄本署	諸務 製作 主計 監守
岐阜縣監獄本署	諸務 工役 會計 看守
三重縣監獄本署	諸務 工藝 會計 看守
滋賀縣監獄本署	諸務 工業 會計 看守

刑政第52巻第7号
矯正図書館

和歌山縣監獄本署	諸	務	工	業	會	計	看	守
京都府監獄本署	諸	務	工	業	主	計	戒	護
大阪府監獄本署	諸	務	工	作	會	計	看	守

（二）1. 其後實施上の經驗並に教誨師判任待遇の廢止等に因り二十六年十一月三課制に改め、名稱の如きも第一課、第二課及第三課となし、外に醫務所を置き教誨教育に關する事務は第一課に屬せしめた。

2. 三十六年監獄官制發布と共に監獄分課及處務規程を定め三課二所制とした。

二十六年看守俸給を巡査と均しからしむ

越て二十六年十月看守俸給を改正し集治監廳府縣看守の俸給は最下限を月俸八圓とし、（一）漸く巡査俸給令（二十四年八月改正）に追隨し、次で二十七年一月（二）に省令を以て女監取締及押丁の人員並俸給を改め兩者共に最下限を四圓とした（三）。

（一）勅令第一一五號

（二）廳府縣看守定員は曩に集治監假留監看守定員に關する勅令を準用せしが府縣には監獄支署の設けありて集治監とは其趣を異にするを以て支署に關する左記特例を追加し別個の勅令としたのである。

監獄支署ある地方に在りては定員の外各支署に三人以下の看守を增置することを得。

（三）女監取締及押丁の人員並俸給（抄）（內務省訓令第一號）

1. 女監取締は每監獄拘禁婦女二十五人以下は二人を置き、以上は拘禁婦女二十五人を增す每に女監取締一人を加ふ。

2. 押丁は拘禁男子五百人に付一人を置くことを得、以上は拘禁男子百人を增す每に押丁一人を加へ以下は拘禁男子百人を減ずる每に押丁一人を減ず。

二十八年七月集治監假留監官制の改正等あり

翌二十八年七月集治監假留監の官制を改正して（一）北海道集治監を內務省の直轄と爲し、次で二十九年六月警視廳典獄の年俸を改むる等（二）司獄官の待遇に多少の異動を見しも特記すべき變改はなかつた。

（一）勅令第九八號

（二）典獄一級一、〇〇〇圓二級八〇〇圓と爲す（勅令第二五〇號）

二十九年十月典獄の服制を創定し看守の服制を改正す

明治十九年陸軍服裝に大改正行はれ同二十三年には警察官服制又全部改正を見るに至りたるを以て、監獄界に於ても服制改正の要望高かりしのみならず、一面又從來典獄及分監長には服制の定めなく、威嚴の保持、監獄紀律の勵行、振作上遺憾ありとして、明治二十九年十月勅令第三六三號を以て典獄分監長看守長、看守服制並提燈徽章を定め、尙同時に內務省訓令第一〇號を以て典獄看守長看守服裝規則を創定し、次で翌三十年十月勅令第四〇〇號を以て典獄分監長看守長の略服の制を定めた。

然るに此等典獄以下服制（正裝）は當時の優雅華麗なる警察官服制（一）（正裝）に比し著しく遜色あるものありしを以て、三十一年十二月再び之が（正裝）改正を行ひ、警察官服制（正裝）と略同樣の樣式を採用することゝした。この改正服制（正裝）は昭和三年現行の正裝に改正さるゝ迄三十餘年の間使用せられた。而して明治三十年所定の略服は當時何等の改正を見ず明治四十二年に至る迄約十二年の間其儘使用せられたのである。

（一）警察官服制は明治二十三年七月改正ありて其の正裝は頗る陸軍將校の服裝に類似せるものとなる（勅令第一二三號）

二十九年十一月再び看守定員を改定す

二十九年十一月再び看守定員を改正し定員算出の基準を既往三年の平均數に依らしめ、教習中の看守を定員外とし且監獄の構造役業の種類其他特別の事情に依る增置を認むる等從來の不便を改めた。（一）又これと同時に女監取締人員をも改め拘禁人員二十五人以下二人を三人とした。

（一）從來集治監假留監看守定員と廳府縣看守定員とは別個の勅令を以て規定せられありしを今回合併規定するに至つたのである。

看守定員（抄）（勅令第三六二號）

1. 集治監假留監並廳府縣看守の定員は拘禁男子五百人に付七十五人とし拘禁男子五百人以上は五十人を加ふる每に看守五人を加へ、拘禁男子五百人未滿は五十人を減ずる每に看守五人を減じ、每年前前年度より起算し既往三年間の拘禁男子平均數に依り之を定む。但集治監に於て拘禁男子の定員あるときは之に依り看守の定員を定む。

三十年七月監獄局を再置し三十三年七月監獄事務を司法省に移管す

明治三十年七月に至り內務省に監獄局の再置（一）を見、越て明治三十二年多年の懸案たりし監獄費の國庫支辨案漸く議會の容るゝ所となり、次で同年及三十四年の兩度に於て再び監獄則の一部改正を行ひ、尙三十三年に於ては監獄監督權を司法省に移す等、政府は益々獄制の發達に努力するところあつた。

（一）1. 監獄局の再置事情に付ては拙稿監獄年譜三十年の部參照。

刑政第52巻第7号
矯正図書館

2. 内務省官制（抄）（三十年勅令第二五三號改正）
第十一條　監獄局に於ては左の事務を掌る
一、監獄に關する事項
二、假出獄及監視假免に關する事項
3. 内務省分課規程中改正（三十年八月）
監獄局
監獄課　監獄並に假出獄に關する事項
計表課　監獄の統計に關する事項

三十二年四月警察監獄學校を開設す　三十二年四月改正條約の實施に伴ひ優秀なる警察官並監獄官養成の必要に迫られ、警察監獄學校を開設し之が官制俸給令を定め、（一）久しく中絶せし中央教育機關を再興するに至つた。然るに本校は學期を重ぬる事僅に六回にして三十七年三月日露戰役に際し財政緊縮政策の犧牲となりて廢止せられたのは斯道の爲眞に痛恨事であつた。

（一）1. 警察監獄學校官制（抄）（勅令第一五五號）
1. 警察監獄學校に左の職員を置く
校長　一人　勅任。教授　專任　五人　奏任。幹事　同　一人　奏任。通譯官　同　三人　奏任。書記　同　四人　判任。
2. 校長は内務次官をして之を兼ねしめ内務大臣の指揮を承け校中一切の事務を統理す。
3. 教授は校長の指揮を承け教授の事を掌る。
4. 幹事は校長の指揮を承け庶務會計及生徒監督の事を掌る。
2. 警察監獄學校校則（抄）（明治三十四年改正）
1. 警察監獄學校は警察官監獄官に必要なる學術を教授す。
2. 生徒の學年を一年とし其の一期は三月一日に始り七月三十一日に至り他の一期は九月十一日に始り二月末日に終る。
3. 生徒を分て一種生及二種生と爲し廳府縣長官、臺灣總督府、各縣知事、廳長警察官司獄官練習所長若は集治監典獄之を推薦す但し二種生は其の推薦廳に於て警部又は監獄書記看守長に採用するの見込を以て推薦するものとす。
4. 生徒卒業の後は警察科は警察に關する職務に監獄科は監獄に關する職務に各々五箇年從事するの義務あるものとす。但し最初の三箇年は原推薦の官廳に奉職すべきものとす。
5. 生徒には入校の日より卒業の日まで手當として一箇月金十圓を給與す。
生徒其資格を失ふときは翌日より手當を給與せずも
6. 東京市以外に在る官廳の推薦に係る生徒には警察監獄學校生徒旅費支給規則に依り旅費を支給す。

三十三年三月府縣典獄の待遇を改善す　典獄の待遇に付ては明治三十年六月警視廳典獄は一級一、四〇〇圓（但し第四部長を兼ぬる者）に同年十月北海道廳典獄は一級一、二〇〇圓（三十一年十月改正、一級俸を一、〇〇〇圓とし在職五年以上の者に對し三〇〇圓以内の年功加俸を給することを得せしむ）（二）に改め、翌三十一年十月府縣典獄には三〇〇圓以内の加俸を給するに至り、（三）次で同三十三年三月地方高等官俸給令の改正に伴ひ府縣典獄の俸給亦改善せられ、最高加俸を加へて一、四〇〇圓となり、（四）同年五月警視廳典獄第四部長は一級一、六〇〇圓監獄署長同一、四〇〇圓となつた。（五）

（一）警視廳高等官俸給令（勅令第一九二號）
（二）北海道廳高等文官々等俸給令（勅令第三九三號）
（三）地方高等官俸給令（勅令第三二一號）
（四）同（勅令第九三號）
（五）警視廳高等官俸給令（勅令第二二二號）

三十年五月巡査看守俸給令を制定し其待遇を改善す　看守の俸給に於ても三十年五月看守俸給に關する勅令と巡査俸給令とを合して新に巡査看守俸給令と爲し、（一）相互に懸隔を生ずるの弊を除き、且最低額八圓を九圓に改め、（北海道廳巡査及北海道集治監看守は同年四月改正、三十一年九月一般看守俸給令に依る）（二）次で三十二年九月巡査看守の優遇の一端として一ケ月十圓の特別手當を給すること を定め、（三）越て三十四年四月更に此俸給令を改正（四）して甲乙二表に區別し、部長最高二十五圓に至ることを得せしめた。

（一）勅令第一四九號
（二）勅令第二一五號
（三）勅令第三九〇號
（四）勅令第五七號

E 第五期　監獄制度確立の時代

三十六年三月監獄官制發布に依り監獄は總て司法省直轄となる　監獄官制（一）を發布し總ての監獄を司法省の直轄に屬せしめ、各監獄の種類名稱を定め又監獄則中從來の地方廳の複監督に關する規定を削除した（二）。

監獄直轄の制は(1)、啻に廳府縣の複監督に因る手續上の煩瑣を除き事務の簡捷を圖るのみならず之に依りて(2)、囚人處遇の統一を圖り(3)、且又監獄の廢置分合を行ひ分類拘禁制度の確立を期せんとするの趣旨に出でたるものにして、我國監獄制度確立上多年待望せられたる事項の一つであつた。尚今回監獄官制の制定に伴ひ職員定員其他官吏制度上に幾多の改廢ありたるも、曩に拙稿監獄年譜に詳なるを以て茲には其の重なる事項を列擧する

に止める。

典獄俸給令を制定す（高等官俸給令改正）（勅令第四五、四六號）

典獄看守長の特別任用令を定む（勅令第三九號）

監獄醫教誨師藥劑師俸給規程を設く（司法省訓令）（監秘第二五號）

女監取締を判任待遇と爲す（勅令第三五號）

監獄奏任及判任待遇職員懲戒規程を定む（司法省令第七號及第八號）

監獄醫教誨師藥劑師職務規程を定む（司法省訓令）（秘第三〇號）

監獄分課及處務規程を定む（司法省訓令）（第三一號）

○監獄官制發布以來監獄職員定員表（毎年十月一日現在）

官職名＼年次	明治三六年	三七年	三八年	三九年	四〇年	四一年	四二年	四三年	四四年	四五年
典獄	五七	五六	五六	五六	五六	五六	五六	五六	五六	五六
看守長	七七二	七三四	七二一	七二一	七二七	七二八	七八四	六三二	六三二	六三二
技手	二三	二二	二二	二二	二二	二二	二二	一七	一七	一七
通譯	一五	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一二	一二	一二
監獄醫	二〇六	二〇〇	一九八	一九八	一九九	一九九	二二五	二二五	二二五	二二五

監獄及所轄分監拘禁定員を定む（司法省訓令）（監秘第三七號）

看守考試規程を定む（司法省訓令第三號）

（一）監獄官制（勅令第三五號）

（二）勅令第三七號

監獄官制發布に伴ふ職員の改置

監獄官制の發布に伴ひ監獄職員は該官制並に司法省令に依つてそれぞれ改置（一）せられたが、此等職員定員の明治年間に於ける變遷を擧ぐれば左表の如くである。

年次＼官職名	教誨師	教師	藥劑師	看守	女監取締
明治三六年	一八〇	三〇	五二	八、四五五	四二五
三七年	一八〇	三〇	五二	八、四二五	四二五
三八年	一七八	三〇	四七	八、三〇七	四二五
三九年	一七八	三〇	四七	八、三〇七	四二五
四〇年	一七九	四五	四七	八、三五五	四三〇
四一年	二二〇	四五	四七	八、三八〇	四三一
四二年	二二〇	四五	四七	八、二三〇	四三一
四三年	二二〇	四五	四七	八、二三〇	四三一
四四年	二二〇	四五	四七	八、七〇〇	四三一
四五年	二二〇	四五	四七	八、七〇〇	四三一

備考

1. 三十七年　仙臺監獄廢止等に伴ふ減員あり。
2. 三十八年　經費節約の爲分監を廢止し出張所と爲したるに因る減員あり。
3. 四十年　地方裁判所支部開設並に樺太分監開設に伴ふ增員あり。
4. 四十一年　地方裁判所支部開設並區裁判所檢事配置に伴ふ增員あり。
5. 四十二年　看守の減員は經費節約の爲の減員にして看守長の增員は改正刑法及新監獄法の實施並累犯取調上の事務增加に因る增員なり。
6. 四十三年看守長通譯技手の減員は行政整理並官吏增俸に伴ふ減員なり。

（一）分監長監獄書記を廢止し技手通譯を新置す（勅令第三五號）

教師藥劑師を新置す（省令第五號）

三十九年十月奏任及判任待遇監獄職員給與令の發布

越て三十九年三月多年の懸案たりし監獄醫教誨師の奏任待遇實施に伴ふ豫算の成立を見、同年十月奏任及判任待遇監獄職員給與令の發布となり、（一）新に奏任待遇監獄醫及教誨師の俸給を定め、監獄醫一級千二百圓教誨師同九百圓とし、特に功勞ある者は前者は千八百圓後者は千二百圓に至ることを得せしめ、判任待遇の監獄醫は二十圓乃至七十五圓、教誨師、教師は十四圓乃至五十圓、藥劑師は十二圓乃至四十圓と改め、同時に看守の月俸を十二圓乃至二十圓とし、看守部長たる看守には二十五圓迄を給することを得せしめ、看守俸給最高額に於て五圓最低額に於て三圓を上ぼし、四十年度豫算額に於ては看守俸給二圓五十錢を增額し一人平均十五圓とした。其他特別手當、勤務手

刑政第52巻第7号
矯正図書館

當、宿料を給する等監獄待遇職員全般に亙つて著しき待遇の改善を見るに至つた。

（一）勅令第二七六號

四十一年監獄法の制定ありたるも待遇に變化なし

其後明治四十年三月刑法改正の事あり、翌四十一年三月新に監獄法及監獄法施行規則の制定を見、近代獄制の基礎漸く定まるに至り、典獄其他一般司獄官の待遇の如きも之に伴ひ益々改善を要するものありたりと雖も、一般俸給令改正の儀に制せられて容易に實現するに至らなかつた。

四十三年高等官竝判任官俸給令改正に伴ひ典獄以下待遇向上す

明治四十三年所謂第一次行政整理行はれ、同年三月高等官等俸給令の改正に伴ひ、典獄は同令別表第二表第三號に依る待遇を受け最高二千圓となり、別に二百圓以内の加俸（東京、巣鴨、大阪、横濱、京都、神戸、三池、樺戸の指定監獄勤務者）を受くるに至つた。(一)明治三十六年官制改革當時の待遇に比し著しき改善の跡あるを見るも、これ一般官吏優遇の餘瀝に過ぎず、而も他の從來の同等の待遇を受けし官吏に比すれば寧ろ不利益なる改正に會せるものにして、之を例へば從來略同等の待遇を受けし陸軍海軍の編修陸地測量師、千住製絨所事務官の如き或は府縣警察部長、港務長の如き孰れも第二表第二號若しくは之と同等の待遇を受くるに至りたるも、典獄に付ては何等改善を見なかつたのである。尚同時に判任官俸給令の改正ありて、最低十五圓を二十圓最高一級七十五圓を九十五圓に改められた。全體を通じ約三割の增俸を見、當時物價の昂騰に惱む下級職員にとりては大なる福音であつた。(二)監獄醫其他待遇職員の待遇に付ては其後何等の變更を見ず、(三)たゞ四十四年一月に至り監獄醫教誨師教師藥劑師の採用難緩和の必要上其初任級の制限を監獄醫に在りては三級俸其の他の職員は四級俸以下と改めたに過ぎない。

（一）典獄一人平均豫算額一、一〇〇圓を一、四三〇圓に增額す。
（二）看守長一人平均豫算額二九四圓を三八三圓に增額す。
（三）但し看守の宿料支給豫算額一人一ヶ月一圓四十八錢を二圓に增額す。

The new Italian Service Regulations for Custodial Officers

Dr. Wilhelm Dallinger

イタリアの新戒護職員服務規則 (三)

ドイツ司法省地方裁判所判事法學博士
ウイルヘルム・ダリンガー

(C) 懲戒（つゞき）

第二章は懲戒の種類、その適用並びに效力について規定してゐる。譴責は所長によつて處斷せられる。禁足も同樣で、一日乃至三十日に迫ぶことを得るのである。禁足に處せられたるものは、妻帶せるとせざるとを問はず、施設を出ることを得ないのである。減俸は一日乃至三十日の期間中俸給が削減せらるゝもので、所長の處罰する所であるが、十五日以上に及ぶ期間の減俸並びに課長及び看守長に對するものは施設所在の地方の懲罰委員によつて處斷せらるゝのである。所長は家族を考慮して俸給の日割拂を許すことを得るのである。減俸には二つの等級（グラード）があつて、第一のグラードのものでは處罰せられたるものは俸給の四分の一を、第二のグラードではその二分の一を抑留せらるるのである（第七十九、八十一條）。第八十條は一般規定と共に第一グラードの減俸を以て罰せらるる所爲を列擧してゐる。卽ち——犯則たる受刑者との祕密の交通、書簡、申請書及び報告書の起草に受刑者の招致、一時間乃至六時間までの外出許可の違反、勤務中の喫煙又は施設內に於ける賭戲、引き繼ぎを待たずして持場を去ること、勤務中のみねむり、酒氣を帶ぶること、戒護中外來者との交談である。第八十二條には同じく一般規定と共に第二グラードの減俸を以て罰せらるべき所爲の數々を列擧してゐる。卽ち——公平無私の原則に對する明白なる違犯、下僚及び受刑者に對する服從關係の濫用、受刑者に對する嘲弄侮辱、下僚に對する負債、受刑者の監視に於ける懈怠、外部のもの又は受刑者に職務上の事項及び未決定の裁判に關する事實の漏洩による忠誠の義務の破背、受刑者に飮食物、書籍其他の

刑政第52巻第7号
矯正図書館

物品の供給、職掌外に渉る陳情發議又は陳情權の濫用、受刑者の面前に於ける同僚との粗暴なる言語の交換、受刑者より押收せる物品交付の際に於ける不當なる躊躇、事の何たるを問はず受刑者との用務の取結、泥酔、特に受刑者の面前に於ける猥雜なる會話及び悪口雜言、施設内にて受刑者と又は施設外にて受刑者の親族と又は釋放後未だ三年を經ざる内以前の受刑者と飲食を共にする、たとへ未遂に終るとも不注意にして逃走の企圖を容易ならしめたる、受刑者の虐待、上官の命令なくして女子受刑者の監區に立入ること等である。

許可なくして結婚したる場合及び故なくして指定せられたる場所に居住することを拒みたる場合は、省令によりて任を解かるゝのである（八十三條）。

職員にして特に重大なる違犯ありたる場合は、所轄控訴院管内の懲罰委員の發案を俟つて司法省は職員團體よりの除名を發令するのである（八十四條）。服務規則はその第八十五條に於て右の違犯を次の如く擧げてゐるのである。即ち――金錢、武器又は危險にして且つ逃走を容易ならしむる器具を受刑者の爲めに施設内に持込むこと、かゝる物品の發見せられたる場合その押收をなさゞること、受刑者の虐待及び彼等に對する暴虐なる行爲、權限ある職員によつて科せられたるにあらざる懲罰に妄りに受刑者をして服せしむる、受刑者又はその家族より贈られたる酒手及び進物の收受、禁せられたる受刑者の交通の幇助、女子受刑者を誘拐せんとする企圖又は女子受刑者に對する猥褻なる要求――是れである。

第三章は懲戒權についての手續上の規定を包含してゐる。懲戒に關する所長の決定に對して職員は職務上の處分の通告ありたる後五日間以内に主務省に陳情することができる（八十七條）。地方懲戒委員會（lokale Disziplinarkommission）は三人の委員より成る。一人は其地方の刑務所の所長（Direktor）で委員長を兼ね、他の二人は管理課又は會計課の故參の上級職員で、事情によりては醫務課長（Arzt）又は教誨師（Geistliche）が加はることがある（八十八條）。控訴院管内（Appellationsgerichtsbezirk）の懲戒委員は矢張三人で、檢事總長（Generalstaatsanwalt）又は總長によつて指定せられたる代理が委員長を兼ね、他の二人は檢事と管内の刑務所長である（八十九條）。懲戒委員の決定は一件書類と共に主務省に廻付せられ、主務省は右の決定を裁可し又は修正する。提案せられたる懲罰は主務省によつて更に峻嚴を加へらるゝ場合もある（九十四條）。控訴院管内の懲戒委員の審理に付せられてゐる職員は所長の處分によつて隔離室（Isolierungsraum）に拘禁せられ得るのである。但しこの處分は主務省の認可を要するのである（九十五條）。

第四章は懲罰手續と刑事訴訟手續との關係を規定してゐる。刑事訴訟法の第三條は規準たるべき原則を掲げてゐるが、これ

に由ると、懲罰手續は刑事訴訟手續とのその關係に於て民事訴訟手續並びに行政訴訟手續に準ずるのである。で、若し、懲罰手續進行中に刑法上處罰すべき所爲の嫌疑が生じた場合には、刑事訴訟手續が開始せらるゝのである。若し懲罰手續に代つた刑事訴訟手續が重大なものとなつた場合には、この手續の法律上有效なる結了を見るまで懲罰手續は中止せらるゝのである（九十七條）。この手續にひつかゝつた職員はその職務並びに權利を停止せらるゝのである。判決が法律上效力を有つまでは本人の妻及び未成年の兒女には本人の俸給の三分の一までの支給を受くるの權利が與へられ得るのである（九十八條）。豫謀に出づる犯罪のために法律上有效に自由刑を宣告せられたる職員は法律によつて當然戒護職員の團體から除名せらるゝのである。是に於て、開始せられ又は中止せられたる懲罰手續は對象がなくなつてしまうて自然解消するのであるが、他のケースに在つて刑事訴訟手續による審理の結果職員が無罪となつた場合には、懲罰手續は續行せられ又は新たに開始せらるゝのである。

第五章（第百〇一條）には、或る種の犯罪にありては陸軍刑法が規準となるのであつて從つて軍法會議（Militärgericht）によつて處斷せらるべきことが規定せられてゐる。玆處に或る種の犯罪といふのは、例へば陰謀、叛亂、脫走（武器を拐帶して）等である。

第三篇の最後の章である第六章は職員に關する報告並びに資格證明（Qualifikation）について規定してゐる。第百〇二條は、所長は毎年年末に戒護職員各員に關する報告書を作成しなければならないことを規定してゐる。各員に對する判定は次の四等の資格證明に要約せらるゝのである。即ち、優良（sehr gut）、良（gut）、凡（mittelmässig）、不良（schlecht）の四等である。報告書はこれを一部にまとめて翌年の一月中に主務省に呈出されなければならないのである。この資格證明は職員の將來立身の經歷に重大な意味を有つてゐるものであるから、速かに當該職員に通告されなければならないのである（百〇三條）。この資格證明に對して職員は十日以内に主務省に陳情することができるのである。資格證明は前述の通り表彰、受驗並びに昇進の基礎となるものであるから、毎年作成さるゝ資格證明は職員にとつては重要なものとせられてゐるのである。この事は一九三八年三月三日の一般通牒によりて特に重ねて訓示されてゐるのである。所長は報告書並びに資格證明書を自ら親しく作成しなければならないのであつて、且つ、證明書の作成に當つてはデュウッエ（ファッシステイの御大ムッソリーニのこと）の語である「管理の公正」といふことを特に念頭に置かなければならないのである。

(I) 衣食住

刑政第52巻第7号
矯正図書館

第四篇は、先づ第一に共同食事について規定してゐる。戒護職員は食堂で共同に食事することになつてゐるが、しかし數多の例外が認められてゐる（百〇四條）。職員は食費として毎月一定額を俸給より差引かるゝのである。（百〇六條）。

第二章は制服及び武裝について規定してゐる。第百十一條はウニホルム（制服）着用の義務を掲げてゐる。戒護職員は只だ自由外出の場合にのみ平服を着用することができるのである。第百四十六條は少年刑務所及び刑務所の少年監區並びに矯正院の職員には制服着用強制の例外を認めてゐる。新服務規則と共に新たに黒色の制服が採用せられたが、これは軍服と酷似したものである。服務規則附錄B表には制服其他服裝並びに正規の着用時について詳細に規定されてゐる。戒護職員は制服其他の裝備につき一日〇、五〇リラの補償を受ける（百十二條）。

第三章は戒護職員の宿泊所について規定してゐる。戒護職員は原則として施設内に居住する義務を有つてゐる（百十六條）。C表はベッド、家具調度の如き刑務所より支給さるゝ物品を擧げてゐる。戒護職員が施設内に居住せざる限り、住宅料の支給を受ける。住宅料には住居地の大小繁華の程度に從ひ一日一、五〇、二又は二、五〇リラの等差がある。受刑者は只だ例外の場合及び所長の許可ありたる場合にのみ戒護職員の住居に立入ることを得るのである。

次章は戒護職員に對する醫療手當についての規定である。戒護職員が疾病に罹つた場合には特別の診療部で醫療手當を受ける。病人の食物の種類及び量はD表に詳細に定められてゐる。若し施設に使用する診療部のない場合には、疾病に罹つた戒護職員は行刑局（Vollzugsverwaltung）の費用で陸軍病院に、緊急の場合には公立の病院へ收容せらるゝのである（百二十一條）。

(E) 戒護職員の職務

第五篇は最も重要なもので戒護職員の職務に關する本來の規定を包含してゐるのである。第一章は團體に屬する職員の一般義務を以て始まつてゐる。劈頭の第百二十九條に云ふ「戒護職員は所長（Anstaltsleiter）に直屬しその命令を遂行する義務を有つ。

戒護職員は擔當せる勤務終了の後戒護の安全、規律に對する不時の違犯並びにあらゆる種類の所内の異狀につき文書を以て戒護課長又は看守長に報告するの義務を有つてゐる。

緊急の場合に在つては戒護職員は直ちに口頭にて報告し且つ職を帶びたる職員團體の役員に事件の一切の模樣を知らせなければならない。

戒護職員は特に次に揭ぐる義務を有つてゐる。卽ち、職員は先づ、

(イ) 服務規則により又は管理規定の命ずるがまゝに或は所長

の或は判事の處分によりて自己に委任せられたる職務を卽時に履行しなければならない。

(ロ) 施設内に在つて規律を亂さしめざらんやう請負人、その代表者及雇員並びに施設内に於ける仕事のため出入を許されてゐる自由勞働者を監視しなければならない。

(ハ) 早朝、戒護課長又は看守長より受取りたる各處の全部の鍵を嚴重に保管し、委任せられたる用務を果たしたる後再びこれを返還しなければならない。

(ニ) 受刑者の在る處斷えず細心に戒護し、他の場所へ移動する必要ある場合には、その都度これを護送し、且つ、特に隔離せられ又は交談を禁止せられてゐる受刑者に對しては、禁せられたる交通の行はれざるやう監視を怠つてはならないのである。

(ホ) 規定の巡邏をなし、自ら認めて以て何等かの點で施設に於ける安全、規律並びに秩序にとつて重要なりとなす一切の事實を遲滯なく戒護課長又は看守長に報告しなければならない。

(ヘ) 受刑者の整頓清潔に關する規定を遵守することに注意しなければならない。

(ト) 受刑者は常に慈愛の心を以て取扱はなければならないが、斷じて公直嚴正を失つてはならない、且つ、決して職務上必要でもなく又は正當でもない會話を受刑者と交へてはならない。

(チ) 收容及び釋放の際は勿論、會合に赴き又は會合より歸る場合、作業場、教室又は罰房への出入の際には受刑者を愼密に檢索しなければならない。上官より檢索を命ぜられたる場合何時たりとも直ちに命令を遂行しなければならない。

(リ) 就業中の受刑者の間斷なく作業に專念し、且つ、作業の素品、製品並びに使用のため寄託されてゐる作業道具を毀損、浪費又は竊取せざることに注意を怠つてはならない。

(ヌ) 每日作業の終了に際しては、受刑者に交付されてゐる作業道具の種目と品數とを檢査して、一物も紛失したり又は竊取されたりしてゐないことを確しかめなければならない。若しかゝることのあつた場合には、犯人を通告しなければならない。

(ル) 外役に就く受刑者を護送し、受刑者と外部の者との會話交渉を阻止し、外部からのあらゆる襲擊に備へ且つ逃走を豫防しなければならない。

(チ) 自己の宿舍は常に整頓してをかなければならない。規定以外の他の物品を宿舍に備へつけ、武器を持込み、且つ、衣服金錢又は貴重なる物品を竊取の危險にさらすやうのことがあつてはならないのである。

刑政第52巻第7号
矯正図書館

戒護職員はいかなる場合に於ても妄りに受刑者を懲罰に處してはならない」。

戒護職員は、非常の場合を除き、一日五時間乃至六時間及び一週一回十二時間自由外出を許さるゝのである（百三十條）。所長は、夜勤のない日には、妻帶せる職員に一夜を家庭に過ごすことを許可し得るのである。しかし、少くも戒護職員の半數は常に施設内に留まらなければならないのである。外部の警戒勤務は二十四時間中十時間を越ゆるを得ない。警戒と巡邏は二時間交代で、寒暑の特に甚しい季節には交代の度數は更らに加はるのである。職員は何人も交代を待たずに又は權限ある上官によつて他の勤務に指定さるゝ以前に己の指定されてゐる勤務を去るを得ない（百三十一條）。女子刑務所及び刑務所の女區に在つては男子戒護職員の勤務は外部の警戒に限られてゐる。もつとも必要の場合には男子職員も亦た此等施設の内部に立入ることができるが、しかし必ず女教誨師（Schwester）又は女看守（Aufseherin）の同行を待たなければならないのである。（百三十二條）。

第二章は特色のあるもので、特別勤務を命ぜられたる戒護職員の義務を規定するものである。理由書には廣い範圍に於て遂行された勤務の特殊化の意義の重大なることを指摘し、特に保安施設及び少年施設の職員の場合に於て然りとしてゐるのである（百四十五條以下）。

最初に規定されてゐるのは看護勤務で（百三十四條）、この勤務は一定の準備教育とこれに相應する卒業證書とを有する看護婦にも賦課せられるのである。軍隊の看護卒に相當するこの看護手（Krankenpfleger）はその擔當事務の醫務に關する限りは保健技師（Arzt）の部下に屬するけれども、其他については服務規則の規定に拘束さるゝのである。看護手は、規定の表及び明細書を作成し、各患者に與へらるゝ食物を記入し、病舍に適用さるゝ諸規定及び醫官の命令の遵守に意を用ひ、看護に使用せらるゝ受刑者の克く忍んで深切に患者を世話することに注意しなければならない。看護手は病囚の食餌醫藥を廢棄する（自殺する）ことを防止し、陰謀及び施設に於ける安全規律又は繫屬中の訴訟手續に影響する一切の交通を阻止し、病室の清潔消毒洗濯物及び其他の備品の世話をなし、必要なる藥劑の調製を手助し、藥劑其他醫療材料を藏まつてをく戸棚の鑰を保管しなければならない。なほまた、看護手は新入患者の名簿の整理を怠つてはならないのである。新しい患者は健康狀態を確定し且つ本人の經歷に關するカードを作成するため檢診されるのである。以前の服務執行規則（DVO.）の第三、六十八條によれば、所長は各受刑者の「經歷カード」（„Cartella biografica"）を作成し絕えず報告することになつてゐる。このカードは受刑者の身分帳（Personalakten）と共に保存せらるゝもので、全體の人格からして犯人をできるだけ精密に理解するものでなけれ

ばならないのである。カードに記入せらるゝ事項は本人の特質と共に生物學的並びに社會的の本人の狀態に關するものである。

續いて、門衞勤務のことが規定されてゐる。前の服務執行規則（DVO.）によれば、施設の開閉の時間はその施設の內規によつて定められるのである。門衞（Pörtner）たる職員は施設閉鎖後直ちに正門の鑰を戒護課長又は看守長に引渡さなければならない。戒護課長又は看守長は翌朝定時に施設開扉のため鑰を門衞に返付するのである。夜間は何人も施設に入り又は施設を出づることを得ない。但し、この規定は所長、戒護課長又は看守長、並びに、特別の勤務上の理由の存する場合、職掌柄權限を有つてゐる人々には適用されないのである。新戒護服務規則（ADO.）の第百三十五條によれば、門衞は自己に下された一切の命令を履行すると共に預つてゐる鑰を特に注意して保管すべきで、決して他人に引渡すやうのことがあつてはならないのである。戒護課長又は看守長の許可なくして及び正規の交代なくしては門衞は一步たりともその地位を離るゝことを得ないのである。なほ亦、門衞は管轄官廳の許可なくして施設に立入らんとする者は何人と雖これを阻止しなければならない。門衞は施設に持込まれ又は施設より運び出さるゝ一切の小包及び物品を檢查しなければならない。施設の職員及び雇員、自由勞働者の職長、請負人及びその使用人にして施設出入の際何等かの點で不審のかどありたる場合には、所長の命令を得て、若しくは、遲延の危險ありと見れば、戒護課長又は看守長の命令を得て右の人々を檢索し且つ抑留しなければならない。この場合、戒護課長又は看守長は遲滯なく直ちにこの旨を所長に告げなければならない。受刑者との會見の許可證を示し又は受刑者への書簡若しくは其他の物件を持參するものあれば、この旨を係りの職員に報知しなければならない。上官の命令なくしては門衞は外來者は勿論施設の職員と雖自己の勤務室に留まることを許るすことを得ない。門衞は施設を出る者の同一人なることを自ら確かめなければならない。若し本人を知らない場合には、證明書の提示を要求しなければならない。門衞は日々施設に搬入せられ又は施設より搬出せらるゝ貨物、素品、機械、器具、食糧、作業製品を記入すべき特別の帳簿の處理を怠つてはならないのである。なほまた、戒護職員の外出歸還の時間を特別の帳簿に記入しなければならない。門衞は禁足に處せられてゐる戒護職員の違犯外出を阻止しなければならない。

第百六十三條は倉庫に於ける勤務を規定し、次の二ヶ條に於ては受刑者の追加食糧の給付に關する事務が規定されてゐる。前揭の服務執行規則（DVO.）の第二百四十八條によれば、受刑者は施設より給せらるゝ糧食を補充するため作業の報酬其他の手段によりて施設に設置せらるゝ賣店より追加食料の支給を受けることを得るのである。受刑者の追加食料のために費やし

刑政第52巻第7号
矯正図書館

得る金額は主務省の定める所に依るのである。受刑者の希望、追加食料の配給に關する帳簿の作成を擔當する職員は、受刑者の要求の定められたる制限を踰えず、受刑者の購入の現在手持品の數量を超過せず、受刑者の欲する食料並びに飲料の實際彼等に手づから引渡され、且つ、この勞務に於て何等一點の職權濫用のことなきやう心がけなければならないのである。この勤務に於ける擔當職員は商品の品質を檢査し、若し正規に合はず苦情の出でたる場合には、右の趣を委細戒護課長又は看守長を通じてこれを所長に報告しなければならない。

施設內の夜間巡邏を擔任せる職員は總ての見張看守の良心的に自己の義務を果たしてゐる事實を確かめなければならない。（百三十九條）。巡邏勤務を擔當するものは看守部長又は故參看守で、施設內に於ける一切の異狀について報告することになつてゐる。

戒護職員は場合により官房事務に振り向けられ得るのである（百四十條）。

作業に在つては、作業に適任と認められた戒護職員は職長（Werkmeister）又は職長補（Unterwerkmeister）として使用され得るのである。或る一科の職業の教師としての適任證書を所持してゐる職員がこの勤務に選拔さるゝのである（百四十二條）。主務省は適才と認めたる右の戒護職員を工業學校の補習科へ通學せしむることができる。職長及び職長補は次に揭ぐる特別義務を負うてゐる。卽ち、彼等は機械並びに作業道具に對する責任を負ひ、機械道具の正規の使用並びに細心の取扱方を誤らざるやう監視しなければならない。各受刑者への素品並びに道具の分配はまた彼等の擔任で、作業の規律ある遂行に對して責任を負ふのである。但し、幹部よりの文書を以てする命令なくしては作業に取りかゝることはできないのである。彼等は費消さるゝ材料及び受刑者の所得となる賃金を計算し記入してをかなければならない。作業終了に際しては彼等は作業道具の現在を檢査し、これを特別の場所又は戸棚に保管しなければならない。彼等は受刑者を敎導訓練し、作業に精勵せしめ、手工規程を遵守せしめ、他の戒護職員と協力して規律の維持、工場內の淸潔勵行に努めなければならない（百四十三條）。

第百四十五條は保安處分の執行に於ける職員の特別任務に對して指示してゐるのである。服務執行規則第二百六十二條によれば、保安處分により自由を奪はれたる被勾留者の戒護勤務は特に準備敎育のある職員に擔任せしめらるゝのである。保安處分に關するイタリアの規定は被勾留者の素質の研究觀察に特に重きを置いてゐるのである。服務執行規則（DVO.）第二百八十四條は被勾留者の全體の態度擧止から本人の素質狀態並びに危險性の有無を識別するために一つのシステム（方法）を案出したのである。卽ち、一箇の書入れ用紙に被勾留者の行狀態度の全班に關する一切の觀察が逐一記入されなければならないのである。殊に、規律秩序に關して、他の被勾留者との關係、職員に對する態度、信仰、作業並びに學課に於ける彼の態度成績、なほ進んでは、家族及び他人との關係、及び、强暴なる行爲或は詐欺的態度への傾向、又は、反對に、他の一面社會生活への更生を推斷せしむべき特殊の經歷等についての觀察が記入せらるゝのである。新服務規則（ADO.）の第百四十五條は戒護職員の勤務に關するこの規定を補充してゐるのである。第百四十五條に曰く、

「保安處分執行のための施設に於ける戒護職員は職員團體に屬するものゝ一般義務と共に、特に、施設への收容を必要ならしめたる理由の猶ほ依然として存在するや否についての判斷の下し得らるゝがために、收容者を熟知するに努むるの任務を有つものである。この目的のために戒護職員は豫防行刑兩施設の服務執行規則（DVO.）の第二百八十四條を嚴守するは勿論、收容者の行動言語に常に多大の注意を拂はなければならない。且つまた、實に施設に於ける規律秩序の關係ばかりでなく、道德的並びに社會的關係に於ても、收容者の態度がどの程度まで本人の眞の思想感情の表現であるかに注意しなければならない。

戒護職員は右に關する觀察を戒護課長又は看守長によつて愼重に作成せらるゝ特別の觀察簿に文書を以て報告するのである。戒護課長又は看守長は每日觀察簿を所長の檢閱に供するのである」。

新服務規則の理由書は、處分の執行の結果及び被勾留者の釋放を決定すべき本人の危險性の存續の有無の問題に關して決定的の判斷を獲るの困難なることの一般に認められてゐる事實を指摘してゐるのである。是に於て、危險性の有無を精査するに當りて信賴するに足る基礎的事實を得るために、收容者の態度は斷えず觀察せられ、一切の觀察の要點が愼重に蒐錄せられなければならないのである。この方法によれば、收容者の虛僞僞裝によつて誤らるゝの危險は大部分避け得らるゝのである。而して、日々の生活の瑣細なる出來事から第一にその基礎たるべき事實の摑み得らるゝこの材料蒐集なる仕事に於ては、戒護職員の間斷なき油斷のない活動が特に肝要となるのである。

（つゞく）

Blätter für Gefängniskunde, September 1938

刑政第52巻第7号
矯正図書館

The Penal Colony
in Sardinia

Dr. Rambke

サルデイニアに於けるイタリアの拓殖行刑場 (二)

ベルリン地方裁判所長
ドクトル・ラムケ

(九) 收穫物

土地が大部分耕地として使用せられるゝ結果畜産は比較的に少ない。

主たる穀物はライ麥で、一九三七年には約五千噸の收穫があつた。

外に生産物として擧ぐべきものは赤葡萄酒で、常用酒とデザート用の甘味のものができる。一九三七年には三萬八千リートルの醸造高であつた。

果樹園では、シトロン、九年母、無花果樹の類が育てられてゐる。

蔬菜はかなり多くの種類が栽培せられてゐる。卽ち、チサ、キヤベツ、南瓜、胡瓜、馬鈴薯、トマトの類である。

(十) 畜産

馬	五〇頭
牛	五〇〇頭
驢馬	一〇〇頭
豚	三〇〇頭
羊	二五〇〇頭
山羊	二一五〇頭
鷄	一一〇〇羽
兎	二五〇匹

等である。

馬はアラビヤ種で、頭も頸も脚もすつきりした立派なものである。羊は豐富な柔い長い羊毛(カール)を與へるのである。刈り取られた羊毛は内地の陸軍工廠に送らるゝのである。

以上の通りで、このコロニーの經營は全く大規模なもので多

方面に亙つてゐるのであつて、一千人の受刑者が農場勞働者として働いてゐるのである。なほ墾鋤の業は固より、鎌でやる麥の刈り入れ、羊毛の剪取等、手でやる仕事も多いのである。但し、播種と打禾とは機械でやるのである。勞働時間は一日七時間半で、正午に一時間乃至二時間の休憩がある。

(十一) 受刑者の給養

受刑者の糧食は各分農場に於てそれ〳〵給してゐるのである。糧食はコロニーの耕地からの生り物及び定量ではあるが充分なパンと肉とで、パンは各農場附屬のパン燒場から、肉は近代式冷藏裝置を有つてゐる中央の屠畜場から來るのである。なほ別に、補食として米、玉蜀黍、靑豆、鹽魚、乾魚の類の購買か許されて居り、別に亦た、賣店からコンデンスドミルク、生の野菜、マカロニ、葡萄酒、罐詰肉を買入れることもできるのである。補食としての副食物は受刑者が農場内に於ける炊事場で自分の道具で料理することができるのである。薪は役所から無料でくれるのである。良い飮料水は元の古い泉からと新たに掘られた井戸とから十分に得られるのである。受刑者の勞働賃銀は一日五リラ乃至三〇リラの間を上下してゐるのであつて、其内五リラだけは毎日買物のために自由に處分することができるのである。

(十二) 受刑者の生活

受刑者は大農場に働く勞働者の如うに集團となつて作業に就くのである。自分は、徒歩で、オート(自働車)で、又は、騎馬で、耕地に、菜園に、牧場に、厩舍に、木材伐採場に、炭燒き場に、其處で働いてゐる受刑者を訪ねてみたのである。彼等は、作業の區分と作業の變換とが彼等獨特の技能及び罪種と年齡とによる隔離分類と一致し得る限り、農場作業のあらゆる部門に於て訓練せられ働かせられるのである。灰色のリンネルの制服で、つばの廣い麥稈帽を被ぶつて、彼等は農夫らしく大手を振り肩を搖すつて朗らかに仕事場へ出て行くのである。土地生へ拔きの人間のやうに、彼等はこのミリユウ(環境)の中で一種の誇りを感じてゐるのである。彼等は誇りがに自分の仕事の結果を示すのであつて、飼料の牧草の出來榮えを讃めてやつたり、善く手入れの行屆いた馬のつや〳〵した滑かな毛並を撫でてやつたりすると、溢るゝばかりの笑みをたゝへ心からうれしがつてゐるのである。深い淺いの差こそあれ、彼等は玆處で皆な「アト・ホーム」(氣樂)な感じを有つてゐるのであつて以前にやつたこと(犯罪)は時を隔て處の變つたため、すつかり忘れられてゐるのである。彼等は年々に自分の手でやつた仕事の實を結ぶのを看てゐるのである。そして、その仕事の背後には自由の身となつて故鄕へ歸れるといふ期望がはつきりと浮

かみ上つてゐるのである。

(十三) 受刑者の健康狀態

清い大氣の中で働いてゐるために、またたしかに遺傳のせいもあつて、全體の受刑者の健康狀態は良好である。分農場からの凡ての病者を收容する中央の病舍には、自分の視察した際には、二十八人の患者がゐたが、一千の受刑者に對して二乃至三パーセントの割合である。最も多いのはリユウマテイズムス、氣管支炎、胃腸カタル、心臟病であつた。輕微な患者は中央のクリニーク（診療室）や手術室で治療されるが、重症のものは當然オートでカリアーリの病院へ送らるゝのである。

(十四) 懲罰

ドクトル・マツエオがデイレクトルとして、玆處に到着して以來、懲罰を加へなければならないといふ場合は極めて稀れで、その理由も大抵微少な規律違反か又は受刑者同士の鬪爭に存してゐたのであるが、これは普通の農場に在つてもありがちなので、別に怪しむには足らないのである。懲罰は監禁、減食、硬式寢臺、自由時間の短縮である。體罰は禁ぜられてゐる。

(十五) 教養

一週二回このコロニー附きの教師は自轉車又は馬車で各農場を巡回して受刑者に小學程度（Volksschule）の學科を教授する。宗教については別に何等の制限はなく、受刑者は各自所屬宗派の義務を果たすことができるのである。施設附の教誨師はミサを行ひ且つ懺悔を聽いてやる。

通信に關しては、農場勞働者の普通の慣例的な通信上の必要の範圍内で行はるゝ受刑者の書信の往復は檢閲を受くることになつてゐて、施設内の特別郵便局の手で取扱はれてゐて、騎馬看守が集配人としての職務を行ひ、毎日騎馬で分農場と中央及び外部との郵便の連絡をとつてゐる。

藏書の量は少ないが小さな書庫もあつて受刑者に利用されてゐる。これも大農場の勞働者の場合と變りはない。

(十六) 受刑者の態度

之を要するに、このピーナル・コロニーに收容せられてゐる受刑者は「自由」な農場勞働者と殆んど等しい生活をしてゐるのであつて、但だ作業にきびしい規律の立つてゐることゝ、全體の經營が受刑者相手に行はれてゐる事實によつて條件づけられてゐるといふ制限束縛があるのみである。明かに彼等は滿足して進んで日々の生活のコースに順應していつてゐるのであつて、而して、かくして將來の自由生活への心からの準備が熟していくのである。逃走を企てるものは極めて稀れである。これは當然で、サルデイニアの地理的事情を考へれば成功の見込は少ないのである。こゝの仲間が受刑者であるといふことは、只だ制服を着けた職員が銃を肩にし、犬を連れて、耕地のあちこちらに散らばつて働いてゐる受刑者のグループを戒護してゐるのと、且つ、分農場から作業の場所への往復の密集行進を監視してゐるのとで外面的に識別されるだけで、其他は普通の農場勞働者と毫も異つた所はないのである。自分がこのコロニーに別れを告げる時受刑者の代表者の一人から緣白赤三色（イタリアの國旗の地色）のリボンでしばつた麥の穗束を自分に贈られたことは、自分の今も猶ほうれしく思つてゐる所なのである。

(十七) 全體の印象と將來の期望

カステイアーダスのピーナルコロニーに於ける生活から受ける全體の心象は眞に平和で樂しいものである。この生活の中には理論と實際とが調和のとれた一つの完きものとなつて溶けこんでゐるのである。かゝる刑罰執行こそ、犯人の多數を再び社會化して刑罰と贖罪との道程を經て自由生活へ化導して社會の秩序の尊重すべきを肯定せしむるといふ大きな一つのプロブレムの立派な解決法である、と自分には思はれるのである。若し現在のこゝの受刑者が刑期滿了の後自由なコロニスト（拓殖者）としてサルデイニアに留まることになれば、シベリア又は南米ギアナのフランスの流刑場（「惡魔の島」）に於ける受刑者のコロニーに見るが如き憂慮すべき光景の呈露せらるるようなことは萬なかるべく、其處には必ずや近き將來に於て、母國イタリアのためにサルデイニア島の開拓といふ國民經濟上偉大なる計畫を實現すべき健かな一團のコロニストの出現を見ることであらう。

（完）

Blätter für Gefängniskunde,
September 1938

刑政第52巻第7号
矯正図書館

資料

プロシア刑務法（七）

第七節　經理（Hauswirtschaft）

第一款　給養（Verpflegung）

第九十一條　收容者ハ他ニ規定アル場合ヲ除クノ外官給ノ糧食ヲ受ク。糧食ハ同種類ノ自由刑ニ處セラレタル總テノ收容者ニ付均等ナルモノトス。詳細ハ給養規則ノ定ムル所ニ依ル。

第九十二條　自辨糧食ヲ許サレタル場合（第百四十六條、第百四十七條、第百四十九條、第百五十條、第百五十一條）ニ於テハ收容者ハ必要ナル金額ヲ刑務所會計ニ豫納スルヲ要ス。豫納金ナキニ至リタルトキハ自辨糧食ハ之ヲ中止ス。自辨糧食ハ適度ノ美食ノ制限ヲ超ユルコトヲ得ズ且ツ所長ノ指定スル差入店ニ限リ之ヨリ購入スルコトヲ許ス自辨糧食ヲ許サレタル者ハ成ル可ク之ヲ獨居拘禁若ハ緩和獨居拘禁ニ付シ又ハ食事時間中他ノ者ト分離スベシ。

第九十三條　收容者ニ自己用途物品（Gegenstänaen persön-lichen Bedarfs）ノ調達ヲ許シタル場合ハ此ノ物品ノ購求ニ付テハ地方的狀況ニ依リ購求方法ノ許サレザル限リ刑務所之ヲ配慮スルモノトス。

適度ノ追加食（ベーコン、バター、果物、ジヤム等）ノ調達ハ收容者行狀善良ニシテ釋放準備金十五「レンテンマルク」及ヒ十分ナル釋放時ノ衣類ヲ有スル場合ニ限リ之ヲ許スベキモノトス。但シ小遣錢ニ限リ之ニ使用スルコトヲ得。

第二款　衣類及ビ臥具

第九十四條　收容者ハ自辨ノ衣類又ハ自辨ノ下着若ハ自辨ノ臥具ノ使用ヲ許可セラレザル限リ官給ノ衣服ヲ着用シ且ツ官給ノ下着竝ニ指定ノ臥具ヲ使用スルコトヲ要ス（第四十二條、第百四十七條、第百四十九條、第百五十條、第百五十一條）。制服（Uniformstücke）ハ之ガ着用ヲ許サズ。衣類及ビ下着ハ之ヲ叮重ニ取扱フコトヲ要ス。小修繕ハ、必

要ナル場合ニハ監督及ビ指導ヲ受ケテ、收容者自ラ之ヲ爲スコトヲ要ス。外役ニ當リテハ常ニ官給ノ衣類ヲ着用スベキモノトス。移送、召喚、出廷及ビ類似ノ場合ニ於テハ所長ハ刑務所外ニ於テ自衣ヲ着用スルコトヲ命ズルコトヲ得。接見（第百十七條）ノ場外ニ於テモ亦例外トシテ之ヲ許スコトヲ得。

肌着及ビ各收容者ニ交付スベキ手巾ハ每週一回、敷布、下「チヨツキ」及ビ「スカート」ハ每月一回之ヲ引換ヘ、必要アル場合ニ於テハ其ノ度數ヲ增加スベシ。

臥具ハ常ニ之ヲ清潔ニ且ツ毒虫ヲ驅除スルコトヲ要ス。雜居房內ノ寢臺ハ少クトモ半「メートル」ノ間隔ヲ置クコトヲ要ス。布團及ビ褥製品ハ常ニ非難ナキ狀態ニ於テ之ヲ保チ且ツ規則的ニ之ヲ打塵シ通風スルコトヲ要ス。

其他詳細ナル事項ハ一九二三年二月二十六日衣類及ビ臥具規則之ヲ定ム。

拘禁場所ノ檢查ハ衣類、下着及ビ臥具ノ諸品ニモ亦之ヲ及ボスコトヲ要ス（衣類點檢）

第九十五條　自辨ノ衣服、自辨ノ下着又ハ自辨ノ臥具ヲ許サレタル收容者ハ獨居拘禁又ハ緩和獨居拘禁ニ付スコトヲ要ス。收容者ハ各事態ニ應ジ完全ナル一襲（衣服）、三枚ノ下着、及ビ二枚ノ敷布ヲ所持セシメ、十四日以下ノ刑ニ於テハ二枚ノ下着及ビ一枚ノ敷布ヲ所持セシム。臥具ニ付テハ布團、机及ビ上被ヲ許ス。下着ノ洗濯ハ規則的ニ刑務所之ヲ斡旋ス。其ノ費用ハ收容者之ヲ豫納スベキモノトス。不用ニ至リタル場合物品ハ遲滯ナク之ヲ補充スルコトヲ要ス。總テノ物品ハ之ヲ清潔ニシ且ツ相應ナルモノナルコトヲ要ス。

第三款　秩序及ビ清潔

第九十六條　刑務所ノ各室ニハ連續セル數字ヲ付スルコトヲ要ス。拘禁場所ノ戶ニハ室ノ番號並ニ室ノ容積ヲ揭記シ且ツS、Zヌ又ハPノ文字ヲ以テ其ノ室ノ受刑者、民事拘留者又ハ警察拘留者ノ孰レガ拘禁セラルヽカヲ明カニスベシ。各拘禁場所ニハ小札（居房名札）ニ收容者ノ姓名及ビ刑務所ニ入所ノ日ヲ、受刑者ニ付テハ尙刑期ノ始期及ビ終期ヲ記載スベシ。

總テノ場所ニ於テ常ニ最モ嚴格ナル秩序及ビ清潔ヲ保持セザルベカラズ。總テノ場所ニ付キ充分ナル換氣ヲ計ルベシ。毒虫ハ卽時全力ヲ擧ゲテ之ヲ驅除スベシ。其他ニ付テハ一九二三年二月二十六日清潔規則ノ規定ヲ適用ス。

各收容者ニハ之ニ交付セラレタル物品又ハ備品ノ保管ノ爲ニ數個ノ抽出ヲ有スル指定容器ヲ交付ス。

床上ニ唾ヲ吐クコトハ之ヲ禁ズ。

第九十七條　拘禁場所ノ大キサ及ビ其ノ內部ノ設備ニ付テハ一九二四年五月刑務所ノ建築命令、落成及ビ內部設備ニ關

刑政第52巻第7号
矯正図書館

スル準則ヲ適用ス。

第九十八條 收容者ハ其ノ衣類、下着及ビ臥具諸品竝ニ拘禁場所ノ清潔ニ付テハ一九二三年二月二十六日清潔規則ノ規定ニ從フ。

收容者ハ身體的ニ不可能ナラザル限リハ其ノ衣類、拘禁場所及ヒ設備ノ諸品ヲ自ラ清掃スルモノトス。食器ノ叮寧ナル掃除ニ付テハ特ニ留意スルコトヲ要ス。自己ノ物品ヲ使用スル收容者ノ衣類、下着及ビ敷布ノ洗濯ハ刑務所之ヲ斡旋スルコトヲ要ス。其ノ費用ハ收容者毎月之ヲ豫納スベシ。

第九十九條 收容者ニハ少クトモ二週間ニ一回入浴セシメ其ノ外必要ニ應ジ脚浴ノ機會ヲ與フベシ。頭髮及ビ鬚ハ必要ニ應ジ屢々之ヲ剃理ス。頭髮及ヒ鬚髯ノ異樣ナル剃理方法ハ之ヲ許サズ。

蓄髯セザル收容者ニハ必要ニ應ジ剃理ス。剃刀及剃刀道具ハ所長ノ明示ノ許可アルニ非ザレバ所持スルコトヲ得ズ。

第四款 採暖及ビ照明

第百條 拘禁場所ハ季節及ビ氣候ニ應ジ之ヲ暖ムベキモノトス。晝間使用スル場所ニ於テハ日中攝氏約十八度ニ保ツベシ。之ヲ監督スル爲メ適當ナル個所ニ寒暖計ヲ備付クベシ。

第百一條 火氣及ヒ燈ハ之ヲ注意深ク取扱フベシ。火氣ノ露出、特ニ作業上ノ火氣ノ露出ハ已ムヲ得ザルモノニシテ且ツ事故又ハ延燒ノ防止ニ必要ナル處分ヲ行ヒタル場合ニ限リ之ヲ許ス。繼續的ニ使用スル爐又ハ貯暖所以外ニ於テハ夕刻總テノ火氣ヲ消滅セシムベシ。灰ハ閉鎖シタル鐵製ノ箱又ハ耐火壁ヲ施セル貯藏所ニ容レ又ハ即時刑務所外ニ搬出スベシ。閉所前總テノ火氣ヲ檢査シ、總テノ火氣及ビ燈ニシテ夜間點火スベカラザルモノガ消火シアルヤ否ヲ確カムコトヲ要ス。其ノ狀態ハ之ヲ夜間報告書ニ依リ報告スベシ。

煙突及爐筒ハ規則的ニ之ヲ掃除シ、其ノ掃除口ハ防火ノ爲ニ之ヲ閉鎖シ且ツ爐及ビ煙突ノ附近ニ燃エ易キ物ヲ置カザルコトヲ要ス。

瓦斯管及ビ瓦斯栓ハ時々綿密ニ之ヲ檢査スベシ。石油ランプニ付テハ火口及ビ油壺ガ良好ナル狀態ニアル樣注意スベシ。燃燒中ノ焰ノ附近ニハ燃エ易キ物件ヲ置クコトヲ許サズ。

第百二條 階段、廊下及ビ內庭ハ暗キ間之ヲ充分ニ照明スベシ。保安上必要ナル場合ニ於テハ比較的人數多キ寢房ハ夜中之ヲ照明スベシ。

晝間ノ拘禁場所及ビ居房ニ於テハ暗キ間ハ少クトモ晝間勤務ノ終了迄燈火ヲ與フルモノトス。獨居拘禁及ビ緩和獨居拘禁ニ付セラレタル收容者ニハ第四十二條ニ依リ午後九時

迄點燈スルコトヲ許ス。

其ノ他刑務所內ニ於テ照明ノ必要トスル範圍ハ所長之ヲ定ム。

第八節 保健、出生、死亡

第一款 戶外運動

第百三條 戶外ニ於ケル作業ニ就業セザル收容者ニシテ健康ナルモノハ總テ天候ノ許ス場合刑務所ノ內庭ニ於テ每日少クトモ三十分ヲ過サシムルコトヲ要ス。適當ナル徒手體操又ハ體操ヲ行フコトヲ得。コノ規定ハ作業ノ欠乏ノ結果戶外運動ノ時間ガ延長セラレタル場合ニハ特ニ適用サルヽモノトス。戶外運動ニ使用スル場合ニハ見透シ及ビ保安ノ許ス限リ簡易ナル植樹ヲ爲シテ安易ナル外見ヲ與フルコトヲ要ス。收容者ハ休憩時間中コノ庭園ノ手入ニ就カシムルコトヲ得。

戶外運動ハ日出前及日沒後又ハ夏季ハ炎暑ノ際ハ午前十一時ヨリ午後二時マデノ間之ヲ行フコトヲ得ズ。病者ヲ戶外ニ出スコトヲ要スル時期及ビ期間ハ所長ノ認可ヲ得テ醫師之ヲ定ム。

同時ニ戶外ニ出ス收容者ノ數ハ規律アル監視ノ可能ナル範圍ニ於テ之ヲ定ムコトヲ要ス。收容者ハ各三步乃至四步ノ間隔ヲ以テ一列ヲ爲シ運動ヲ爲スコトヲ要ス。此ノ場合ニ於テハ健康ノ增進ノ爲速足行進ヲ遵守スベキモノトス。適當ナル練習ニ依リ收容者ノ良好ナル姿勢ヲ求ムベシ。急速ナル運動ニ隨ヒ得ザル收容者ニ付テハ之ヲ列ヨリ離シ又ハ特別班ヲ編成スベシ。

收容者ニ對シテハ絕ヘズ監視スルコトヲ要ス。交談其ノ他ノ聯絡ハ之ヲ許スベカラズ。

第二款 疾病

第百四條 各刑務所ニハ病室、大刑務所ニハ病區ヲ或ル可ク他ノ拘禁場所ト分離シテ設クルコトヲ要ス。此ノ場合精神障碍者ノ假監置ニ付顧慮スルコトヲ要ス。入浴設備及ビ必要ナル消毒設備ヲ備フルコトヲ要ス。其ノ他ニ付テハ一九二四年五月建築準則ノ定ムル所ニ依ル。

病室ハ之ヲ其ノ目的ニ從ヒ設備シ、特ニ相當ニシテ且ツ病者ノ狀態ニ適スル愉快ナル臥具ヲ與フル樣留意スベシ。重篤ナル病者又ハ疾病長期ニ渉ルノ見込アル收容者ニ對スル病室ハ繪畫、花卉其ノ他ニ依リ安易ナル樣ニ飾付クルコトヲ得。

收容者ノ分離ニ關スル規定（第五十五條、第五十七條）ハ異性者ノ分離ニ關スル點ヲ除クノ外之ヲ病者ニ適用セザルコトヲ得。肺結核者、性病者及ビ精神病者ノ特別區ニ付亦同ジ。

第百五條 傳染性疾患ヲ有スル收容者ハ卽時他ノ收容者ヨリ分離スベシ。

傳染病ノ蔓延ニ對スル豫防處分ハ刑務醫師所長ノ認可ヲ受ケテ法律ノ規定ニ從ヒ之ヲ爲ス。

傳染病ハ保健警察規則ニ依リ之ヲ警察官署ニ報告スベシ。

第百六條　疾病ノ場合ハ刑務醫師ヲシテ診察セシムベシ。刑務醫師ノ診察ヲ求ムルコトヲ得ザル場合必要アルトキハ他ノ醫師ヲシテ診察セシムベシ。疾病重篤ナルトキハ所長ニ之ヲ報告スベシ。所長ハ之ヲ教誨師ニ通知シ必要アルトキハ刑執行官廳ニ通知ス。近親者ニハ必要アルトキハ電信ヲ以テ之ヲ通知スベシ。又他ノ者ニ通知セントスル收容者ノ希望ハ成ル可ク之ヲ叶ハシムベシ。收容者精神病ニ罹リタルトキ又ハ疾病ノ爲他ノ官廳例ヘバ警察官署又ハ病院ニ保護ヲ委託セルトキハ同時ニ親族ニ之ヲ通知スベシ。國防軍員ノ疾病ハ之ヲ所屬ノ軍服務廳ニ遲滯ナク通知スルコトヲ要ス。

疾病ノ種類ニ依リ刑務醫師必要ト認ムルトキハ立會醫又ハ專門醫ヲ招致スベシ。

民事拘留者及ビ受刑者ハ所長ノ許可ヲ受ケテ刑務醫師以外ノ醫師ノ治療ヲ受クルコトヲ得。此ノ場合ニ於ケル治療ノ費用ハ處方ヲモ含メテ收容者之ヲ負擔ス。收容者ノ選ビタル醫師ノ命令ニ依リ刑務所ノ秩序及ビ保安ヲ害スルコトヲ許ヲズ。

醫師ノ處方書ハ之ヲ嚴守セシムベシ。ソノ實行ハ特ニ藥品ガ處方通リニ服用セラル、樣之ヲ監督スベシ。固形藥品（例ヘバ錠劑）及ビ麻醉劑ハ常ニ之ヲ粉末トシテ交付シ衞生官吏ノ面前ニ於テ服用セシムベシ。

病者ノ狀態ニシテ必要アルトキハ適當ナル病院（Lazarett）設備（地方病院）ヲ有スル刑務所又ハ必要アル場合ハ監督官廳ノ指定スル病院ニ之ヲ收容ス。コノ移送ハ刑執行官廳ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス。收容者病院收容ト同時ニ拘禁ヨリ釋放セラル、モノニ非ザルトキハ收容者タルコトヲ熄ム時點ヲ該收容者及及ビ病院ニ通知スベシ。（第百三十條）

病苦ヲ訴フル收容者ハ總テ之ヲ病者簿（病者表）ニ記載スベシ。

刑務醫師ノ意見ニ依リ保健上齒ノ治療又ハ充塡 Zahnersatz ヲ必要トシ且ツ收容者ノ經濟的事情ニ依リ全部又ハ相當ナル一部ノ費用ヲ負擔シ能ハザルトキハ齒ノ治療及ビ充塡ハ刑務所之ヲ配慮ス。其ノ費用ガ携有又ハ差入ニ係ル自己ノ金額ニ依リ支辨シ能ハザルトキハ作業賞與金ヨリ控除スルコトヲ得。費用ヲ自ラ支辨シ能ハザル收容者ニ付テハ齒ノ治療及ビ充塡ハ絶對ニ必要ナル程度及ビ簡易ナル處置ニ之ヲ止ムベシ。疾病治療トシテノ充塡ノ許可ハ勞働能力ノ根本的侵害又ハ共同生活ノ持續的障碍ヲ惹起スル現在ノ疾病ガ充塡ニ依ルニ非サレバ治癒セシムルコトヲ得ザル場合ニ

限リ之ヲ爲スコトヲ得ルモノトス。此ノ場合ニ於テハ又收容者ガ自由社會ニ在リ且ツ費用ヲ自ラ負擔スベキトキニモソノ治療處分ヲ自己ニ行フヤ否ヤヲ調査スベキモノトス。義齒（Künstliche Gebisse）ハ刑務所ノ費用ニヨリテハ之ヲ爲サズ。

第百七條　收容者ノ行狀ニ異樣ナルモノアリタルトキハ直チニ之ヲ刑務醫師ニ通知スベシ。醫師ノ診察ニ依リ精神障疑ノ徵候ガ明カトナリタルトキハ刑務醫師ハ之ヲ所長ニ報告スルコトヲ要ス。

精神低格者ノ處遇ニ付テハ刑務醫師ノ意見ヲ聽キソノ精神狀態ヲ斟酌シテ然ラザル場合之ニ適用スベキ規定ヲ適用セザルコトヲ得。

第百八條　精神病ニ罹リタル收容者又ハ精神病ノ疑充分ナル收容者ハ刑務所ノ考査區（Strafanstalts-Beobachtungsabteilung）ニ之ヲ收容スベシ。

但シ自由刑ノ執行ノ中斷アル場合ハ此ノ限リニ在ラズ。

收容規程ハ各區ニ付別ニ司法大臣之ヲ定ム。此ノ場合ニハ滿員ノ際如何ナル區ニ收容請求ヲ爲スベキヤニ付テモ亦之ヲ定ム。

所長ハ刑務醫師ノ申出ニ基キ收容者ノ收容ヲ管轄考査區ニ請求ス。管轄スル考査區滿員ナルトキハ遲滯ナク第二項ニ依リ定メラレタル他ノ區ニ其ノ請求ヲ移牒シ且ツ請求シタル所長ニ之ヲ通知スベシ。

第百九條　考査區ニ於ケル考査ニ依リ精神病ノ故ヲ以テ刑罰拘禁ヲ解カレタル者ガ其ノ後健康トナリ又ハ治癒シタルモノトシテ再ビ刑ノ執行ヲ續クベキ場合ニ於テハ其ノ刑ノ種類ノ如何ヲ問ハズ其ノ者ノ滯在場所能力ノ有無ヲ考査スベキモノトス。執行能力アリト認メラレタルトキハ之ヲ普通ノ行刑ニ付託シ然ラザルトキハ再ビ刑罰拘禁ノ中斷ヲ求ムベシ。

刑政第52巻第7号
矯正図書館

ニュージーランドの行刑管理（二）

國際委員M・B・L・ダラード報告

（本文は前號所載の「アメリカ合衆國行刑管理」に引續き同書からの譯出である）

(5) 懲罰

一般的規則として、監獄職員は何人も懲罰を課する權利を持たない。『指揮職員』(Controlling Officer) は受刑者の或る特權を奪ひ、最大限二十四時間の獨居屏禁を命ずる權利を持つてゐるのである。絶對的必要の際には、彼は受刑者の行爲を抑止するために束縛機械 (des Instruments de contrainte) を用ひることが出來るが、それは懲罰の名に於て行ふのではない。(鐵鎖 (les fers) は此の二十年間用ひられたことはない。五十三年以來反則 (Violation de la discipline) の廉を以て體刑に處せられた者は一人もない)。

懲罰を課する權利は、『千九百八年の監獄法』(Prisons Act, 1908) に依つて監獄を訪問、視察するの責任ある訪問判事 (Judges visitants) に屬するのである。輕微な反則の際には、その判事は次の懲罰を宣告する權利を持つてゐる——最大限二十四時間の獨居屏禁 (鐵鎖をつける場合としからざる場合とがある)。最大限連續三日間のパンと水のみを與へての獨居屏禁。退級。優遇 (privileges) の停止 (退級なし)。作業收益の十志に相當する點數の沒收。

抗命 (mutinerie)、暴行 (voie de fait)、逃走 (évasion) の如き重大な反則の際には、訪問判事は事件を調査した後、公衆裁判に依つて再考査するために、事件を一人の法官 (un magistrat) 或は二人の治安裁判所判事 (deux juges de paix) に送付しなければならぬ、判事達は次の懲罰を宣告することが出來る。即ち鐵鎖をつけ或はそれなしに三日を超えざる期間の獨居屏禁、最大限二週間の水とパンのみの獨居屏禁、退級、優遇の停止 (退級を伴はざる)、强制勞働 (hard labour) (反則者が未だ强制勞働を宣告されてゐない場合、最大限一年間の)、點數の沒收等これである。

身體刑は監獄の反則事件に就いては許されない。

受刑者は情願をなす權利を持たない、併しその執行中『指揮職員』の認可を得て、『行刑局長』(Controller general) に情願をなすことが出來る。さりながら局長は宣告を變更する權利を有しない。

ボースタル施設では所長は次の懲罰を宣告する權利を持つてゐる、即ち、一ヶ月を超えざる期間の優遇の停止、或は糧食規定中の一品目以上の給與停止、併し此の制度が食物の量に就いて重大な低下をもたらさない範圍に於て。

反則が非常に重罰に價するといふことが認められた場合は、被告 (l'inculpé) は訪問判事委員長 (le Président du comité de visiteurs) の下に引致される、委員長は次の權力を持つてゐる。

a 事件の所長への引渡し

b 次の懲罰の二つ以上を課しない——三日間パンと水のみを與へての嚴正獨居拘禁、最大限十五日間の減食 (restriction du régime allimentaire)、最大限二ヶ月間の優遇の停止、十志を超えざる罰金。

c 被告を或る期間『懲罰級』(penal class) に編入するか或は編入と同時に罰金を併課するかを局長に申請する。局長はその申請に基いて上述の懲罰の一つを課することが出來る。

褒賞——懲罰の期間は一定してゐない、懲罰處置は總べて『一千九百十年の犯罪人矯正法』(Crimes Amendment Act, 1910) に依つて創始されたのである、——同法に依つて時々事件は調査され『行刑局』(Prisons Board) の命令に基づいてなされる。『矯正拘禁』(reformative detention) を宣告された受刑者或は常習犯人の身上に就いては何時たりとも再調され、彼等が善行を保ち、作業に勤勉ならば期限前に『保護觀察』釋放に付されるか、釋放される。懲役受刑者も同一の特點を與へられるが、彼等の場合は刑期の半分を經過した後にのみ再調されるのである。無期刑の場合には、再調 (la revision) されるには五年間を經過してゐなければならない。

ボースタル施設の收容者に關しては、上揭の『行刑局』(Board) は『パロール局』(Parale Board) として機能する。『パロール局』は何時たりとも事件を再調する權限を持ち『特別』(on licence) 釋放を命ずる。その際、犯人の操行が優良であり、作業に勤勉であることを條件とする。

受刑者が操行優良であり、作業に勤勉なれば最大限の日課點 (un nombre maximum de points par jour) が與へられる。

受刑者が作業に對して異常に勤勉ならば、煙草の餘分の分量 (des rations supplémentaires de tabac) を與へられる。

最後に、『名譽級』(honour parties) 或は『名譽制度』(honom system) と呼ばれる制度が擧げらるべきである。その制度は『農業政策』(agricultural policy) にとつて殆ど必至

刑政第52巻第7号
矯正図書館

的な因子となつてゐる。各種の農園に於て、或は道路建設作業中、或は農業勞働やそれと類似の作業中受刑者或は受刑者のグループは常に看守の視覺、聽覺の外で就業してゐる。そこに働く者は皆選ばれた型の受刑者のみであり、此の制度に依つて就役してゐるのである。受刑者は一般にその信用に價し、逃走は殆ど行はれない。

(6) 場所及び受刑者の衞生

監房も講堂（les salles）も、一般にあらゆる場所、建物に於て空氣の流通は相當によく保たれてゐる。各監房の窓は、その上部半分が受刑者の意思に依つて開閉されるやうに出來てゐる。主なる建物の床に設備された通風口は常に新鮮な空氣を講堂、廊下、集會の場所に送つてゐる。一般に氣候の條件は溫和であるから、監房を暖める必要はない。集會所、チヤペル、講堂（les salles d'école）は電熱器で暖房されてゐる。工場は一階（un seul étage）によつて、窓から充分に通風されてゐる。行刑施設は特に田舍にあるから最大限の新鮮な空氣に惠まれてゐる。電燈は全施設に取付けられてゐる。監房には便所（water-closets）の設備はないが、共同便器がある（un cabinet fait partie du mobilier）。朝開房と同時に、便器は流され、夕方使用濟の便器を受刑者が流し得るために特別な裝置がなされる。大小便所（des water-closets et des uinoirs）は獄庭に設備されてゐる。その庭を監視する職員が每日便所を見廻つてゐる。便所の流出設備は屢々監視を受け、少くも三ヶ月に一度は『指揮職員』、一年に一度は醫師の檢閱を受ける。

各受刑者は、醫師の制止がない場合は、入獄時に全部入浴しなければならない、そして全受刑者は少くも週一回入浴する、可能なる際には作業時間外に入浴が行はれる。受刑者が入獄時に診察（un examen）を受ける事務室（les batiments administratifs）には、便所や入浴のための特別設備がある。

入獄に際して、全受刑者は彼等が罹病の疑ある傳染病や性病や寄生蟲病、その他一般健康狀態に關して醫師の診察を受ける。領置される前に、その着衣は全部洗濯され、消毒される。着衣が不潔で、臭氣を發するならば醫師の命令に依りそれは破毀される。他の監獄へ移送される全受刑者はその移送前に醫師の診察を受ける。受刑者が精神異常の徵候を呈する際には、精神病醫の診察を受けるための手段が採られる。各受刑者とも髮刷毛、櫛、齒ブラシを與へられる。彼等が希望する場合は、それ等を購求することが出來る。普通受刑者は自己のレーザーと鬚ブラシ（blairean）を所有することが許可されてゐる。彼等の希望に依つては、同じく收容者である

監獄理髮人（le barbir de la prison）に剃つて貰ふことが出來る。次々に渡されるレーザー刃が確實な場所に置かれてゐるかといふことに就いては特別の注意が拂はれてゐる。受刑者が希望するならば彼等は又屢々自ら剃ることが出來る、それは少くも週一回そして出獄前には必ず行はれなければならぬ。鬚剃りは能ふ限り作業時間外に行はれねばならぬ。使用されるレーザーや鬚ブラシの消毒には充分注意が拂はれてゐる。理髮は定期的に行はれ、特別なる場合は醫師の命令に依る。刑期が一ヶ月を過ぎた男子收容者は全部その頭髮を見苦くならない程度に於て相當短く刈られる。（『監獄刈り』（coupe de geôle）といふのはもうない）。醫師が他の決定をしない場合、受刑者は釋放前相當期間剪毛を免除される。同一人と見分け得るために、被告人の外貌を變へないやうに必要な手段が採られてゐる。醫師の決定がなければ、女子はその許諾なしに頭髮を剪除されることはない。懲役受刑者、輕役（aux traxaux faciles）受刑者、刑事被告人、判決を移附されてゐる者、或は債務者に對しては、各種の食糧制度が確定されてゐる。或る場合には補給食や獻立變化が許可されてゐる。最近全受刑者に對し每日四分の一パイント（1 pinte は我が三合二勺弱）の牛乳が配合が行はれた。

可能なる限り、食糧に關しては特別な要請が考慮に入れられてゐる。全ての營養に關する情願は『指揮職員』の前に持出され、要求に依つては、その分量が受刑者の面前で量られる。全受刑者は、その入獄時、出獄時、又醫師の命令に依つては或る期間をおいて體量測定が行はれる。刑事被告人、判決を移附されてゐる者、債務者は差入食物を受けることが出來る。刑の執行中、受刑者は食糧特別制度を利用することが出來る。一受刑者に付週一回一オンスの煙草が支給される。受刑者は自己の收入に依り必要缺くべからざる顏料の購求が、一定制限內で許可されてゐる。酒精類は禁止されてゐる。

醫師が必要と認める際は、證明を以て特別食を命ずることが出來る。女子は若干の補給食を支給されることも可能である。

刑政第52巻第7号
矯正図書館

日本を繞る列國の動向に就いて（二）

原　勝氏（談）

兎にかく先程申しましたやうに、今の英、米、佛が日本の所謂南進といふものに對して非常な警戒を拂つて來てをるといふことが今日私共の考へなければならん問題であると思ふのであります。と云ふのは日本が今日どういふやうな世界的な環境と、どういふやうな歴史的段階に直面してをるかと申しますと、丁度日露戰爭時代の環境に似た處にをるのではないかと思ふのであります。御承知の通り日露戰爭前の日本の置かれた環境は日本が北進すべきか、南進すべきかといふ大きな國民的國家的課題を解決すべき時期にあつたと言へると思ふのであります。この時日本は北進するために一時は南進政策を止めアメリカ或はイギリスと妥協し、アメリカ或はイギリスと妥協することに依つて支那と親善關係を結びそのことに依つて後顧の憂をなくして、國を擧げて北進するといふ體形を採つたと言ひ得ると思ふのであります。さうして日本は後顧の憂なく日露戰爭を戰つてこれに勝利した。今日又日本はそのやうな環境に於て北進すべきか、南進すべきかといふ環境にをるのであります。では今日日本が北進して對蘇一戰を戰ふとするならば日露戰爭で日本が採つたやうな意味に於て英國と妥協すべきであらうか、或はそのやうなことが可能かどうか、かういふ問題があると思ひます。同時に又今日は支那事變の勝利後の大陸經營といふ大きな問題があり、これと戰つて行くためには寧ろこの事變の背後の勢力である英國と戰はなければならん。それと戰ふといふことは即ち南進であつて、南進するには北進の問題を一應解決しなければならない。處が北進の問題も解決出來ないし、南進の問題も解決出來ない、一つの軍略、一つの戰術から申せばもう敵を兩面に有つことは愚の愚であると考へるのであります。敵を分離さして各個擊破することが戰略のＡＢＣであると考へるのであります。然るに今日敵を兩面に迎へてをる環境にあるんじやないか。然して北進も南進も決定することが出來ないといふ狀態にあると思ふのであります。かるが故に敵としては或る大きな共同戰線を張つて、日本に制壓を加へ易い狀態が起つて來てをるのであります。併し乍らヨーロッパに於きましてはミユンヘン會議に於ても分る如く英、佛の動きはソ聯を袖にしてをり、ソ聯の孤立外交がヨーロッパに於て起つてをる。處が亞細亞

に於ては英、米、佛、ソが一脈の共同的な行爲が採れるといふ狀態にあると思ふのであります。かるが故に日本を中心にして英、米、佛、ソの共同戰線的の一つの集團行爲が行はれて來てをる。今後更にこれが强化されて來ると考へるのであります。それはどういふ面に現れて來るかと申しますと、先づ第一に經濟的面じやないかと思ひます。即ち戰爭をしてをる日本にとつて最も必要なものは軍需上の原料であります。これを日本に與へないことに依つて日本の力を去勢し、去勢することに依つて亞細亞に於ける彼等の帝國主義的な從來の地位、勢力を守つて行かうといふやうな動き方ではないかと思ふのであります。例へば日本にとつて今日一番必要なものは軍事的に觀たならばいろ〳〵資源が擧げられませうが、例へば石油資源の如きもその一つであると思ふのでありますが、日本にはさういふ石油資源といふ點に於ては全然惠まれてゐないのであります。もし英國がイタリーに對して採つたやうに、日本に對して英、米、佛、ソといふものがこの經濟資源の遮斷といふことで、將來やつて來るといふ場合に日本はどういかといふことは今日もう解決されてをらなければならん問題であると考へるのであります。今日の日本はさういふ意味から觀まして大きな生存權を要求すべき時期に來てをると考へるのであります。だからもしワシントンのルーズベルトが日本に對して經濟制裁を加へまじき勢を以つて日本を誹謗し、又アメリカの外交委員長ピットマンが日本を敵にして經濟制裁を加へろといふ聲を擧げてをる時には當然それに對して日本は今日の事變を戰つてをるためにはかくいふ英、米、佛の日本に對する挑戰行爲が一つの豫備戰爭と認める。かるが故にこれと戰ふべきことを國家的生存の立場から主張してをる。それで英、米、佛と今日の戰線區域に於て戰ひを戰つて必要なる軍需資源を得る理由と權利がある。その場合に起る責任といふものは日本に對する挑戰行爲を採れる國々にあるといふことをハッきり世界に向つて呼掛くべきであつて、それが輿論の國たる英、米、佛には大きな政治的意味を有つて來ると思ふのであります。何故ならば平和的戰爭といふことが謂はれてをるが、日本が敢然として立上ることは平和的な戰爭を意味すると言へる、何故かならば今日のヨーロッパ國民、殊にイギリスの國民は最も戰爭を恐れてをる。それはイギリス國民の動向を觀ても又イギリスに於ける一つの對外鬪爭の動きを觀ても、或はイギリスの一つの輿論の動きを觀ても彼等が如何に戰爭といふものを恐れてをるかといふことが如實に感じさせられるのであります。例へば第一回のチエッコ問題、卽ちズデーテン地方の問題で歐洲はもう一觸卽發といふやうな危地に陷つて、而も戰爭にな

刑政第52巻第7号
矯正図書館

らずしてドイツも軍事動員をやり、イギリスもやり、フランスもやり乍ら戰爭にならなかつたといふことは單にパリーの市民が空襲を恐れたとか、ロンドン市民が爆撃を恐れたとそればかりでなく、彼等が今日戰爭を如何に恐れてをるかといふことを示すものであります。ですから當時のチエンバレンの動きといふものは實際は軍事動員をやり乍らドイツと一戰を交へる積りはなかつたのであります。併しどの國に於ても好戰派がありますために、これを抑へるよりは戰爭といふ狀態を作つて、その狀態が現實に展開した處から來る處の戰爭の恐怖といふものを英國の國民に如實に體驗さして歐洲大戰當時の慘狀を回顧せしめることに依つて、戰爭より平和への彼等の心理的轉換を圖つたのであります。故に日本等と違ひましてイギリスの輿論の心理的動向に對して日本は明確なる判斷と、正確なるプログラムを以つて輿論に訴へて行くといふ建前から申しましても今日日本が、イギリスと共同戰線を張つて日本に一つの威壓政策を採るやうに轉換して來たのであります。それが卽ち先づ揚子江問題を契機として英、米對日共同通牒の形式で現れて來たと思ふのであります。更にこのことはイギリスに依つて非常に政治的に利用されて來てをり、御承知の通りイーデンがアメリカを訪問してアメリカの輿論に訴へて參りましたことは何であるかと申しますと、今日世界のデモクラシー國の光榮といふものは日本とイタリー、ドイツに依つて蹂躙られてをる。かるが故にデモクラシー國の光榮を守るために大西洋を挾んで向合つてをるイギリスとアメリカは共同する必要があるといふことをイーデンが說いて廻つたのであります。殊にイーデンのアメリカに於けるさういふやうな外交上の活躍が成功致しまして、その後アメリカの下院乃至上院にいふものは遂に今日に於きましてはイギリスと共同戰線を張つて日本に一つの威壓政策を採るやうに轉換して來たのであります。それが卽ち先づ揚子江問題を契機として英、米對日共同通牒の形式で現れて來たと思ふのであります。更にこのことはイギリスに依つて非常に政治的に利用されて來てをり、御承知の通りイーデンがアメリカを訪問してアメリカの輿論に訴へて參りましたことは何であるかと申しますと、今日世界のデモクラシー國の光榮といふものは日本とイタリー、ドイツに依つて蹂躙られてをる。かるが故にデモクラシー國の光榮を守るために大西洋を挾んで向合つてをるイギリスとアメリカは共同する必要があるといふことをイーデンが說いて廻つたのであります。殊にイーデンのアメリカに於けるさういふやうな外交上の活躍が成功致しまして、その後アメリカの下院乃至上院に

於きまして日本に對する制壓的政策が論議され、更に公然と太平洋問題等に對して乘出して來るやうな結果になつたのであります。殊にアメリカがフランスに大量の飛行機を供給したばかりでなく、ソ聯に相當の軍需品を最近では供給してをるのでありますが、このソ聯に供給されてをる軍需品といふものは、その大半といふものはこの亞細亞に向けられて來てをるのであります。このやうな環境の中に於きまして私は日本が大陸經營といふやうなものをどういふやうな方向に持つて行くべきかといふやうなことを政治と經濟、外交、文化といふ四つの面から觀たいと思ふのであります。

先づ一つの行動といふものは常に綜合的に行はれなければならん。分散狀態であつてはならないといふ建前から申しましてその綜合的な一つの行動の中心といふものは結局人間の行動の中心が頭惱であるが如く、一つの大きな國策的な綜合の中心が一つの思想でなければならんといふ點から、先づ私は思想方面から述べてみたいと思ふのであります。殊にこの思想といふ方面は先程私が申しました世界文明の破產といふ觀點から申しましても實に大きな意味を有つのであります。思想的な方向から申しますと、先づ日本が現在の支那を結局日本に引受けて、日本と同じ立場に立つて亞細亞といふ大きな問題を戰つて行くといふ今日の要求に現實的に答へるといふ意味から申しましても先づ思想といふ問題は、先づ民族問題といふものが私は中心になつて來ると思ふのであります。この民族問題といふものは、殊に次に豫想される處の太平洋戰爭といふものに對して實に大きな意味を有つのであります。御承知の如く英、米、佛、ソといふものが先程申しましたつて來てをりますし、殊に英、米、佛といふものがもう既に南太平洋に於ける軍事的攻略、或は軍事的準備を進めてをるといふことは、太平洋戰爭を如何に戰はなければならないといふ宿命を我々國民として擔つてをるといふことが言へるのでありますが、この太平洋戰爭はどういふものであるかといふことを考へておかなければならんと思ふのであります。これは日本と英、米、佛といふものとの間に大きな爭ひになつて來る譯でありますが、その世界歷史のさういふ爭ひといふ觀點から申しますと帝國主義の最後の戰爭になると考へるのでありますし、同時にこの戰爭に於て英、米、佛といふものを南太平洋から、或は太平洋の全體から驅逐する、日本が太平洋から彼等を驅逐するといふことは、結果に於て何を意味するかと申しますと、十九世紀の末葉以來亞細亞を征服して來た處の歐米の帝國

主義を驅逐するといふことを意味すると思ふのであります。その觀點から申しますと、太平洋戰爭といふものは一つの亞細亞の諸民族及びその人種の解放といふ大きな意味を有つてをると思ふのであります。それから同時に十七世紀の末葉以來イギリスの商品がユニオンジヤツクの援護の下に亞細亞に進出して來た。それと同時に歐米帝國主義の蹂躙の下に亞細亞の文化といふものは、亞細亞の生活といふものは、亞細亞の產業といふものは總て蹂躙されて來てをる譯でありますが、それに太平洋戰爭に於て更に蹂躙されるか、その蹂躙を跳ね返すかといふ大きな意味を有つた戰爭であると言へるのであります。

さう致しますと同時に又もう一つの觀點から太平洋戰爭を考へることが出來ると思ふのであります。卽ちそれは英、米、佛を向ふに廻して日本が戰ふといふ限りに於きまして、而もその戰ひが亞細亞の諸人種、或は諸民族に大きな意味を有つといふことから申しましてこれは白色、黃色の人種戰爭と觀ることが出來ると思ふのであります。言葉を換へて言へば、太平洋戰爭は人種戰爭、亞細亞文化復興戰爭、亞細亞ルネツサンス、亞細亞解放戰爭といふやうな多くの意味を有つのであります。ですからこの太平洋戰爭といふものを戰ひます時に、その中心思想がインドとかキユーバ、エジプト、エチオピヤ或は支那とか云ふやうな國々で一つのバイブルとしてをる理論であります。卽ちそれは帝國主義に反對して、帝國主義に鬪爭して一つの民族國家を形成するといふ理論であります。その理論を最も發展さしたものがスターリンの民族理論であります。これは民族よりも階級といふものを更に重大視した理論であります。例へば支那の共產黨は一つの民族主義の理論といふものは一民族國家を形成する過程に於て起す處の國民運動としてその運動を定義附けられてをるのであります。それから更にマルクス主義が生れて以來民族主義といふものには新しい理論が流れて來てをるのであります。その新しいマルクス主義に立脚した民族主義の理論といふものが、所謂後進諸國、後進諸民族の理論であります。卽ちそれは處の民族主義の理論といふものは一民族

族鬪爭を戰つて、一つの階級鬪爭を戰つて行かうといふ戰術を採つて來てをるのであります。ですからかういふ民族理論で行きますと亞細亞全體が團結して白色人種に對して太平洋戰爭を戰ふ人種戰爭といふ結果にならず、寧ろ亞細亞民族の內部的分裂、對立を更に深刻にすることに依つて白色人種の亞細亞侵略を容易ならしめる結果となるのであります。かるが故に私達日本國民は排ソ的立場、レニニズムに對する批判を加へる必要が今日起つて來てをるのであります。かるが故に今日國民の一つの新文化を創造し、新しい理論を造らなければならぬ。新しい民族主義國家理論を造らなければならんといふ立場に直面してをる。それはどういふことをしなければならんかと申しますと、日本、シヤム、支那、フイリッピン或はインド、さういふ亞細亞の諸民族、諸人種といふものが一致して太平洋戰爭を戰つて、一つの大きな人種戰爭として戰ふと同時に東亞のルネツサンス、東洋の文化復興として戰ふべき一つの思想的根據を造らなければならん。この故に私達は日支戰爭を戰ひ乍ら尙且つフイリッピン、シヤムとかいふものに大いに關心を拂つてゐなければならんのであります。今日支那事變にのみ心を奪はれてシヤム、インドに關心を拂はないとすれば、その間隙に乘じてどのやうなことが行はれてをるかと申しますと、當然將來豫想される太平洋戰爭を大きな人種戰爭として戰はなければならん時に必要な思想が創造されないといふ現實が今日起つて來たのであります。

それは手近な處フイリッピンから申しますと、これは御承知の如くケソン大統領を中心にしてアメリカから獨立といふ一つの約束をして貰つたのであります が、この事變以來どのやうな動きが起つてをるかと申しますと先づワシントン政府がフイリッピンの獨立を保證したのは括弧附であつて、時世が變ればこれは取消さなければならんといふ建前を採つてをるのであります。卽ち太平洋戰爭といふものをアメリカが戰ふ場合にフイリッピンの軍事的地位といふものを今日はアメリカ海軍當局は非常に重要視してをるのであります。さうしてその立場からフイリッピンのいろ〳〵な反政府的の政黨、反ケソン的の勢力に働き掛けてかういふ運動をしてをる。卽ち日本は今支那事變を戰つてをるが、これは帝國主義的な戰ひである故にこの戰ひに勝利するならば必ずフイリッピンに向つて來るであらう。それでその以前にアメリカの屬領であるならばアメリカがこれを守つて呉れる。そのためにはアメリカから血みどろで彼等が獲得した處の獨立といふ保證をこの際ワシントン政府に返還しやうで

刑政第52巻第7号
矯正図書館

はないかといふ動きが起つて來たのであります。

シヤムではどういふことが起つてをるか御承知の如くシヤムは無血革命を戰つて日本の立憲君主制を一つの手本として今日のシヤム帝國を造つてをるのであります。處がシヤム國防大臣は矢張りその思想でシヤムの建國を戰つて行かうとしてをるのでありますが、シヤムの外務大臣の一派を中心にした動きは寧ろそれと逆な動き方をしてをるのであります。それにフランスとイギリスが一つの大きな援助を與へたのであります。今日のシヤムの外務大臣はフランスで勉強して歸つて來た男でありますが、これが所謂シヤムの親英佛派といふものを造りまして國防大臣一派の動きに一つの反對の動きをして、日本に接近することよりも日本から離れやうと大きな動きをすることに努力をしてをる。かるが故に今日はイギリス、フランスの資本が入つて來てをり、今日のシヤム產業の大半の鍵はイギリスに握られてをるのであります。今日シヤムが日本と親善關係を結んでをることは非常に喜ばしいことであるが、これが將來、今迄屢々述べました太平洋戰爭を戰ふかどうかといふことに對しては保證されないのであります。

インドはどうかといふと今日の思想界に於て大きな影響を有つてをるタゴール等は新聞で御承知でありませうが、寧ろソ聯の影響を受けてをるが、それは何かといふと所謂インドの經濟鬪爭が出て來てをる、この經濟鬪爭は日本が國際聯盟に提出した所謂人種平等條約といふものゝ否定された時を一つの契機としてゐると觀ても宜いのでありますが、日本が提出した人種平等條約といふ一つの提案が歐米人に依つて拒否されましたのでインド國民といふものは非常に失望したのであります。何故ならばインド人といふものは歐洲大戰に參加した時は、所謂デモクラシーは平等思想であるが故に歐洲大戰後からは平等を認めるだらうといふことが戰爭に參加した大きな心理的中心であつたのであります。處が終つてみると日本の提案した人種平等を否定されたので歐米人の有つてをるデモクラシーの思想の上に一つの懷疑を有ち、反逆的なものを有つて來た。インド人は鬪爭した處で蹴散らかされる、叩かれるばかりであつて、それでインド獨立運動は經濟鬪爭をしなければならんといふので、その當時ソ聯は十月革命を戰つて、ソ聯が

民族平等主義を採つたためにソ聯に對する非常な興味と憧れをインド人が有つた。さういふ心理狀態にある時にソ聯がどん〳〵インドに一つの思想的影響を有つて入り込んで來たために、即ち階級鬪爭的思想を有つてインドに入り込んで來たために今日のインドは獨立運動より經濟鬪爭に轉換してをる。これはどうなるかと申しますと一つの人種的國家を立つて行くには大きな全體主義的の立場に立つて太平洋戰爭を亞細亞民族として戰はなければならないといふ時に今日のインドの動きは非常な障碍なのであります。このやうな觀點から申しましても日本が今日敵として戰つてをる支那人を思想的に引張らなければ、將來日本が戰ふべき宿命としての太平洋戰爭を戰ふべき思想的準備が出來ない。或はフイリツピン、インド、シヤムの動向を日本が新しく解決しておかなければ所謂東亞の盟主としての資格を有つて太平洋戰爭を戰つて東亞の諸民族、諸人種に號令することは出來ないと言へるのであります。新文化創造といふことは具體的に言へば新しい思想の確立といふことにならなければならないのであります。國家と國家との共同主義的のものを造ることが必要であると思ふのであります。ですから東亞協同體の思想と言つても、それはもつと內容が具體的になつて來なければならないと考へるのであります。

それから更に一つの政治的な觀點から申しますと、先程申しましたやうに、今日英、米、佛、ソといふものが日本を中心に一つの集團威壓外交を戰つて來てをるのでありますが、この戰ひをどういふ風にするかといふ客觀的要求に先づ答へた政治鬪爭が戰はれなければならないと思ふのであります。それに具體的にどのやうな點から先づ着手すべきであるかと申しますと、私は先づ英、米、佛、ソの共同戰線的なものを切斷する。切斷面は先づどこから行はるべきであるかと申しますと、英米關係を先づ切斷することでなければならんと考へるのであります。イギリスとアメリカをして太平洋問題に共同戰線を張らせるのでなく、イギリスとアメリカは太平洋或は亞細亞問題に於て袂を別たしむるといふことが大きな國民的對外鬪爭の綱領になつて來なければならないと思ふのであります。イギリスとアメリカを切離すことに依つて結局アメリカとソ聯の關係も切離して行くといふ第二の方略がなされなければならないと思ふのであります。今日のソ聯の動きといふものは英、米關係といふものを中心にして亞細亞に於けるソ聯の動きは決定されてをると觀て間違ひないのであります。かるが故に英、米間がもし分裂狀態になればソ聯の亞細亞に於ける行動とい

ふものも去勢されて來る結果になると考へるのであります。例へば乾岔子事件當時のことを考へてみると非常によく分ると思ふのであります。この當時といふものは英、米關係は太平洋問題に關しても共同戰線を張らず、ワシントン政府といふものは依然として中立政策を採つてゐたのであります。さうしてアメリカの輿論といふものはヨーロッパ或は亞細亞問題にしてアメリカが參加するといふことが非常に危險だといふ聲が强かつたのであります。でこの當時乾岔子事件が起つたのでありますが、その事件といふものは御承知の如くソ聯の外交から言へばだらしない結果にソ聯が敗北した。一方張鼓峰事件はどうであつたかと申しますと揚子江問題を繞つて英、米が日本に對して威壓政策を採つてをる時に張鼓峰事件を戰つた。尙日つ今日の日露漁業の問題も普通ならばもつと早く解決されなければならんのであり乍ら長引いてをるのは英、米が日本に對して威壓政策を採りつゝあるといふ現實をよく觀たソ聯が巧みに利用してをるといふことが言へると思ふのであります。かるが故に對ソ外交は對英、米外交でなければならん。これは不可分關係にあるといふことをよく認識しなければならんと思ふのであります。それから同時に、殊に今日に於きまして、對英外交といふものを明確に確立しておかなければならない段階に私達は直面してをると思ふのであります。それはどういふ點から言ひ得るかと申しますと今日日、ソ關係は日露漁業問題を繞つて好ましからざる狀態にありますが、そのため何とかイギリスと妥協してソ聯に打擊を與へやうといふ意見を有つてをる人があるでせう。或は支那大陸の經營には大きな資本が必要である。この故に英國の資本を利用するといふ立場から對英協調を考へる人もありませう。下院に於てチエンバレンが海軍委員會議に於て日本に金を貸しても宜いといふポリチカルゼスチユアを採つた。處が問題はさういふ處になく、もつと他にある。大陸經營は英國の犧牲に於てなされなければ行はれない。この根本認識の上に立たなければ駄目であると考へるのであります。故に英國と妥協して行はれるのでなく英國と鬪爭して今日大陸經營が行はれ、而も現在の問題として日本が如何に主觀的に英國から金を貸して欲しいと言つた處でそのやうなことを如何に日本人が計畫した處で今日の客觀的情勢から申しますと英國は絶對に日本に貸すやうな狀態はないのであります。然るに今日それを貸すが如く考へて太平洋問題を考へるならばこの一派に對して大きな反省を要求する必要がある。大陸經營に金が要る、この金はイギリスもア

メリカも貸さない。チエンバレンが海軍の委員會に於て貸しても宜いと言ふのはポゼに過ぎない。蔣介石には貸しても日本には貸さんのであります。英國は日本と話合をして自己の經濟權益を守らうとする場合には日本の犧牲を要求するのである。この建前がハツきりするならば日本は結局自力に依つて大陸經營をやる外はないといふことを自覺しなければならんじやないかと思ふのであります。英國、アメリカに賴つてみた處が、どんな外交をやつてみた處が金を貸す譯はない。それだからと云つてこれを放棄してはいかん。それでこそ現地經營がなされなければならん。それで今日の政界が低調であり、今日の議會が混迷するのじやないかと思ひます。大陸經營に要する金を英、米から借りられるといふ氣持があつたから低調になるのではないかと思ふのであります。而も今日の日本の大陸經營といふものは私がいろ〳〵申しましたやうに世界的な大きな轉換期に於てなされなければならん大陸經營であり、又宿命としての太平洋戰爭を戰はなければならん。矢張りこれに關聯した日支事件は太平洋戰爭であるといふさういふ政策を確立しなければならん。さういふ客觀的現實の要求に卽して日本が大陸經營をしやうとするならば先づ第一考ふべきは日本が日滿支を一體するばかりでなく、東亞を一體として太平洋戰爭を戰ふ國防的計畫が作られて、それを經濟的に完成するために、支那事件の解決、シヤムとの貿易關係の調整、かういふことが三ヶ年計畫、或は五ヶ年計畫とかいろ〳〵な計畫を以つてなされなければならんと考へるのであります。現實の問題と致しましてこの日本が日支事件を戰ふのを中止してもそれで戰爭が終るのでなく、更に世界危機が終るのでなく寧ろ益々深まるといふ現實の認識の上に立つならば自ら經濟的政策といふものはそのやうな見地からなされなければならん。かるが故に私は今日日本は物質資源が貧困であるとか、物の豫算が足りないといふやうなことで大陸經營、將來の當然豫想される問題に關し退嬰的、姑息的に考へるといふことは大きな禍根を將來に殘すと思ふのであります。今日よしんば日本が日支事變を中止致しましても、それを以つて終るのでなく、更に大きな日支事變といふものが豫想される狀態に、更に大きな事變が戰はれなければならん環境にあるといふ點から國民の豫算、國民の生活、國民の經濟といふものが確立されなければならんと思ふのであります。今日日本で物が足りないといふことを謂つてをりますが物が足りないといふことは現在の機構、現在の狀態をその儘維持しやうとする處から出發する理論である

刑政第52巻第7号
矯正図書館

と考へるのであります。かるが故に日本が今日事變を戰ふ、同時に將來の大きな事變を準備しなければならんといふ建前から申しましても日本自身が更に大きな力が必要である。それを如何にして捻出するかといふことが今日の緊急の問題である。例へば双葉山と角力を取る貧弱な力士が自分の力士としての現狀をその儘にしておいて如何に双葉山と戰はうとしてもそれは實に愚策の極であると考へるのであります。國技館に於て双葉山を向ふに廻して戰ふ力士といふものは常にその角力の手、或は自分の力量の養成といふことを考へると同じに、今日日本はあまり現狀維持的なことに執着してをつてはならない時期であると考へるのであります。それは日本の今日の立場から申しましてもさうでありますが、同時に先程からいろ〳〵な私が觀點から申上げました如く、世界の觀點から申しましても日本が現在この儘の狀態であつて一つの事變を處理し、更に次に來たるべき問題の準備をしやうといふことは不可能なことであります。ですから私は今日の經濟國策といふものは大きな世界的な鬪爭の規模に於てなされなければならないと思ふのであります。その觀點から申しますと現在の日本といふものはどのやうな觀點に於て調整されて行くかといふことを當然私達は考へなければならないと思ふのであります、それは言ふ迄もなく今日一つの流行言葉になつてをる革新であると思ふのであります。それに私が先程申しましたやうな意味に於て戰はれてゐないと思ふのであります。そこに今日日本に流行つてをる處の革新といふ言葉の情ない點があるのではないかと考へるのであります。ですから大陸經營の問題と、將來日本が太平洋戰爭を戰はなければならないといふ不可分の將來豫想される問題と、今日日本國内に於てなされなければならない處の刷新といふ問題は不可分の關係にある。大陸經營をその儘にして日本内部を刷新しやうとしても無理であるし、將來の問題を全然考へず今日の日本の狀態を刷新しやうとするならば單に眼の前の蠅を追ふ程度にしかならないと思ふのであります。一評論家としての私の私見としては今日の日支事變をどこ迄も單に日支の一地球上の地域の戰爭として戰ふのでなく、世界的な規模の中に於てこの事變を戰ひ、世界的な規模の中にこの事變を處理し、大きな世界の轉換、破壞、大きな文明の混亂、大きな世界秩序の新たなる建設といふ觀點との不可分の關係に於て、この線と不可分の關係に於て大陸經營を行ひ、又太平洋戰爭、又對ソ戰爭の思想的、經濟的準備を今日しておかなければならないと痛切に考へるのであります。

（了）

全國刑務所長會同

恒例全國刑務所長會同は、五月二十五日より三日間司法省内に於て行はれた。第一日の午前十一時より左記司法大臣の訓示、岩村次官の注意、秋山局長の指示あつて、午後一時より二時迄別項記載の諸問事項の答申、其他の問題に關して協議し、第二日の午前九時より十二時迄前日の續行協議、第三日は午前九時より十二時迄、午後は一時より三時間程協議を續行した。

尚二十五日は午後四時半より刑務協會主催の「全國刑務官戰歿並物故諸士追弔法要」並に西本願寺派主催の「全國刑務所收容中死亡者追弔法要」に列席。二十八日は午前一時より刑務協會主催の全國刑務所選拔武道大會を參觀。

左記

鹽野司法大臣訓示

我が國未曾有の大業を遂行する秋に際會し、圖らずも三度大命を拜して引續き司法の重責に任じ、玆に各位の會同を催し所懷の一端を披瀝するの機會を得ましたことは、私の最も欣快に存ずるところであります。

一、今次事變は既に二年に垂んとして居りますが、抗日支那政權を崩潰せしめ、東亞永遠の平和を樹立し得るの日は、果して今後幾年の歲月を要するや遽に豫測し得ざるところでありまして、此の大業の完成こそは、我が國運の進展の上より觀るも將又東洋民族の將來より觀るも現代日本國民に課せられたる一大責務であります。幸にして御稜威の下に皇軍の威武常に振ひ、頑敵を到る處に破摧し、各地の要衝を確保すると共に東亞新秩序の建設に着々其の歩を進め、毅然として國威を中外に宣揚しつゝあるは、御同慶の至りに存ずるところであります。

さりながら一方歐洲に於ける現下の狀勢を大觀致しまするに、今後は益々軍事經濟等の方面に幾多の困難を招來すべきものあるは、蓋し推測に難からざるところでありますから、我が國は更に一段の物資の節約、民心の緊張等、所謂物心兩方面に亙り一致協力、堅忍持久の實を擧げ以て國力を充實し、

刑政第52巻第7号
矯正図書館

一意非常時局の克服に邁進しなければならぬのであります。

されば各位は宜しく現下の我が國情の重大性と國際事情の逼迫とに篤と留意せられ部下職員に對し時局の認識に付一層の徹底を期せられ度いのであります。

一、事變勃發以來、我が行刑部内に於ては多數の職員を戰線に送り、其の數は實に千六百名を超え、中には赫々たる武勳を樹てゝ凱旋した者もあり、又名譽の戰死を遂げ或は不幸病を得て病歿し、護國の英靈となりたる者も鮮しとせないのでありますが、今尚千名を突破する職員が日夜戰場を馳驅し苦闘を重ねつゝあるのでありまして、此等勇士の勞苦に對しては深甚なる敬意を表するものであります。

又銃後に於ける刑務職員は、多數の優秀なる職員を戰線に送り、行刑各般の事務に多大の支障なきやを憂慮せらるゝ實狀に在るのみならず、更に軍需作業等の增加に依り繁忙の度を加へ、此等職員の心勞は推察に餘りあるところでありますが、夫れにも拘らず各位は部下と倶に日夜精勵し、偏に事故の發生防止、事務の能率增進に戮力せられつゝあることは、洵に多とするところであります。然しながら斯の如き精神力の緊張は、動もすれば歲月の經過に伴ひて弛緩するの虞無しとしないのでありますから、各位は戰場に於ける將兵の辛苦を思ひ、不撓不屈の精神を以て銃後の人的要素の不足を克服して克く其の任に堪へ、刑政の運用に一層努められ度いのであります。

一、銃後に於ける官吏の心構に就きましては、現内閣成立の當初に際り平沼總理大臣より訓示がありまして、既に各位も之に從ひ輔翼の誠を致されつゝあるところと思ふのでありますが、特に行刑に職を奉ずる者は他の一般官吏と異り、收容者の敎化なる聖職を有し、而も其の敎化には日々之と接觸する職員の人格に依るところ極めて多いものがありますから、刑務官吏たるものは自ら品位を保ち、言行を愼み、德性を涵養し、實踐躬行以て範を垂るゝ氣概を持たねばなりませぬ。

然るに多數の職員中には、往々志操堅固ならざる爲近時軍需景氣の影響を受け、利を追ふて之に奔るもの尠しとしないのであります。固より之は種々の個人的事情に起因するでありませうが、平素部下職員の精神的訓練の點に於て、尚一段の工夫を要するものありと思ふのであります。

宜しく各位は銃後に於ける行刑の天職に思を致され、確固たる信念を把握せしめて、行刑官吏として理想に近き人物の養成に努め、更に日常の事務に於ては、徒らに獨善に陷り又は舊慣を墨守することなく、時局に順應して事の緩急を量り、改善すべきものは速に之が實行の方途を講じ、上命下服、相倚り相扶けて軍後行刑事務の刷新と能率の向上とを期せられ度いのであります。

一、現下國内に澎湃として漲る愛國精神の昂揚と、國家總力の發揮とは、收容者にも亦比較的好影響を齎して居るのでありますが、然しながら當今の重大なる時局に思を致しますれば、進んで此の好機を捉へ、愈々收容者の心身改善の徹底を期することは、最も時宜に適し而も有效適切の措置と信ずるのであります。從つて各位は收容者に對し、愛國精神の喚起に全努力を傾注し、他日社會に復歸する曉には、聊かも社會人に劣らざる銃後國民としての心構を養成すべき凡ゆる方策を講ずるのみならず、人的資源の拂底の折柄でもありますから、彼等をして直に產業戰線に役立つべき職業技術の訓練と、勞働體位の完成とに留意せられ、以て再犯の虞を除き、銃後の人心に不安なからしむるは固より、進んで非常時局下に於ける國家に對し、應分の貢獻を爲さしめられんことを期し度いのであります。

一、近時刑務作業は益々向上發展しまして、其の收益は能く收容者の直接經費を償ひ、以て國民負擔の輕減に寄與するところあり、殊に事變勃發以來、軍需作業の成績は一層進み、皇軍に幾多の貢獻を齎したのであります。是固より各位が作業經營の方法に於て、將又收容者の指導訓練に於て、熱誠事に當られたる賜なるのみならず、他面收容者が克く時局を認識し、專心以て作業に勉勵せし結果に外ならぬのであります。然しながら時局は益々進展し、帝國所期の大使命遂行上經濟統制を始めとして、銃後國民生活に緊切なる諸種の對策の樹立を見つゝあるのでありまして、其の影響は直接間接に刑務作業の運營に及ぶことゝ存じますから、各位は克く國策に順應し、作業の施設經營に今一段の工夫を凝され、併せて收容者の指導訓練に萬遺憾なきを期し銃後作業報國に邁進せられむことを切望して已まぬ次第であります。

岩村司法次官注意事項

行刑事務に關し所懷の一端を披瀝して各位の御留意を煩はし度いと存じます。

一、今次事變の勃發以來各刑務所とも應召又は轉職に依る職員の手不足、諸物價の昂騰に依る豫算實行の困難、經濟統制强化に依る物資の使用制限等の事情發生の爲、行刑各般の事務遂行の上に多大の支障を受けて居らるゝので當局と致しても進んで能ふ限り其の對策を講じ、刑務職員の活動に遺憾無からしめむことを期して居るのでありますが、御承知の如く人的並に物的資源に不足を告げて居る場合でありますので、各位の御期待に十分添ひ得ない點が多々あると存ずるのでありますが、何卒各位に於かれましては之を諒とせられ、愈々不撓不屈の精神を以て此等の難關を突破克服し一意銃後行刑の實績を擧ぐることに邁進せられ度いのであります。

刑政第52巻第7号
矯正図書館

二、近時刑務事故の增加を見、殊に逃走事故の多きを加ふるに至りましたことは行刑の威信の上に、將又銃後國内の治安保持の上に甚だ憂慮に堪へないところであります。今其の原因を審究致しまするに、此の現象は必ずしも不良性の收容者が增加した爲ではなくして多くは戒護力の薄弱に起因するものと思ふのであります。而して此の戒護力の薄弱は、一に多數の優秀なる看守を職線に送り、新に補充として採用せる看守の教養訓練に足りないものがある爲であると思ひます。されば各位は速に之が具體策を考究せられて新任看守の教養訓練に萬全を期せられ、以て將來事故の發生を絶無ならしむる樣努力せられ度いのであります。

三、刑務作業は逐年躍進の一途を辿り來つて居るのでありますが、昨年度に於てはその收入二千百七十一萬餘圓を算し、收容費總額二千十八萬圓を超過すること實に百五十三萬圓の多きに達しましたのであります。殊に其の大半は軍需作業に因るものでありまして、受刑者の現下時局に對する認識を一層深からしむると共に、銃後の責務を果たさしむる上に於て多大の效果を擧げられたものと信じ、各位の御奮闘に對し衷心より感謝の意を表する次第であります。然しながら刑務作業本來の目的より考へますれば、單に作業收入の增加のみを以て滿足すべきでは無く、就業者をして眞に刻苦勉勵、至誠奉公の德性を體得せしむると共に、適正なる職業訓練に依りまして出所後の國民生活に適應せしむる樣心身の鍛錬、陶冶を計ることが其の第一義でなければなりませぬ。各位は深く此の點に鑑み作業經營の合理化を圖る上に於て萬遺憾なきを期せられ度いのであります。

本年度に於きましては、物資統制、其の他の非常時對策が一層擴大强化せらるゝこと〻存じますが、其の結果刑務作業の需要物資に對する配給も亦相當の壓縮を蒙るのみならず、一方轉失業對策等の爲め軍需品の發注も亦多大の抑制を見ることゝ考へます。從つて今後は作業經營上幾多の困難に遭遇する事を豫想せねばならぬのであります。然し是亦現時局下に於ける國策遂行上眞に已むを得ざる次第でありますから、各位に於かれましては能ふ限り軍需品の製作に努力し其の需要に支障なからしむるは勿論、更に代用品の使用に依る作業、又は輸出品の生產其の他敍上國策の一線に添ひ適正妥當なる對策を樹立し、以て銃後の作業經營に一段の努力を拂はれ度いのであります。

四、收容者の教化改善に當り、特に日本精神の涵養を念としなければならぬことは言ふ迄もありませぬ。されば日常不斷收容者に對し皇道を尚び公義に循ひ、各々分に應じて萬民輔翼の至誠を致すの思念を啓培して倦まざるべきは我が國行刑教化の終始渝はることなき大方針なのであります。然しながら教化の實施に當りましては絶えず時勢に即應して行くことが必要でありまして、又斯くの如くすることに依つて能く其の最大の效果を發揮し得るのであります。現時の長期戰下にありましては特に收容者をして、克く時局の認識を得せしむることが最も肝要でありますから凡ゆる機會を捉へて收容者の時局に對する理解を深からしむることに努力せられ度いのであります。而して收容者をして時局の重大性を銘く迄認識せしめたる上之に堅忍持久、勤勞奉仕の念慮を培ひ、物資の活用、消費の節約の必要を體得せしむることこそ現下の行刑教化の重要なる指標なりと信ずるのであります。然しながら行刑教化の事たるや固より獨り教務職員のみの能くするところではないのでありまして、上下協心戮力、收容者を教化善導せずんば息まざる底の熱意と努力を致され、刑務所内に欝然たる教化的雰圍氣を醸成することによつて始めて爲し遂げられるのであります。各位は宜しく思を此の點に致され部下職員をして相率ゐて行刑教化の聖職に任ずることの自覺と矜とを確保し、粉骨碎礪其の職責の遂行に萬全を期せられむことを切望致すのであります。

五、行刑の目的は要するに受刑者をして心身共に健全なる國民としての社會復歸でなくてはなりませぬ。故に拘禁生活に因つて健康を害し、釋放後の活動に支障を來すやうなことがありましては假令刑務所内に於て教化の實績を擧げ得たと致しましても、それのみを以て眞に行刑の最終の目的を達成したものとは謂ひ得ないのであります。されば入所中其の健康を保持せしむるは勿論、更に進んで益々體位の向上を圖ることは最も緊要なる事項であります。此の意味に於きまして刑務所に於ける醫務の使命が極めて重要なる役割を果しつゝあることは今更申す迄もありませぬ。而して行刑衞生の完璧を期するには衞生に關する物的施設の充實を圖らなければならないことは勿論でありますが、就中其の實際を掌る醫務職員に適正の人材を得る事が最も肝要であります。然るに事變勃發以來應召其の他の事情に依り醫務職員殊に保健技手に不足を生じ、而も時局柄之が補充極めて困難なる實情にあるのであります。勿論當局と致しましては之が對應策に精々努力致して居る次第でありますが、最近に於ける一般社會情勢に徵し今後此等適材を得ることの益々困難に立ち到るべきは豫想するに難くないのであります。從つて醫務職員の手不足を來すことゝなり延ては診療其の他保健衞生事務遂行上遺からず支障あることゝ充分御察しする次第でありますが、此の際各位に於かれても一層部下關係職員を督勵すると共に出來得る限り醫師以外の職員の醫務課配置を特に考慮せられ、醫師に對しては主として診療其の他技術方面に活動し得るやう適當なる方法を講じ、以て保健技手等の不足に因る缺陷を補充し刑務一體の見地より行刑衞生事務の遂行上萬全の處置を講ぜられんことを望みます。

六、次に少年受刑者の收容人員の現況を見ますに、彼の一般受刑者の收容人員が事變勃發以來激減したるに比し左程の減少を示して居ないのであります。御承知の如く戰時狀態の永引くにつれ犯罪少年數の增加を見ることは現に各國の刑事統計の示してゐるところでありまして、我が國をして其の轍を踏ましめざるが爲には官民共に十分の戒心を要するのであります。惟ふに、犯罪少年の多くは心身の發達未だ完からざるが爲邪道に陷つたものでありますから適切なる敎化訓練を施すに於ては之を改善する餘地は比較的多いのであり、玆に少年行刑の特異性を見ることを得るのであります。申す迄もなく少年は我が日本國家の將來を形成すべき運命を荷つて居るものであります。殊に現下非常時局に直面し其の最終の目的を達成せんが爲には前途尙多大の人的資源を要するのみならず、更に戰捷の效果をして最も意義あらしむるには將來を負うて立つ第二の國民の强健なる活動に俟つところが多いのであります。されば不幸にして刑辟に觸れたる少年を悉く敎化訓練して有用なる國家の一員たらしむべき使命を有する刑務官に期待するところ頗る大なるものがあると言はねばなりませぬ。各位に於かれては日常十分なる熱意を以て少年行刑の事に當られ、更に之が刷新に就ても不斷の研鑽を積まれんことを望んで止まない次第であります。

七、行刑と保護とは極みて密接なる關係を有するものでありまして、殊に假釋放者及び滿期釋放者に對する保護は行刑の補完作用として重要なる地步を占むるのであります。而して過般公布に相成りました司法保護事業法は、最近に於ける再犯遞增の情勢と長期戰下の犯罪の推移とに鑑み、再犯防遏の完璧を期する爲制定されたものでありまして、同法は司法保護團體に對し助成の方途を講じ、適當なる指導監督を加ふることに依り其の機能を一層有效に發揮せしむると共に、新に司法保護委員の制度を設け、民間の有識者をして保護活動を爲さしむることに依り釋放者の社會復歸の完成を企圖したものであります。同法は司法保護事業に劃期的革新を招來せんとするものでありまして、其の運營に付ては目下關係法令の整備中でありますが、各位は深く同法制定の意義に思を致され、行刑と保護の聯絡を一層有機的に密接ならしめ、以て行刑の成果を收むる上に萬遺憾なきを期せられ度いのであります。

八、昭和十四年度に於ける豫算の實行方に關しましては、本年四月十九日內閣訓令號外を以て內閣總理大臣より各官廳に對し訓令せられたところでありますが、之が實行に當りましては物價、物資、金融等に關する諸般の經濟統制方策に適應したる具體的措置を講じなければなりませぬ。卽ち購入に當りましては從來の慣例に囚はるゝことなく物價政策との關聯、基準價格又は公定價格の尊重、會社利益配當及資金融通令の趣旨等を考慮し周密なる檢討を加へ、其の研究の結果は各廳之が情報の交換を爲す等購入價格の適正を期し經費の使用に付ては事の緩急輕重を稽へ愼重事に當り錙銖の末に至るまで嚴に放慢を戒め效率の增進と節約の勵行とに深甚の御留意を願ふ次第であります。又昭和十四年度の物動計畫が企劃院に於て計畫立案せられ各廳間の調整を遂げ實施せらるゝことに相成りましたに就ては非常時局下に於ける緊要なる物資の需要量を確實に調辨し得らるゝ樣各位に於かれても官廳備品の新規購入は努めて之を差控へ已むを得ざる調度品に在りても成る可く代用品を利用し他面には死藏品、不用品廢品等を整理處分することに尙一層の御協力を切望する次第であります。

九、昭和十四年度歲出豫算は頗る尨大なる數字となりますので現下我國に於ける國際金融上は勿論、資金物資等に關する諸計畫の運營と重大なる關聯を有するものなるに鑑み、政府に於きましては前年度同樣支拂豫算の使用制限を爲すことゝなりました結果として差當り年度當初に於ける需要に應ずる程度の額を分任せられました。從つて次囘に於きましても年額の全部に對して分任することは期し得ないのでありますから各所に於きましては豫算施行上種々の手數竝に不便の相伴ふことゝ推察せられますが、事情御諒承の上事の緩急に應じ精精節約を旨とせられ豫算運用上萬遺算なき樣御處理願ひ度いのであります。

秋山行刑局長指示事項

行刑上御留意を煩はし度き若干の事項を申述べます。

一、職員の定員配置は其の所の收容人員の多寡、建物の配置構造、作業の施行狀態、出廷關係、周圍の狀況等を斟酌して增減を決する方針でありますが、最近著しき收容者の減少、應召職員の增加、刑務作業の進展等に伴ひ現在の配置人員に就き再研討の必要を感ずるに至つたのであります。而して其の結果今後或は各刑務所に對し看守其の他の職員の出向若は轉任を求め、又は配置定員を減少することがあるやも知れませぬ。然しながら各位に於かれては努めて國策の線に添はんとする當局の意のある所を御諒察下さいまして非常時局下に於ける刑務行政の爲一層御協力あらんことを切に希望する次第であります。

一、刑務事故防止に就いては常に御留意のこと、推察致しますが、近年特に逃走事故頻出し昨年中の發生件數は二十七件二十八人でありまして、一昨年に比し九件七人と謂ふ增加を示して居るのであります。之を最近三ヶ年に就き調査致しますと昭和十一年中は構內よりの逃走六件六人、內破獄逃走と見るべきもの半數、構外に於ける逃走四件四人、又同十二年中は構內よりの逃走九件十二人、內破獄逃走と見るべきもの僅

かに三件五人に過ぎなかつたのでありましたが、昨年に至りましては構内よりの逃走十三件十三人、内破獄逃走九件八人、構外に於ける逃走十四件十五人と謂ふ甚だしき增加を見たのであります。之を事變勃發の前後に分つて觀察しますと、事變發生前一年半の間に於ては十四件に過ぎなかつたものが、其の後の一年半の間に於ては四十件の多きに及んだのであります。更に本年に入りましてからは既に十件を數ふるに至つて居ります。斯くの如く多數の逃走事故を發生せしめたことは昭和四年以來始めての事でありまして、銃後を護る事變下の行刑上洵に遺憾とするところであります。之は勿論應召職員の增加等時局柄種々の事情もあることゝ存ぜられますが、要するに逃走事故は社會に及ぼす影響甚大なるものがありまして獨り行刑の威信を失墜するのみならず刑罰の嚴肅性をも損ふ結果となりますから將來一層御注意あらんことを切望する次第であります。

一、詭激思想抱懷者の收容數が逐年減少しつゝあることは洵に喜ばしきことであります。然しながら現時の非常時局下にありましてはあらゆる方面に亙り思想問題の妥當なる處理が要求せらるゝのでありまして、行刑の一角に於て詭激思想抱懷者の處遇に當らるゝ各位の責任は頗る重大なるものがあるのであります。されば各位に於かれては凡そ左右兩翼の何れたるとを問はず嚴正公平にして劃切適當なる處遇を施し其の思想を穩健中正に導くことに萬全の努力を拂はるゝことが刻下の緊要事でなければなりませぬ。固より之が處遇に當り嚴格其の度を超ゆることがあつてはならぬことは勿論でありますが、さればと申し假りにも寬容其の度を失することあらんか、忽にして行刑の本義を喪ひ惹いては國家百年の爲に禍を貽すことに相成るのでありまして最も戒心を要する次第であります。然らば右翼思想犯人に對しては飽く迄彼等をして行刑の嚴肅裡に於て自ら國法に背き國禁を犯したることの責任を痛感せしめ、過去の非行に對して制裁を受くることの理法を體得せしむることに常住不斷意を用ふべきでありまして、假りにも彼等をして徒らに恩に狎れ驕慢の心を抱かしめてはなりませぬ。又左翼思想犯人に對しては單なる革命思想の拋棄を以て足れりとすることなく更に彼等を策勵して日本精神に覺醒せしむることを念とすべきは蓋し言を須ふるを要せざるところであります。因に近年に於ける人民戰線運動の擡頭以來共產主義運動が一層陰險性を帶び來つたことは蔽ふべからざる事實であります、從つて將來此種受刑者中には眞に思想を轉向せざるに拘らず表面轉向を裝はんとする者も漸次增加して來ることが憂慮せらるゝ次第でありますから、各位に於かれては屢常思想の推移に細心の注意を拂はれ改悛狀態の測定に當つては特に完全轉向より斯る僞裝轉向を甄別することに努められ之が處理に付き萬遺漏なきを期せられ度いのであります。

一、接見並に信書は戒護に重要なる關係を有する一面之を適當に利用するに於ては收容者に對する敎化並に釋放後の保護に資するところ頗る大なるものがあるのであります。父母妻子の愛情が如何に收容者の心情に溫き慰藉を與へ、親族故舊の激勵が如何に彼等の精神的甦生に寄與することの多きかは周知の事實たるのみならず、特に我が國獨自の家族制度に顧みまする時既に收容中より能ふ限り本人の家庭と緊密和平なる交涉を保たしめまして豫め釋放後の保護に具ふることは最も緊要なる措置に思はれるのであります。當局と致しまして特に近親との接見並に信書の發受を奬勵致し度きは蓋し此の趣旨に出づるのであります。尤も接見に付きましては刑務所の所在地、拘禁の區分等の關係よりして其の頻繁なるを求め難きこともありませうが、信書の發受に至つては各位の御努力により比較的容易に其の目的を達し得るのであります。然るに收容者に對する書信並に接見の事務に就ては從來動もすれば其の取扱の上に遺憾の點なきに非ざるやに聞き及んで居るのであります。就ては之が取扱に付き今一層戒護敎務兩課の協調聯絡を密にし、接見並に信書の敎化的機能を十分に發揮せしむる上に於て萬遺漏なきを期せらるゝ樣御取計相成り度いのであります。

一、次に長期戰時下第三年度に於きましては諸種の國策遂行に

ありまず。

より刑務作業に深刻なる影響を及ぼすことゝ存ぜられますから、その經營に關し特に各位の御留意を煩はし二、三の點を述べまして御參考の資に供し度いと存じます。

其の一は軍需作業に關してゞあります。事變勃發以來物資の統制は愈々强度化され、之に伴ふ轉失業對策等の爲本年度の軍需品の發註は或（三、四割）程度の壓縮を受けることゝ信ぜられまして作業訓練上遺憾に存ずる次第でありますが、併し民間生產力に不足を來して居る軍需品に付ては相當の發註量を見出す餘地があると存ぜられますから、此の際之に備へんが爲能ふ限り器具機械の整備充實を計り軍の需要に應ずるのも亦策を得たことゝ信ずるのであります。

其の二は軍需品以外の作業に付てゞあります。統制物資を使用する作業は其の素品の調辨に非常なる手數と困難とを招來することは勿論でありますから、軍需品以外に就ては委託又は受負に依るか、非統制物資又は代用品を使用する作業を施行するの外他に適當なる經營方法が無いのではないかと信ずるのであります。尚物資統制の結果に依る轉失業對策の關係上民業と摩擦を生ずる處ある刑務作業は將來其の素品配給に付き一層抑制せらるゝ傾向が多分にあるのでありますから今後刑務作業は民間生產力の不足せる分野に轉換せなければならぬかとも考へられます。各位は敍上の狀勢を洞察せられ作業經營に萬全の策を講ぜられんことを希望致します。

矯正図書館

其の三は構外作業に關してゞあります。近時自由勞働者の手不足に依りまして各方面より構外土工作業の要請が多いのであります。構外作業は屋内作業に比すれば健康上又は職業訓練上優れたる特質を持つて居るばかりでなく、就中軍需施設の土木工事は時局に對する認識を深め、國民精神の覺醒に一段の效果があり而も現在に於けるが如く軍需品發註の減少又は一般作業經營の困難なる秋に際しましては最も時宜に適したる作業と言はねばなりませぬ。併しながら之が施行には相當數の職員を要し、且つ就業者減少の趨勢にある現在に於きましては其の引受範圍も自ら限度があると存じますから、各位に於かれては刑務作業經營上の利害得失を考慮せられ此の種作業施行には格段の御協力を希望する次第であります。

其の四は作業統制の强化に關してゞあります。以上申し述べました通り、本年の如き作業經營上幾多の障碍を豫想せらるゝ秋に當りましては益々各所間の連絡統制を緊密にし行刑全體の成績向上を第一義とせられ、作業の適正なる分賦、作業資金の融通、其の他統制上の合理化を圖られ以て刑務作業の使命を完全に遂行せしめられ度いのであります。

作業統制の機構は未だ官制化する運びに至つて居りませぬけれども、幸ひ本年度に於きましては作業統制に要する經費として若干豫算を承認せられましたから統制事務遂行上多少の利便有ることゝ存じます。然しながら統制の成否は畢竟するところ各位の犧牲的精神に基く協調如何におかるものと信ぜられますので現在の組織では尙不便や不徹底の點が有りませうけれども、何卒各位の熱意に依つて統制の强化を圖り一層作業の成績を擧げらるゝ樣切望して已みませぬ。

一、刑務所に於ける衞生狀態が各位の御努力に依りまして逐年向上しつゝありますことは行刑衞生の使命達成上誠に御同慶の至りであります。然るに每年二三刑務所に於て「腸チブス」等の流行を見るは甚だ遺憾とするところであります。これは或は設備の不完全に基因する點があるかも知れませぬが又一面衞生思想の徹底せられざるに因る處尠くないと思ふのであります。故に設備上の考慮は勿論一般衞生思想の普及徹底に十分留意せられたいのであります。

元來行刑上の施設竝處遇一として收容者の保健に關係を及ぼさないものはないのでありますが、就中其の中軸を爲すものは申すまでもなく衣食であります。然るに衣類に付きましては御承知の如く曩に綿糸類の統制に依りまして從來の如く純綿の配給全く不能となり從て其の保存上極めて困難を豫想せられ、延ては之が豫算に及ぼす影響も亦尠からずと思料せられますが、其の取扱に付ては此の際特に一段の御留意を煩はし度いと存じます。又食糧に付いては近時甚だしく物價騰貴の結果特に副食物の給與上相當困難の實情にあることを認めまして御承知の如く一昨年度より一般的に漸次逐代の增額を行つて參りましたが、本年度に於て更に之が增額を致しました次第であります。勿論最近の物價騰貴の情勢より致しますれば決して之を以て十分とするものではありませぬ。今後之等の一般給與上豫算の上に幾多の困難を豫想せられますので、當局に於ても其の對應策に精々努力中でありますが、各位に於かれても此の點に十分留意せられ、食品の購入獻立に際し更に一層の研究と考慮とを拂ひ以て豫算の運用を誤らず、一面拘禁生活に伴ふ身體の缺陷を補足して其の健康を全からしめ、釋放後直に營生の途を求むるに支障なからしむる樣萬全を期せられんことを希望致します。

一、本年二月末日現在に於ける全國收容者中病者及不具癈疾者等の調査に依れば結核患者四百六人、癩患者十八人、精神病患者三百四十一人、高齡者其の他不具癈疾者等五百二十五人でありまして、其の總數は千二百九十人の多數を占めて居るのであります。而も之等の中には當然刑の執行停止を必要とするものも尠くないこと〻思料せらるゝのであります。然るに從來比較的刑執行停止者の尠いと言ふことは畢竟其の身柄の處置方法等に關し容易に解決し得ざる場合が屢々あるが爲自然其の手續にも遲滯を來たすと言ふことに因由するのではないかと存ずるのであります。從つて斯る場合其の手續上勢ひ檢事局の了解と援助を求むるの必要に迫らるゝ場合が尠くないと存じまして、幸ひ先般開催の司法官會同の席上に於きまして特に此の點に付檢事局の配慮方を求めたのであります。就きましては今後其の手續上一層檢事局との緊密なる連絡を圖り以て本制度の運用上一段の御留意を煩はし度い次第であります。

一、申す迄もなく假釋放は實質的には裁判所の言渡したる刑期を變更する結果となるのでありまして、特に愼重を期すべきは言ふを俟たないところであります。されば假釋放の上申をなすに當つては受刑者の改悛の情を重視すべきこと勿論でありますが、固より之のみを以て足れりとせず犯罪事實の輕重及上申當時の社會情勢並に本人の釋放の社會に及ぼすべき影響等をも十分考慮に入るべきでありまして、此點に付き各位に對し先づ深甚なる御注意を喚起し置く次第であります。

偖て昭和十三年中に於ける假釋放の成績を回顧致しますると昭和十二年の六千七百八十七件に對し昭和十三年は六千五百十七件に上り其の許可數は二百七十件の減少を示して居るのでありますが、一方其の取消件數は昭和十二年の二十八件に對し昭和十三年は四十一件を數へ十三件の增加を見て居るのであります。受刑者總數の減少等を考慮に入れましても此の成績は必ずしも良好とは言ひ得ないのでありまして、假釋放上申に當りましては各位の一層御熟心なる審議を希望致す

のであります。

次に短期受刑者の假釋放の問題でありますが、假令短期と雖も裁判所が愼重審理の結果實刑を科したる以上、行刑の實踐に當つて之を變更すべきことは今更絮說を要せぬところであります。從つて此種假釋放の上申に就ても徒らに短期の故を以て早期に之を上申するが如きことなく、先づ罪質並に犯情に照し果して假釋放に相當するや否やに付き十分の檢討を加へ、更に適切なる行刑敎化によりて眞に惡性が矯正せられ將來再犯の虞なきに至りたるかを確められたる上、行刑の最も效果を奏したる時期を選んで上申をせらるゝ樣格段の御留意を煩はし度いのであります。

一、昭和十四年度刑務費豫算に就ては軍需作業施行に伴ふ經費防空施設費等新規要求に對し若干の豫算增額を認められましたが、既定豫算各項に亙り相當の經費節減がありました爲各所に分賦致します本年度豫算は、前年度に比し相當減少致して居るのであります。然るに諸物價は益々昂騰の趨勢にあり豫算施行上幾多困難の事情相伴ふことゝ推察致しますが、現下に於ける諸情勢を御洞察の上物品の消費保存等に付一層の御注意を願ひ、購入物品に付きましても愼重に攻究せられまして極力經費の節約を圖られ、豫算運用上萬違算なきを期せらるゝ樣御留意を煩はし度いのであります。

一、防空施設を完備し其の訓練を徹底して一朝有事に具ふることは緊迫せる時局に鑑み最も緊要な事柄であります。刑務所は其の建築樣式が特殊なる爲敵機の標的となり易く他に率先して防空の完璧を期する必要がありますから、財務當局と折衝致しましたところ本年度に於て一部の要求が認められたのであります。依て取敢ず本年度は國防上特に樞要な都市所在の刑務所の遮蔽幕を設備する計畫を樹て目下具體的準備を進めて居るのであります。各位に於かれても此の趣旨を體し眞に有效適切なる實施方を講ぜられ度いのであります。尙防空訓練に就ては當局に於て官廳防空令に基き其の計畫の具體化を研究中でありますが、各位に於かれても關係方面と歩調を合はせ各所の實情に卽し之が訓練上萬遺憾なきを期せられ度いのであります。

諮問事項

一、時局に鑑み刑務職員の敎養訓練に關する具體策如何

一、現行拘禁區分に關し考慮すべき點如何

尙、「少年に關する事項」に就き、少年刑務所長のみ特別協議を遂げ、隨行員は「作業の檢査を適正有效ならしむる方法」に就き打合せを行つた。

東京管區作業統制會議に於ける軍部との懇談會

五月二日刑務協會に於ける東京管區作業統制會議は午前中協議をなし、午後は左記の如く軍當局との懇談をなした。各所作業統制上幾多參考となるべき事項あるに付、こゝに揭載する。

第二課長　本日は軍務御多端の折柄特に御集りを頂き刑務作業の運營に就て打合を御願ひ出來ることは、誠に感謝に堪へませぬ。此の打合に就きましては刑務所側としましても亦軍部側としましても色々と意見もあり、希望もあることと存じますから胸襟を開いて篤と御相談が願ひたいのであります。

最近物資統制による失業對策の結果刑務作業經營にも、一考を要することとなりました。それで差し當り、打合會は御手許に差上げてあります印刷物の順序によつて御願したいのであります。卽ち一は時局に鑑み軍需作業につき考慮すべき點如何　二は物價調整に付て　三は昭和十四年度發註に付ての三點であります。尙これ以外にも多くの問題があらうと思ひますので、御遠慮なく座談的に御話を御願致します。

先般も陸軍作業廳の方々が、刑務作業に就いて色々の御話があり、又最近には陸軍省の方々が、小菅、府中、大阪を御視察下さいまして、刑務作業を如何に活用するかの點に御了解を得た事と思ひます。それで軍部方面としても色々な御註文もありませう。又刑務所としましても行刑上の建前から色色な難點がありませうから具體的に忌う云ふ點には斯樣な支障がある、と謂ふ樣に御話願ひまして、兩々相待つて圓滿に解決して行きたいと思ひ、第一問を出した次第であります。

第二問の「物價調整に付て」は重要な問題でありまして、これが刑務所作業にも影響を及ぼす事は自明の理で、これが又軍需品の價格に就ても影響があるのであります。殊に最近低物價政策が喧しく論ぜられ長期建設にはどうしても物價の引下げを行ねばならぬと云ふこととなつて參つたのでありますが、刑務所作業に於ける軍需品の價格が此の政策にも合流する必要もあり、又合流することにより一般生產者の軍需品の引下にも影響を及ぼすことと存ぜられまして國策に添ふこととなるのであります。元來刑務作業の製品は市價より幾分低いので殊更引下げなくとも本來此の目的を達せらるゝ事と思ひますが、此の點に付ても兩方より意見の交換があれば結構であります。次に本年度の豫算にも軍需品製作に六百萬圓の豫算が認められて居りますので、これを有效に利用したいのであります。それで第三問の「發註」の問題を議題と致しました次第であります。何卒充分に御意見を御發表願ひま

刑政第52巻第7号
矯正図書館

す。

それでは先づ刑務所側から述べて頂きたい。

椎名所長（府中）主として石光少佐殿の御取扱の通牒の問題にふれる事になりますが、十三年度は格別な御同情によりまして、軍需品が少くなかつた事は感謝に堪へません。十四年度は刑務作業を抑制すると云ふ事でありますので、午前の會議に於て、御註文なさる品物を御示し願ひ刑務作業を充分利用して頂きたいと云ふ事に一決致しました。本日軍當局の方々と相談を致しまして、軍需品製作の計劃を定めて頂けば、當方に於きましては、機械の整備もし、收容者の收容區分の變更もすることも出來ますので軍當局に於かれましてももう少ししつかりした方針を確立して、刑務作業を充分利用して頂きたい。

軍需品の抑制によつて、刑務作業を民間業に轉換することになり、私人の利益の爲に刑務作業を提供することは面白くないと思ひます。收容者としても一會社の爲に働かされることは面白くないのであります。製作するものが、軍需品であれば收容者に督勵も出來ます。

大體、刑務作業を御視察下さつて、民間の救濟に向けなくてもよい品物があると思ひますから、そう云ふ物は是非御願ひしたいのであります。幸に刑務所に振り向けてもよいと云ふ重工業方面の仕事が始まりました際は、その指導者も心配して頂きたい。各所に於ても斯樣な方面の技術者はありませんし、指導して頂けば、一本立になつて、何とか仕事が出來ることにならうと思ひます。

河邊第二課長　作業を轉換したいが、技術者もなし指導して貰ひたいと云ふのです。

(一)の時局に鑑み軍需作業につき考慮すべき點如何の問題を議するに當りましては先づ發註の抑制は何時着手するのか、本年度初めに着手するのか、すぐ着手するのか、其の時期でありますが、そして其の抑制の程度が判らなければ第一問は議することが出來ないと思ひます。依つて十四年度は怎の程度の發註を爲されるのか、少くて困るか、多くて困るか、その結果によつて、作業轉換の必要が定まり、考慮せなければならぬ點が判明することになりますから先づ軍部の方々から承るのが本當だと思ひます。軍の通牒もあることでありますが、その通牒の解釋を緩和して頂けば發註が圓滑になるのであります。刑務所でなければならぬものは刑務所でやる。從つて、刑務所の利用も出來ることになります。さうしますと、本年度は失業救濟にどれだけ廻すか、刑務所へどれだけ廻すか、の大體を把握し得られやうかと思ひます。その點を御洩し願つて、(一)の問題を考慮すれば怎うかと思ひます。

和氣中佐（陸軍省整備局工政課長）細部に入ります前に、一端

を御話したいと思ひます。事變が起きて、殊更に軍需品の重要性を感じ他の事は棄置いて軍需作業に刑務所が協力して下さつた事は有難い事であります。將來刑務作業を怎うするかと云ふ問題に就きまして勿論軍需工業に貢獻して貰ひたいのですが、その前に、刑務作業の特徴を見ますと、民間工業と異り營利本意でない。又投資額に對して、これだけでなければならぬ、と云ふ事もない樣に思はれます。此の點相當彈力性がある樣に思はれます。依つて、物價政策に對してもリードして貰ひたいのです。

昨年迄は失業者が今日程問題はなかつたのですが、本年に入りまして澤山出ました。小さい作業の性質で、刑務作業に似た作業をやる者が困つて居る。正面衝突をしたのです。それで、刑務所の方は相當彈力性がある事ですし、民間の方の樣に尻に火がついた處と較べて、遂に抑制する事にしました。昨日迄協力して貰つたものが、陸軍次官通牒で掌を返へす樣なことは、誠に相濟まぬ次第ですが、百八十度の轉換ではないのであります。業種上、品種上、向けられないものは、刑務所で品種の轉換をして貰ふ。又刑務所でなければ出來ないもの或は轉失業對策と衝突せないものは刑務所に賴むが之れには怎して其の特徴を生かすかにあると思ひます。之れは二つに分けて考へる事が出來ると思ひます。一つは一般の過半數を占めて居る刑の短かい刑務所の作業と、相當長いのが居る刑務所の作業の使ひ分けで打開したら怎うかと思ひます。今の處長期も短期も製造能力が差異がない樣ですが、これは矢張り分けた方がよいと思ひます。短期のものには、機械的のものではなく手工業のものにして、一般社會の夫れと相剋摩擦しないものをして貰ひたい。さうしますと、今の所此の樣な品が少ないから刑務所にも失業者を作ることになるので相濟まぬのですが、乍併短期の者に技術を注入することが出來ませんので、手工業にして貰ひたいのです。一般社會では新しいものが相當註文量も多く、之に反し簡單な修理作業が後廻しになるので、これをやれば穴埋になると思ひます。長期の者には簡單なる作業でなく、相當技術を要する精度の高いもので、飛行機、車輪、戰車の部分品等を或る程度永續的にやつて貰へば打開出來るのですから相當な施設をやつて貰ふ必要があるのであります。百萬圓を投じたのだから、百萬圓を擧げねばならぬと云ふ考へでは難しいのです。刑務作業の町の仕事と違ふ點、卽ち彈力性を考へて、經濟的にはいかぬが、こうした方面に轉換が必要であらうと思ふ。戰時急速に澤山木箱を作つたと同じ樣に、車輪の材料の乾燥の施設をして、木取迄やつて貰ふのも一案で、行刑に於て精神指導が必要とすれば願つたり叶つたりであります。或は量がいかなくても、軍需作業に從事して居るのだと、無形的の價値で御滿足を願ひたい。

矯正図書館

刑務所は相當の無理がきく、期間的にも、經濟的にも、町では百のものが十日かゝる場合に、三日でやつて貰ひたいと言へば刑務所は三日でやる。そう云ふ事が出來るのであります。彈力性の發揚を願ひまして、御協力を御願ひしたいのです。勝手な願ひですが、若干の緩衝地帶にして頂きたい。我々は彈力性を願つて居りますが、作業課長には御無理と思ひますが、此の點御含みを願ひたいのです。

中尾所長（水戸）註文は減りますか。

和氣中佐（工政課長）金額で言へば、大體昨年度の六七割、十一年度迄は降らぬと思ひます。品種を變へまして、成るべく穴埋をします。

佐藤少佐（工政課員）急激な變化はありません。今捜して居ります。

中尾所長（水戸）聯隊は通牒の中に入つてゐますか。

石光少佐（整備局戰備課員）聯隊、學校は入つてゐません。此の前も申し上げました通り各作業廳だけであります。

和氣中佐（工政課長）聯隊、學校は豫算も小さいのでありますし入れてありません。

大宮少佐（銃砲課員）刑務所で商人の下受が相當あると思ひます。商人に註文しましたものを、刑務所へ註文しました場合發註廳の許可を受けねばならぬ事になつて居ります。さう云ふ場合は軍から直接刑務所へ註文した方がいゝと思ひます。

その場合は商人の契約を解除して、直接御願ひする心算で居りますから、御承知願ひたい。

刑務所へ發註しないと云ふのではなく、工場ブローカーを防ぐ意味で、個人の利益を防ぐのであります。

椎名所長（府中）修理品が相當出れば面白いと思ひます。

佐藤少佐（工政課員）計劃的にあるかないかは問題ですが、仕事に變りはありません。

椎名所長（府中）相當數があれば良いと思ふ。

松本少佐　大量のものはありません。

佐藤所長（宇都宮）縫製品は減りますか。

佐藤少佐　新しいものは減ります。

佐藤所長（宇都宮）防具は減りますか。

佐藤少佐　防具は減りません。防具の修理も多いと思ひます。

關所長（前橋）通牒で修理も出さない。各聯隊も今迄はありましたが、今はないのであります。

大宮少佐　兵器本廠の註文は期日がありますので減りません。豫備を置いて作業を圓滿にやる事が、本當ですが未だ其の時代になつて居りません。

石光少佐　通牒も多少緩和する意向で、佐藤少佐の方で出す事になつて居ります。よい名案がある樣です。

大宮少佐　前橋は岩鼻の製造所ですね。

關所長（前橋）本年は未だ少しも註文がありません。

山賀中佐　岩鼻は年度の始ですからだと思ひます。

石光少佐　私の出した通牒は抽象的になつて居るのですが、私は廣い見解をとつた心算ですが、解釋の仕方が字義的に嚴正に見えんでもないのであります。此の點私の指導が惡かつたのですが、今度佐藤少佐の方で、名案があるさうで、緩和する樣であります。

中尾所長（水戸）緩和して六、七割ですか。

佐藤少佐　その樣です。

石光少佐　十三年度の六、七割は陸軍は豫期した以上に出ましたので、司法省でも、豫期以上だと思ひます。追加豫算を除いて議論して貰ひたいのです。

大宮少佐　豫算の性質に就きまして、司法省の方でも、何に怎の位と云ふのがありますか、

河邊第二課長　本年の豫算は千二百萬圓ですが、其の內材料費に何程使用すると云ふ事は定まつて居ります。

大宮少佐　歲入豫算はありますか。

河邊第二課長　大藏省との約束はあります。約束を守らなくてはなりません。

大宮少佐　今迄は刑務所の方が安い高いでなく無いものを持つていかれるのが困ります。數量的にです、御伺ひしたいのですが、事變で勞働力がどの位ふへてゐますか。

椎名（府中）時間の延長です。今一つは受負作業をやめて軍需作業に振り向けました。

河邊第二課長　現在では八、九千人軍需作業に就いて居りますが、未だ三萬人程居りますから多くすることも出來ます。

大宮少佐　時間を平常通りに減らす事は出來ませんか。

河邊第二課長　出來ます。併し時間延長は僅かなものですから、それを減しても大局に影響はありません。

大宮少佐　現刑務所關係でやつて貰つてゐる品物は箱類、紙製品が主體で、失業救濟に向けるものが競合つて居るのです。事實物資統制によつて失業者が出て、軍としても責任を感じて居る次第で、最少限度の生活をさしてやらうと考へて居ります。其の爲に、就業時間も減らし今迄第一と第三の日曜を休んで居た者を、日曜毎に休ませると云ふ風にして、職工の勞銀を減額して、收入が減る樣に考へて居ります。刑務所としましても、十三時間を依然繼續することは一考を要すると思ひます。

佐藤所長（宇都宮）新しく工場が出來たり、擴張の場合でも、軍は救濟せられますか。

大宮少佐　統制以前のものに對しては責任は負ひますが、新しいのや、擴張したものは責任を負ひません。

佐藤所長（宮都宮）修理品の埋合せとは。

大宮少佐　各作業廳へ御交涉下さい。武器、車輛の部品とか、材料の乾燥であります。

十四年度から軍需品の整備量が減つた樣に思ふかも知れませんが、輕易の作業をする人が多くなつたので、軍の方としては增加して居ります。その自給調整がアンバランスになつて居ります。物が減つたのではなく、轉失業が多くなつたのですから、誤解のない樣に願ひます。

軍需品を作る機械整備をなさる場合、御相談を願へば相當なる責任も感じるし、指導もなければならないのであります。刑務所の設備を遊ばして、新しく町へ工場を作る事はやめたいと思つて居ります。ですから、無論擴張は責任を負ひません。

吉田事務官　民間と摩擦のいかぬ作業を捜して居るのですが、どんなのがよいのか解りませんので、種類を擧げて頂きたい。

大宮少佐　乾燥設備、木取まで、ゲージ類、軍器關係の部品、修理品で軍としては欲しいもので將來性のあるものでして、その內容は千差萬別で各作業廳と交涉して頂けば判ると思ひます。

東所長（横濱）縫製品は減りますか。

佐藤少佐　相當減ると思ひます。

伊江所長（小菅）小菅も最近乾燥設備を作りました。

大宮少佐　蒸氣乾燥ですか。

伊江所長（小菅）さうです。

河邊第二課長　大阪にもありますが、今の處薄いものならば出來ますが。厚いものは出來ません。あの位のものなれば考へたいと思ひます。

大宮少佐　急がれるのではないでせうか。設備にどの位かけましたか。

伊江所長（小菅）小菅のは一萬圓でした。

河邊第二課長　軍機祕密の問題を御話し願ひたい。刑務所はどうでせうか。

和氣中佐　刑務所は大丈夫です。心配して居りません。

椎名所長（府中）防毒マスクなんかどうですか。

佐藤少佐　材料が買へないでせう。

河邊第二課長　名古屋はあの通牒があつてから、全然出ません。

大宮少佐　それは、其の處の失業狀態によるのでせう。

椎名所長（府中）莫大小は減りませんか。

佐藤少佐　減りません。現狀維持です。

大宮少佐　材料が緩和されると、もう少し緩和されると思ひます。

河邊第二課長　價格の點はどうですか。

大宮少佐　刑務所では恁うだから、恁うやれと言ふ事が出來ませんが、何等かの方法で牽制する樣にしたいと思つて居ります。

佐藤少佐　單價の問題は七パーセント下げねばいかぬと言つて居りますから、多少は下げねばならぬかも知れません。御考慮を願ひます。全然手を觸れない事もいかぬと思ひます。

杉浦大佐　國策に應じて、氣は心で若干下げて貰はねば我々の面目が立ちません。

河邊第二課長　今刑務所で千人程看守が出征して居ります。これは救濟せられて居りますが、その外に軍需品製作に關係して居る者が居り、その家族の救濟も考へたい。府中ではやつて居りますが、內職とかの方法を考へて貰ひたい。陸軍の方で怎うでせう。收容者には待遇して居りますが、直接關係の看守には別にありません。

石光少佐　其奴は無理だと思ひます。大藏省へ當つて勤勉手當を貰つた方が早いです。

和氣中佐　作業課長さんも御集りの樣ですから御話を願ひましては。

河邊第二課長　作業課長の方で、何かありましたら、願ひます。

山崎作業課長（府中）御願ひでありますが、私の方では機關銃の部品をやらして貰つて居ります。今度南部の方から機械を二十臺、私の方で三十臺を買ひまして、製作することになりましたどんなものが出來ますか譯りませんが、軍直接にも御利用を御願ひ致します。

東京管區作業統制會議に於ける軍部との懇談會

武子典獄補（東京管區統制部主任）莫大小は減らないと云ふ御話ですが、被服廠ではさう云ふ解釋ではなく、刑務所へ出したくないと云ふ事が見えて居ります。被服廠へ通じて居るものでせうか。

佐藤少佐　被服廠へも通じて居ります。昨日見えまして話しました。

武子典獄補（東京管區統制部主任）御見込は。

佐藤少佐　減らぬ樣です。

行刑局長　段々と皆樣から有益な御話を伺ひまして、陸軍當局の打ち明けた御話を伺ひまして、事務を採る上に非常に參考になり有難う御座いました。誠に感謝に堪へない次第であります。將來共宜しく御願ひ致します。

第十二回全國刑務所武道大會記

昭和十四年五月二十八日表記大會が、所長會同を機として、東拘演武場に於て盛大に擧行せられた。此の日晩春の陽氣いさか肌寒く絶好の大會日和、本省から局長以下高等官、所長側吉田、椎名の兩所長以下來臨せられ、此の行を壯とせられた。今全國の輝く選士名を列擧すれば、

劍道

第一區、益田二段（秋田）芦田三段（盛岡）奥田二段（樺太）

宮本二段（秋田）原三段（盛岡）小笠原三段（秋田）

第二區、高橋三段（府中）田中三段（豐多摩）青木初段（横濱）松本三段（府中）坂本三段（豐多摩）笠井三段（府中）

第三區、谷口二段（金澤）高橋二段（靜岡）加藤三段（名古屋）二口谷三段（金澤）山中三段（靜岡）平山三段（金澤）

第四區、坂本初段（大阪）須磨三段（廣島）長岡三段（德島）宇佐見初段（大阪）新井三段（廣島）船谷二段（大阪）

第五區、川端三段（鹿兒島）米屋二段（岩國）西村三段（長崎）古川三段（鹿兒島）廣川三段（岩國）平山三段（鹿兒島）

柔道

第一區、細川初段（盛岡）仲下二段（札幌）野澤二段（青森）藤倉二段（盛岡）目代三段（札幌）高橋三段（盛岡）

第二區、大島三段（小菅）岩佐三段（府中）渡邊三段（宇都宮）杉田三段（小菅）吉田三段（府中）阿部三段（小菅）

第三區、竹下二段（靜岡）吉田二段（新潟）小鹽二段（岐阜）中田三段（靜岡）横山二段（新潟）霜升三段（靜岡）

第四區、矢田二段（德島）山下二段（大阪）妹尾三段（岡山）田中三段（德島）園田三段（大阪）松田三段（德島）

第五區、石橋二段（長崎）井村初段（熊本）廣渡二段（福岡）岡廣三段（長崎）岡田初段（熊本）手塚三段（長崎）

かくて午前入時會長の挨拶後、優勝旗及優勝杯の返還式あり、直に劍道の試合に入る。古豪新鋭入亂れての激戰展開さる。

戰蹟摘記（審判　柴田、奥田教士）

順位	得點	一區	二區	三區	四區	五區	
四	10	□	2	5	1	2	第一區
一	14	4	□	4	4	2	第二區
五	9	1	2	□	2	4	第三區
二	14	5	2	4	□	3	第四區
三	13	4	4	2	3	□	第五區

二區と四區同點となる。されど優勝戰に二區闘ひ勝ち此の榮冠を得る。技倆伯仲眞に息詰るものがあつた。四區又捲土重來して來るべし。

個人優勝者

一區、原三段、二區、田中三段、三區、加藤三段、四區、船谷二段、五區、川端三段、古川三段

かくて劍道の試合を午前中に終り、少憩〇時半より柔道試合に入る。

戰蹟摘記

順位	得點	一區	二區	三區	四區	五區	
五	6	□	2	2	0	2	第一區
二	14	4	□	4	2	4	第二區
四	8	4	2	□	0	2	第三區
一	20	6	4	6	□	4	第四區
三	12	4	6	4	2	□	第五區

第四區體格技倆斷然優勢、群雄を次々に屠つて悠々トツプに立つ。各試合とも闘志滿々、二區の杉田三段負傷して、館野三段と交替す。

個人優勝者

二區、吉田三段、大島三段、四區、松田三段、妹尾三段、山下二段、五區岡廣三段

六時終了、直に吉田會長代理より優勝旗等の授與と閉會の辭あつて全員神前に禮拜後散會。

刑政第52巻第7号
矯正図書館

刑政第52巻第7号
矯正図書館

小田原 川越兩少年刑務所 第七回協議會狀況

川越少年刑務所

一、開催日時
昭和十四年四月二十一日午前十時より午後四時迄

一、開催場所
川越少年刑務所々長室

一、協議員
川越少年刑務所測
寺光所長以下幹部一同
小田原少年刑務所側
根田所長、善波教師

一、議題及議決事項

(一) 少年受刑者に對する映畫教育に就て

刺戟に對する反應感受の銳敏性と模倣性と映畫に對する特別の興味とを利用して少年教化の具とするため映畫の重要性は之を高く評價せざるべからず從前の一般興行映畫の害に就ては多く云ふを要せざるも高き鑑識眼を以て特に選擇せられたる映畫の場合には其の害を轉化して少年受刑者の教化に益することあるは論を俟たざるべし。

第一、少年受刑者に對する映畫を分つて三とす。

(1)社會生活への認識を高め健全なる第二國民意識を喚發するもの
對照が少年であることに留意の上
(イ)受刑少年の年齢境遇等と格段の隔りあるものならざること (ロ)格段に高尚なるものならざることに注意しつつ
特に大正十二年六月定「教化用活動寫眞映畫選擇標準」の卓拔なる標準に從ひ (イ)押賣的ならざる教化映畫 (ロ)職業、生産、能率ニ關する實寫物 (ハ)常識又は時局認識を培ふニュース物 (ニ)趣味生活を誘導する物又はスポーツ物 (ホ)大陸實寫等を選擇す

(2)「教育」の補助教材たるもの
施設或は經費の關係上相當の困難を豫想せらるゝも學科教育に當り教場に於て時々頻々教材映畫を使用するは教育上吾人の一理想なりとす

(3)淡白なる笑ひを目的とする「慰安」映畫
以上を通じて選擇せらるゝ映畫は
(イ)なるべく「トーキー」なること
(ロ)其の伴奏良きものを選ぶこと
(ハ)必らずしも女性を排除せず
(ニ)必らずしも邦畫に限定せず
斯くして、個々の所に於て、地方常設館其他の映畫を選擇賃借するには大なる不便を忍ばざるべからず、特にその「カット」を許されざる一點は選擇範圍を極めて狹少ならしむるか又は若干の非を承知しつゝ不適當なるものに妥協せしむるかの弊あるを免れざるべし

第二、其の上映方法等に就ては

(1)一回二時間位 (2)なるべく免業日の前夜 (3)少年の故に特に年六回 (4)正規の映畫設備を完備すること (5)映畫鑑賞の知識を誘導すること

(二) 不定期刑の執行に就て

現行の不定期刑は之を實際に執行するに當つて諸種の難點を生ずることあるべきを反省せざるべからず、先づ希望すべき諸點は

(1)二十三歳未滿の少年刑務所假釋放者に假出獄少年取締規則を準用して警察監視を止めること（大正十二年行甲第一〇一八號參照）

(2)短期經過後の出所は之を假釋放とせざること（大正十二年甲第一一八一號參照）

(3)「六年以上」の刑に處せられる者に特別なる資格喪失の規定（特に兵役）を廢せられたし（又は若干の救濟策として宣告刑に於て「六年以下」を六年未滿とする等のことを考慮せられたし

處遇の實際に就き考慮すべき諸點は

(1)不定期刑は比較的長期なるに鑑み少年に對し常に希望を失はしめざるに留意すること (2)前段の諸事情に鑑み個別處遇の原理に基きつゝ假釋放上申に躊躇せざること

(3)少年に對する處遇即ち教化の修了目標を其の長期滿了日に置かざること

尙

(1)本人に對しては勿論、檢事局及市町村役場に於て少年法第十四條を徹底すること

(2)少年刑務所と少年審判所又は矯正院との連絡方法を講ずること

一、次回の議題

(一)少年刑務所に於ける構外作業に就て

(二)少年受刑者の保護上留意すべき點如何

第八回協議會狀況

一、開催日時
昭和十四年五月十六日午前十時より同日午後四時三十分迄

一、開催場所
小田原少年刑務所會議室

一、協議員
小田原少年刑務所側
根田所長以下幹部一同
川越少年刑務所側
寺光所長、高田教務課長、柴田教師

一、議題及議決事項

(一)少年受刑者の保護に就き留意すべき點如何

與へられた議題は、受刑少年に對し謂はば釋放準備のため刑務官が其の行刑中留意すべき要點を論ずることなる、(一般に保護上 (1)社會の理解を強くするの要と、(2)保護機關の充實を要する事とは論なし)

刑政第52巻第7号
矯正図書館

少年は成年の場合と異り比較的正常なる社會體驗に乏しくして動搖性強く且つ其の釋放後に於て自ら生活の主體となるよりは家庭又は保護者に依存すること多し、色々の意味に於て少年犯罪は要之少年と家庭との合作なりと稱することを得べきか、此の故に少年の保護に當りては其の歸住先に重點を置くを要すべし、考へ得る場合次の如し

(1)家庭の良好なる場合　(2)家庭が本人を拒否し或は本人が家庭を拒否する場合　(3)家庭を含めて本人と共に保護するを要する場合（家庭保護）(4)家庭以外に歸住する場合殊に家庭不良にしてむしろ本人を家庭より保護するを要する場合。　なほ別に　(5)本人が心身に障碍ありて普通なる社會生活上ハンデイキヤップを有する場合　及び　(6)兵役關係に就き特に關係各方面との連絡を要する事等に就いては特に格別の考慮を要すべし

留意すべき諸點次の如し

(1)教練、教育、作業等を社會の實情に近きものとすること特に適齡前の第二國民たるに鑑み健康增進に付き配慮し又例へば文身除去等の方法を講じやること

(2)前屬殊に保護處分等に就き將來の保護上の參考資料を個別に蒐集すること

(3)受信接見無き者に就いては努めて教務課に於て相手方の內意調査に努め對策を講ずること

(4)或る程度所內事情に就き家庭をして理解せしむること

(5)釋放後舊同囚との交際を禁ずるため個別的に適當なる訓諭を加へ置くこと

(6)在所證明書はなるべく徵兵檢査接近の場合に限り且つ愼重に發行すること（即ち本人が檢査を受くるに支障なきを期すること）

別に

(7)長期「六年以上」の宣告を「五年十一月以下」等と酌量せられたし

(8)兵役適齡前（二十歲未滿）に少年法適用を擴張せられたし

(9)少年法第七十四條の勵行方を望む

(10)長期中の釋放をすべて假釋放とせず、「短期終了後長期六月前の假釋放は其の假釋放後六月にして刑の執行を終りたるものとす」といふが如き規定を要望す

(11)少年法第十四條の普及徹底

(12)「人」雜誌中に釋放後の生活指導に關する欄を擴げられたし

少年の釋放後に於ては

(13)教務課員をして可及的　(イ)通信教誨　(ロ)訪問をなさしむること

(二)少年受刑者の構外作業に就て

近時の構外作業が擧げて國家事業的、國民經濟的有用の爲に採擇せらるゝの傾向は極めて顯著なるも少年受刑者に對しては之を如何に理解すべきか少年は心身發達の途上にあり高度の肉體勞働に成年と同樣なるを期し得ざるは論なし、ただ少年の一團をのみ獨立して

(1)農　(2)漁撈　(3)短期の國家的土木工事　(4)砂利採取　(5)牧畜等に就業せしむるは各種の點に就き極めて有效なるものあるを觀取し得るものとす

而して其の各種の點とは

(1)保健的　(2)經濟的　(3)敎化的　(4)職業訓練的の諸點なるも概してはイ勞働訓練　ロ意志訓練　ハ體位向上、を主眼として構外作業に對するを可とすべし

考慮すべき點は

(1)安價なる勞働力を提供するの弊に墮せざること

(2)妥協行刑を絕對に排すること

此の爲には　イ戒護職員をして戒護力に對する自信と刑務官たるの自覺とを絕對に喪失せしめざる樣指導し從つて就業少年を甘やかす虞ある一切の手段を排すること　及びロ夜間居房訪問等により常に少年の良き師父たるべく心掛けること　ハ作業の性質上伴ひ易き土方氣分を排する爲職員先づ自らの土方氣分を排するの自覺あるべきこと

(3)なるべく二級以上の者にして普通科を終了したる者を選ぶこと

次回の議題

(一)普通の社會生活上不利なる心身の障碍を有する少年受刑者の處遇如何

(二)兵役と少年受刑者

刑政第52巻第7号
矯正図書館

殉國の英靈



熊本刑務所 作業技手
陸軍歩兵伍長
故 堺仁一郎氏

資性溫厚實著熊本縣立工業學校建築科に入學、在學中徴兵により熊本歩兵第十三聯隊に入營大正十四年十一月退營し直に復校して昭和二年三月優良なる成績を以て卒業す。三年九月第六師團經理部雇員を拜命す、同四年二月熊本縣學務部の囑託に轉じ縣下各地の小學校建築の監督に從事し昭和七年五月熊本刑務所作業技手に任ぜられ營繕建築を擔任し技能優秀溫厚寡言實に得難き刑務技術官として上下の信賴厚かりき。今次事變勃發するや在鄕軍人として應召の日を待望し居りたりしが昭和十三年五月〇日、〇〇部隊に編入せられ勇躍中支方面に出征し武漢三鎭攻略戰に參加し勇戰中、昭和十三年十月江西省德安縣〇〇〇附近の戰鬪に於て遂に護國の花と散つた、享年實に三十有七誠に哀悼に堪へず、因に家庭は八十歳の嚴父仁太郎氏を始め七十五歳の母堂、夫人並に八歳の長男直義君の外に一男一女の七名家族である。



寵兒島刑務所看守
陸軍歩兵曹長
故 西元爲雄氏

君は鹿兒島縣立第二中學四年修了後、徴兵として臺灣歩兵第二聯隊へ入隊、昭和十年十月伍長勤務上等兵命をぜられ同十一月下士官適任證を下附滿期除隊となり、入隊前既に大日本武德會柔道參段を允許され居りたるものなるが、昭和十二年四月鹿兒島刑務所看守拜命爾來日夜精勵恪勤し、柔道部助教として其の指導に當る。今次事變勃發と同時に應召聯隊本部附として勇躍征途に上り一年八月の間に亘り各地に轉戰勇戰奮闘武勳赫々たるものありしに惜しいかな本年三月〇〇附近の激戰に遂に壯烈なる名譽の戰死を遂げたるものにて享年二十八年。



臺南刑務所看守部長
陸軍歩兵曹長
故 吉田利男氏

君は熊本縣上益城郡木倉村に生れ昭和七年三月縣立御船中學校を卒業し、間もなく渡臺同八年二月臺南刑務所看守拜命、翌年一月徴兵として臺灣歩兵第二聯隊に入隊し除隊後再び臺南刑務所看守となる。君資性溫厚實直にして職務に精勵し上下の信望も篤く前途を囑望せられてゐたが、今次聖戰を進められるゝや昭和十二年九月召されて〇〇聯隊に入り直ちに征途に上り、劍道三段の腕前を遺憾なく發揮して隨所に武勳を樹て武漢三鎭の攻略戰に活躍し、前進又前進愈々武漢の攻略も目捷に迫りたる〇月〇〇日不幸敵彈を受け二十七歳を一期として遂に護國の花と散る嗚呼惜しい哉。

臺南刑務所看守部長
陸軍歩兵伍長
故 兒玉重雄氏

君は昭和十二年九月應召〇〇聯隊に入隊直に聖戰に參加し、上海戰線以來至る處に於て武勳を輝かし能く皇國軍人の本領を發揮し愈愈武漢の攻擊となるや砲煙彈雨の中に在りて不眠不休勇戰奮闘中〇月〇〇日〇〇附近に於て敵彈に當り壯烈なる戰死を遂げらる。君は宮崎縣北諸縣郡の出身にして昭和三年徴兵として臺灣歩兵第一聯隊に入隊、除隊となるや看守練習生を志願して練習所に入り、昭和六年三月臺南刑務所看守拜命、爾來行刑の第一線に在つて精勵恪勤よく收容者敎化の重任を果し、上司の信任も厚く又同僚との交りもよく眞に模範的刑務官吏として將來を囑望せられたるに年齒未だ三十に至らずして江南の華と散る。

臺灣總督府看守長
陸軍歩兵伍長
故 颯田幸太郎氏



事變勃發後間もなく應召勇躍聖戰に參加した君は、中支の攻略戰に赫々たる武勳を樹て曾ては〇〇部隊長より賞詞を賜り其の戰功を讃へられ、皇國軍人の本領を發揮しつゝありしが不幸二豎の冒す處となり野戰病院に於て護國の礎となる。君は愛知縣幡豆郡の出身大正十四年豐橋歩兵第十八聯隊へ入營し除隊後學業に精進中、昭和六年刑務官を志願して渡臺し昭和七年三月臺南刑務所看守拜命、爾來行刑の第一線に立つて精勵恪勤上下の信望篤く昭和十年三月選ばれて甲科練習生となり一年の教養を積みて歸廳し、其の後間もなく東京刑務官練習所に入所し昭和十年一月卒業歸廳、積年の學識と經驗により愈々其の成績を顯現し將來を囑望せられてゐた。（享年三十五歳）

刑政第52巻第7号
矯正図書館



刑務所便り

少年受刑者父兄懇談會

姫路少年刑務所

姫路少年刑務所に於ては四月十七日の少年保護記念日を卜し、管下の保護團體たる播磨保正會と共同して受刑少年の保護者を集め少年保護懇談會を開催した。

此日春陽和煦、構内の櫻花爛漫と咲き誇り、池邊の柳糸色漸く綠にして若葉に薫る春風も自ら颯爽清新の氣が漲つてゐた。此日の此催しが如何に保護者の胸を躍らしたものか定刻二時間前より、遠く九州、四國、關東及東北の各地方より長途をも厭はず來集せし保護者は續々と刑務所前に詰掛け、午前九時頃には早くも門前市を爲すの盛況を呈し、之が整理の爲職員は大童の活動を續けるに至つた。

會場に當てたる教誨堂には正面に日の丸の大國旗を揭げ、教練場には天幕を設けて休憩所に充て、第二教場第三教場は之を開放し、其四方の壁面には參考資料として諸統計表、竝に各種圖解、各少年受刑者の書方、綴方、竝圖畫等の成績品を揭げ室内中央部には作業製品等を陳列展覽せしむることゝした。午前十時、一同會場たる教誨堂に入場、小井田教育主任の開會の辭ありて後、一同宮城遙拜、國歌齊唱、皇軍將兵に對する感謝竝護國の英靈に對する默禱の行事あり、次いで永田所長は保護者一同に對し、先づ行刑思潮の推移變遷を述べて近代行刑の眞諦に及び、更に少年犯罪の動機、原因等を說きて保護思想の普及徹底を强調し、最後に犯罪者の改善可能なる旨を力說して保護者と刑務所との連絡の緊喫なる所以を解說した。

次いで楠教務課長より教誨竝に教育の趣旨、目的に就ての講話あり、引續き春藤戒護課長より戒護官吏の本質と愛護の法令、竝收容者の動作時間等につき說明し、先づ父兄自身正しき模範を示されたいと述べて話を結び、最後に小井田教育主任の閉會の辭ありて一同退出、休憩所に入つた休憩中保護者は各自持參の中食を攝る。約一時間休憩の後、希望者には特に收容者との接見を許可することになつたが其の效果は豫想以上に良好なものがあつた。午後二時、收容者の軍事教練を開始し、是れまた特に參會の保護者に參觀を許すことになつた。劉喨たる喇叭の音に武裝凛々しく步調揃へて進軍する吾が子、吾が弟の雄々しき姿、張り切る其の動作、いづれも驚嘆の眼を以て視守る。斯くて一同異常な感激裡に橫隊縱隊中の諸動作、戰鬪教練、分列式等が元氣潑剌裡に展開せられた。あゝ、よくも斯く迄に規律正しく教へ導いて下さつたと參觀の保護者一同は感嘆の聲暫しは止まない位であつた。教練の參觀が了つてから成績品展覽會場を順次參觀せしめ、係員より種々說明する處があつた。收容者成績品には豫め番號を附し、保護者には各其子弟の成績品番號と同一の番號を記入した紙片を交付することにした爲、保護者は他に知らるゝことなく各自の子弟の成績品を知ることが出來得たので、孰れも熱心に各子弟の成績を興味深く見入つてゐた。中には、あの子がどうしてこれ程上手になつたかなあ―など感謝の聲を發する者さへあつた。斯くして午後四時本日の豫定行事は悉く終了したが、尙、所長は特に面接を求めたる十數名の父兄と一々應接し、其子弟の行刑成績、長所、短所等に就いて其觀る處を述べ、將來の保護等につき懇篤指示するところがあつた。

當日の來會者は、父一九五名、兄二四名、祖父一名、伯叔父三〇名、姉婿二六名、從兄四名、計二八〇名の多數にして孰れも行刑に對する認識を深め收容者釋放後は專心其の保護に努力すべきを約し感慨深き一日を過して退出した。

第九回長崎控訴院管内教務研究會概況

第九回長崎控訴院管内教務研究會は去る五月十四日午前九時より、宮崎刑務所會議室に於て開催せり。來賓として本派本願寺鹿兒島教區管事赤松慈恩輪番、神本宮崎刑務所長、齋藤大分刑務支所長等臨席。先づ宮崎刑務所涌水教務課長開會を宣し、東方遙拜、感謝默拜、國歌齊唱後神本所長の挨拶あり、續いて赤松管事は祝辭を述べ、本會の常任幹事長崎刑務所山口教務課長は之に對し益々研鑽を重ね期待に副ふべき決意を述べ答辭に代へたり。

少憩の後、宮崎中學校長日高重孝氏の「肇國史上の日向」と題する講演を拜聽せり。日本精神の淵源、皇道主義の宣明に對する認識を深めたり。講演後、記念撮影、中食をなし午後十二時半より研究發表に移れり。

一、研究發表

少年受刑者の宗教的要求とその指導に就て若干の考察

大村　滿井眞順氏

（氏は該博なる研究資料中、特に接見時に又は書信に於いて發見される求道的萌芽に對し、個人教誨に、書籍貸與の上に、如何なる方法をとるべきかを具體的に演述し、一同に多大の感銘を與へたり。）

續いて協議懇談と進行せり。

一、協議事項

1 司法保護委員制度實施せらるゝに當り教務として考慮すべき點如何

（久留米）

2 司法保護常務委員會に通知を要する滿期釋放者の詮衡の範圍如何

（長　崎）

3 本研究會出席會員の宿料補助を廢し三等往復汽車賃を支給することにし

刑政第52巻第7号
矯正図書館

ては如何　（當任幹事）

一、懇談事項

1 司法保護委員會に對する各所の保護委託狀況を承りたし　（鹿兒島）

2 目下の釋放者保護に關し對策を承り度し　（福　岡）

協議一、二、及懇談一、二、は司法保護委員制度に關する事項なるを以て之を一括熱心に討議せるが、未だ各地の制度に於いてその運行系統不揃ひなるに鑑み當分これが判然するまで決議を見合すこととし、各地の狀況聽取にとゞめたり。

協議中第三項に對しては、現在のまゝの方法にて進むことに一決し、午後四時盛會裡に會を閉づ。

村岡花子先生の所內放送

川越少年刑務所

三月十七日の少年保護記念日に川越就實園主催の『母の會』が、川越市內高等女學校講堂で開催され、東京から遙々、正木大審院檢事、大平少年保護司、それにラヂオの『子供の新聞』で有名な村岡花子の三先生が講師として來川されたので、此の好機を摑み、突然特に村岡先生に囑望して所內放送をして頂いた。櫻の滿開で、所內の庭に散り敷く櫻の花が窓ガラス越しに見えてゐた。所長室に設備のマイクを通じて、花子先生は、劃期的な放送をされるのであつたが、まことに適切な、流れるやうな『挨拶』であつた。

『皆さん、今日は。村岡花子でございます、』と例の名調子に始まつて、『今日は全國のお母さん方が皆んなで皆樣の事を考へてゐられる日であります。私は其のお母さん方の一人として、皆樣に御挨拶致します、』といふやうな言葉が續き、子供たちの勉強への精進と身體の鍛錬を祈られるのであつた。さて、『空は晴れて、櫻の花は散つてゐます。好い季節になりました。どうぞ皆樣、しつかりとおやりなさい。御大事に』から、『でわサヨーナラ。』で終つた。

丁度晝食後の休憩時間中であつた。子供たちは、雜談を止め、動きを止めた。呼吸づまるやうな、緊張の十分間であつた。

切抜帖より



精神病者三千人の家系を調査

民族を蝕む惡血を絶て！といふ所謂斷種法は、今度の議會でも「民族優生保護法」の名で、議員側から提出、衆議院を通過したものの、貴族院の方で審議未了で握り潰されたが、一方厚生省でも昨年來、この問題につき權威ある學者、研究家等を網羅して組織した協議會を、その後數次に亙つて開會討議、いよいよ十四年度は、この斷種法だけについての研究調査費を新豫算に計上、本格的に乘出しまづ手始めに全國の公立精神病院、又は府縣より委託してある精神病院等に入院中の患者約一萬四千人中千五百人と、自宅監置の精神病者千五百人計三千人の一人一人の家系につき少くとも患者の曾祖父までに溯つて探査することとなり、廿日厚生省に全國各府縣衞生課長、公立並に代用精神病院長等數十名を集めて打合せ會を開いた。

元來この種精神病者家系調査は、各精神病醫が患者の病歷を聽取の際、一應觸れることもあり、また東大醫學部、學術振興會等には極めて部分的には纏つたものがあるが、我國としては劃期的の調査で、當局の豫定では九月末までに三千家系を纏め上げる豫定であり、その結果は大いに注目されてゐる。

——中外四・二一——

司法省關係官制を改正

十二日の閣議で司法省關係の官制改正を決定されたが、右は十四年度の豫算施行に基くもので內容は左の如くである。

尙經濟、思想對策、人事、鑛業調停保護事業關係並びに司法研究所設置に伴ふ增員は七月一日より施行の豫定である。

▲司法省官制中改正——行刑局事務官一名を書記官に組替へ屬一名を減員　△裁判所職員定員令中改正——判事五名減、檢事三名增、書記八十一名減員、　△監獄官制中改正——看守二名減員

——東朝五・一三——

刑務所も手不足

假釋放者が激增して

時艱突破の銃後の心意氣は刑務所にも及んで、最近前橋刑務所でも假釋放

刑政第52巻第7号
矯正図書館

者の増加に伴ひ收容者が激減し、同所内工場數全機能を擧げて生産力擴充に拍車をかけて居る折柄、こゝにも勞力不足の聲が起つてゐる。

卽ち同刑務所の昭和十二年度平均收容者數は九百七名で同所附屬工場の年生産總額は十六萬一千八百餘圓であつたが、事變勃發以來刑務所の高い塀を乘り越えて、潮のやうに押し寄せる非常時の波に、改悛の情顯著なるものがにはかに殖えて假釋放の恩典に浴するもの續出、昨年度末一度に四十名に上つたのを筆頭に、一年間に約二百名に及び、同十二年度は平均收容者數は七百四十九名となつた。しかも軍需消耗品の生産割當ては相當數に上つてゐるため、同年度の總生産額は十六萬餘圓と殆ど前年度に伯仲して居り、全收容者は全力を擧げて銃後產業の一翼をガッチリ守つてゐる。

關所長談「自分たちもこの時局突破の責務の一端を擔つてゐるのだといふ觀念が全收容者に漲つてゐるせゐか、一人當りの勞働量が增加しても一人の落伍者もありません、從つて操行甲と評價されるものも自然多くなり、假釋放の恩典に浴するものが益々殖えるといふわけです。當所の勞力不足こそ銃後の社會相に一脈の明い光を投げるものと存じます。」

——東朝、群馬版五・五——

刑務所や歸性會に 仕事や求人殺到

時局の洗禮を受けて刑務所には仕事が、釋放者收容所の歸性會には求人が殺到し、本人も四圍の人も既往を忘れ、物と人の飢饉時代に總親和總努力の實を擧げてゐる。その一例として千葉刑務所では昨年に比べると四割增の增產、これと平行して歸性會では聖戰以來求人申込殺到、到底これに應じきれぬ有樣である。數年前まではこちらでいくら賴んでも「釋放者では　ねえ……」と首を縱に振らなかつたものだが、そんなことは最近口にする人もなく、勿論年齡などは六、七十歲を除いて問題としてゐない。

仕事は鐵工所、トラック助手、うどん屋を初め自由勞働者等だが周圍の雰圍氣に同化して、考へ方も行動も非常によく給料が高い關係もあつて堂々と世帶を張るものが多い。

今では歸鄕する時、もし家へ歸つて世間の眼がうるさかつたり家庭で肩身のせまひ思ひをするのだつたらいくらでも世話してやるからと懇に言聞かせて歸すが最近は農繁期でとても忙しく、かれこれと評するものは彼我共にゐないといつた有樣。

「これも時局に協力する尊い姿です」と會でも喜んでゐる。

——（東朝千葉版六・一三）——

海外異聞錄

◇世界一の映畫ファンはデヴイル島監獄の囚人

フランスの有名なニュース・カメラマンのピエール・アンドレ・マルチノー氏は最近佛領ギアナのデヴイル島の監獄の撮影に行つたが、その際同監獄の囚人のうちに先づ世界第一の映畫ファンの肩書を與へてもいゝやうな男を發見した。この男は有名な映畫女優の似顏を片つぱしから身體に入墨してゐる徹底した映畫狂だ。彼はこの島に二十年も收容されてゐる長期囚人だが、最初にメリー・ピツクフオードを入墨したのをそも〳〵の皮切りに其後グレタ・ガルボ、デイトリツヒ・ケーフランシス、マリオン・デヴイス、ミリヤム・ホプキンス等を、彼女等が賣出すに從つて順々に身體中にあます所なく入墨して行つたのである。マルチノー氏はフランスに歸つてから同人の見事な入墨の寫眞を夫々スター連に送つて、世界の果にもこんなフアンのゐることを知らせたとのことだ。

◇英國で蓄猫稅の提案

英國動物愛護聯盟——正確にいふと「物言はぬ友の會」では最近サイモン藏相宛に蓄猫稅に關する建白書を提出した。それによると現在英國には總數三千萬匹の猫がゐるが、その大半は所謂迷ひ猫となつて飼主の手許に歸つて來ない。其處で猫一匹に就いて七シリング六ペンスの蓄猫稅を課することにすれば、第一にこの迷ひ猫問題が解決されるばかりでなく、國家はそれに依つて約一千萬ポンドの新財源を得るこゝとなる。と言ふのが趣旨であるが、右に關し動物愛護聯盟理事ロビンソン氏は曰く「英國の愛猫家は斯る新稅に對して誰一人反對するものはない。現に聯盟が最近受取る手紙の殆ど全部は今回提案に贊成の意を表して來てゐる。聯盟が每年拾ひ上げて保護を加へる迷ひ猫の數はロンドン市內のみで十二萬匹にも達する有樣でこれはまことに「重大な問題」であると言はざるを得ぬ」。

◇フランコ將軍猫に動員令 英國もまた準備中

猫についていま一つ——フランコ軍はマドリードの赤化頑敵を掃滅しスペイン統一の覇業を完成したが、永らくマドリードが赤色政權の惡政下にあつたゝめ最近鼠が繁殖し大軍をなして橫行してゐる有樣に、流石のフランコ將軍も閉口した揚句考へついたのが猫師團を編成して之に差向けることで、早速猫徵集令が發せられマドリードに向け進發せしめられることゝなつた。但しこれは名將フランコの創意に出たものではなく、實は歐洲大戰當時の英軍の故智に倣つたまでのことで、當時英軍では長期の塹壕戰で戰場に繁殖した鼠に惱まされ窮餘の策として本國より猫を取り寄せてみたところ、忽ち效果百パーセントで鼠は一匹も居なくなるし、その上思ひがけないことに猫はそ

刑政第52巻第7号
矯正図書館

の鋭敏な嗅覺によつて毒ガスの流れを巧に發見してくれるといふ事が判明、貴重な戰場動物たる地位を獲得するに至つた。そんな譯で最近歐洲情勢が緊迫したのに鑑み、本元の英國でも早くも萬一の場合に備へるため、さきの徵兵令に引續き今度は猫の徵集令を出さうと準備中であるといふ。

◇公法學者の原稿賣立

モンテスキユウの生誕二百五十年を迎へるに當つて、モンテスキユウ男爵家では事もあらうにこの偉大な公法學者の原稿賣立を決行する事になつた。「國民の爲を慮るを以て最高の法律の精神となす、之を定めるに國の氣候、地質、傳統及び種族を深く研究し、以てそれ等を土臺となすべきである」云云と記述してある有名な「法律精神」の草稿は何んといつても世界の注目の的となり、某國からは既に大金を懷にした買手がパリに到着したといはれる。そしてこの原稿は最低價格が四十萬フランと見積られてゐる。其他之も有名な「ローマの隆盛とデカタンス考察」の原稿やエギイヨン公夫人宛、マチニヨン侯夫人宛等の私信は書簡蒐集家の間で興味を呼んでもゐる。がフランス學界では「法律精神」の如き國寶が國外に流出しないやう文部大臣の奮起を促してゐる。

◇夫から扶助料請求

離婚手當や慰藉料は夫が妻に支拂ふものと大體相場が決つてゐるが、最近先妻に對して離婚による扶助料請求訴訟を提起した男が現れた。サンフランシスコのチヤーレス・ハンキンスと云ふ失業男で、その言ひ分が振つてゐる。即ち彼と妻ジエシーが結婚したのは一九〇四年の昔だが、その後間もなくハンキンス君が失職すると共に夫婦は當時としては奇拔な勞働分割契約を行つたと云ふのだ、それは妻は洗濯屋に行つて生活の糧を得、夫は家庭で專ら家事料理に從事するといふ契約だつた。爾來三十五年の長きに亙つてこれを實行して來たが昨春彼女は意を決して彼を離婚、彼は全く食ふに道なき一介の失業男となり、思案の結果この珍訴訟となつた。彼の請求額は月七十五ドルの扶助料だ。

◇歐洲の戰爭と米國の輿論

米國輿論研究所長ジョージ・ガラップ博士は最近次の二問題を提案し、米國民の回答を求めたところ次の如き結果が出た。即ち

一、貴君は今年中に歐洲各國の間に戰爭が勃發すると信ぜられるか。

然　五十一パーセント
否　四十九パーセント

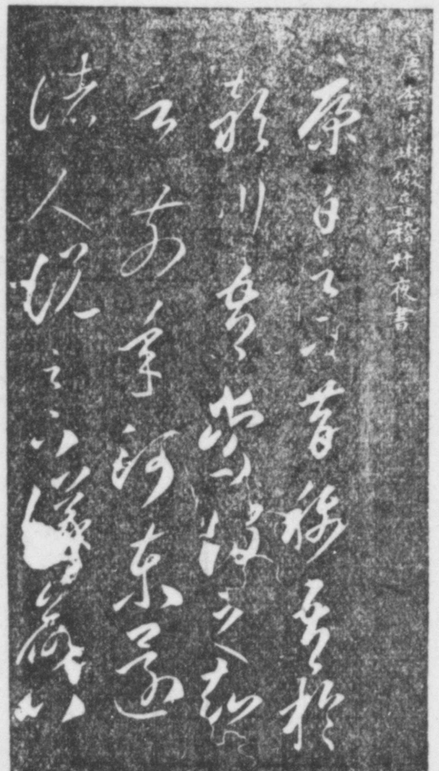
二、貴君は歐洲に戰爭勃發の場合米國はこれに捲き込まれると思はれるか。

然　五十八パーセント
否　四十二パーセント

右の結果について見ると戰爭勃發か否かについての米國民の豫想は略半分に分れてゐるに反し、戰爭勃發の際米國がこれに參加するか否かについては決定的に參戰の方に傾いてゐることが明らかで、米國に於ける孤立主義の頽勢を物語つてゐる。

書道の變遷（二十）

李懷林



李懷林は洛陽の人、唐の太宗の時文林館に侍詔せらる。好んで僞筆をなされた人といはれてゐる。

絕交書これは李懷林の書として最も有名なものである。絕交書は晉の稽康の文にして、唐の李懷林が書されたものと稱せられてゐるものであるが、一說にはこの絕交書なるものは王羲之の書にして、後に至つて李懷林が之を臨摹したものと稱せられ、又は王羲之の眞蹟であるとも言ひ傳へられるものである。この絕交書見るに一見ぬらりとして氣力を缺くが如くに見ゆれども、悠然として筆を用ひ筋力豐壯、位置典故、行雲流水の如く渾然として古意掬すべきものあり、悠々逼まらざる風格は確かに草書中に於ける逸趣であるといつてよい。

然し乍ら絕交書は帖中古字多く一寸句讀に苦しむ文字が多いのと、又流水の如き書風からして初學入門の模範には適せないものであるが、草書風格の一方面として草書研究には參考とすべき筆蹟である。

顏師古

顏師古は字は籀、當時博學を以て聞へ太宗の時、中書侍郎となり、更らに祕書監、弘文館學士となつた人である。書は最も巧みとする處で當時は虞世南、歐陽詢、褚遂良等の大家が出で所謂唐風の書風が開かれたが、その中にあつては顏師古は時流を逐ふことを欲せず、獨り六朝の書風に依り魏人の書法によつて典雅勁險を旨として學んだ人である。

等慈寺碑は顏師古の撰並びに書である有名なものである。

薛稷

薛稷、字は嗣通、蒲州汾陰の人、薛稷は初め虞世南を學び後褚遂良を學びて一家を爲し、中唐の李北海、賀知章に書法

刑政第52巻第7号
矯正図書館

を傳へた人である。虞世南、歐陽詢、褚遂良、薛稷を初唐時代に於ての四大家と云ふ。

王知敬

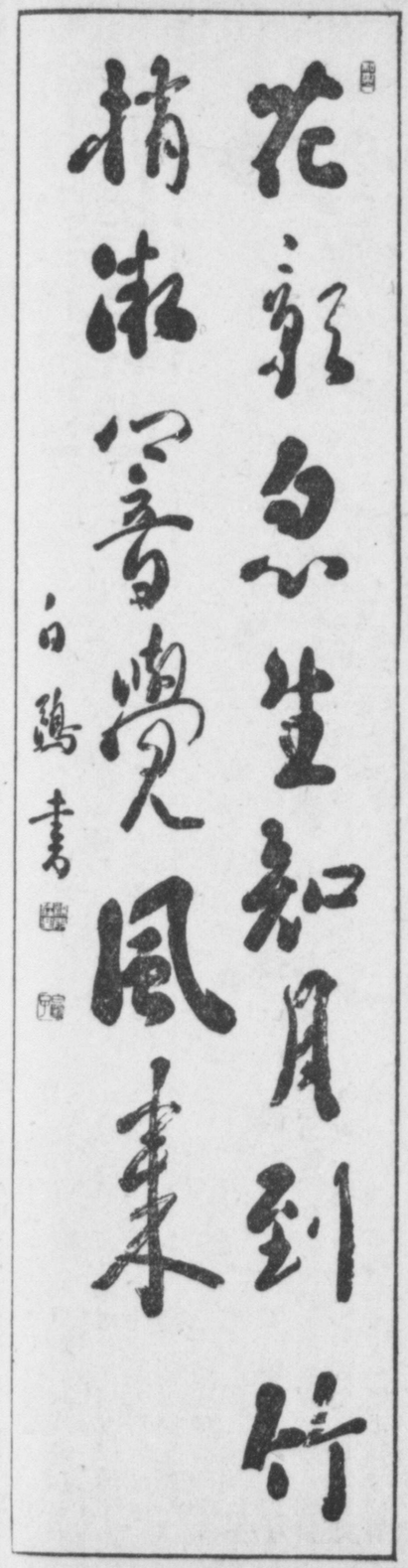
王知敬は懷州河内の人である。則天武后に仕へて麟臺少監となられ、殷仲容と書名を齊しくし其の名を知られた人である。楷、草、行は最も巧であつた。

衛景武公李靖碑は王知敬の楷書としてなか〳〵有名なものである。

○

『凸版掲載は李懷林絶交書』

『康白足下昔稱三吾於潁川。吾常謂三之知レ言。前年河東還。諸人說足下議』



第六回競書募集

一、課題、本號掲載の課題揮毫のこと一人一枚。

一、隨意、古碑帖臨書、又は自運何れにても可一人一枚。

一、條幅、小畫仙半截大、書體隨意一人一枚。

一、送先、東京市品川區西品川三ノ八三一高橋白鷗宛送付のこと。

一、締切、八月五日

一、發表、九月號本欄

一、注意、級位あるものは級位、所屬、氏名、號を明記せる小紙片を貼付すること。新に應募するものは級位に新と記すること。

雲欝律以泉涌

雲、○の間を離す、イの點線の間よりもロの點線の間をウント長く。△の終筆はどつしりと打つ。

欝、上部が横に廣くならぬ樣、點線のところの左右の縱畫の間は極めて緊密に、イはウント左に、ロはウント右に、ハの間をせまく、この筆は下げてしつかり押へて嚴重にはねる、下部の點線の間も横に開かぬやう。

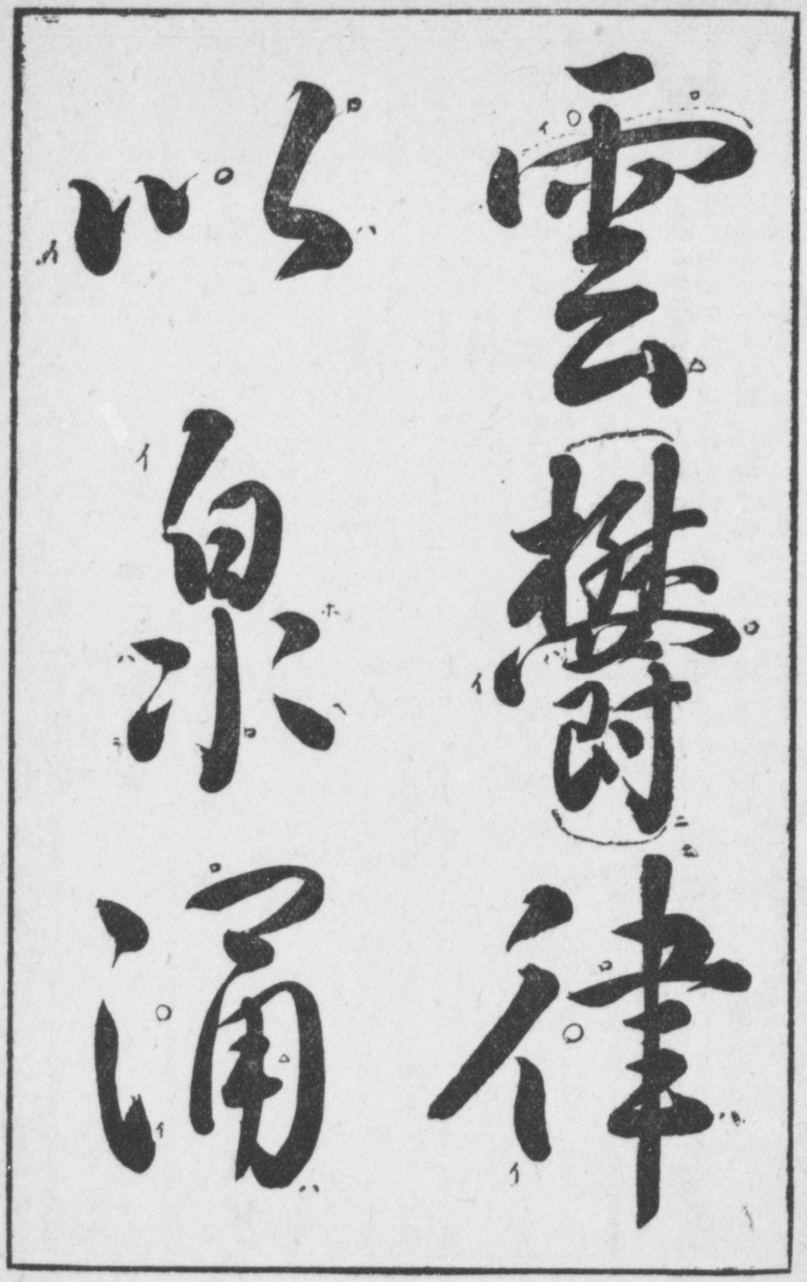
律、イの筆はしつかりと止めてから旁に移る、ロの筆は右上りにならぬやう、ハの筆も右上りにならぬやう。○の間がせまくならぬやうに。

以、イはどつしりと打つ、ロの筆はウント上から、ハはゴテ〳〵押へずに筆を止めて輕く押へる氣持でしかも力をゆるめずに筆を左方に拂ふ。

泉、イはあまり横にならぬやう縱に引く氣持で筆を運ぶと程よくいく。ロは長めに、ハ、ニ、ホ、ヘは何れも方向を違へてしかもどつしりと打つ、殊にヘはどつしりと打つ。

涌、イの筆を上にはねる時はゆつくりと、ロは又充分上から、ハは充分下げて多少內側に筆を止めて上に轉ず、○の間がせまくならぬやう。△のところは中の畫を左方によせて書くと△のところがせまくならない。

○



◎條幅

花影忽生知二月
到二竹梢徹響覺二
風來一

矯正図書館

若葉の光その他

花蓑

内陣の闇に若葉の光あり　徳翁

どこの寺でも内陣は晝でも暗いです。その暗い内陣にほの明りがさしてゐるのは境内の若葉の照り返る光が反映してゐるのです。そのほの明りの中に森厳な佛の姿を拝して感に打たれたことでせう。

水洗ひして納めけり甘茶佛　二九

この作者は或る一寺の住職です、この句は灌佛の日も過ぎてその甘茶佛を水洗ひして納めたといふのでありますが水洗ひして納めたといふところに佛に仕へるその人の心構えが見えていとも尊いことに思はれます。

高きより吹き渡る風麥の波　鈴江

高きよりは高き空よりの略言と見るべきで、晴れ渡つたひろい空から徐ろに吹きおろして來る風に麥の波が立ちわたつてゐるといふのであつてこの頃の野外の明るい感じが出てゐます。

花棕梠の咲き下りたるまゝにあり　栖龍園

バナヽの實のやうな棕梠の花が神祕な沈默を守つて靜かに垂れ下つたまゝいつまでも形を保つてゐるのです。棕梠の花の一種の情趣が摑まれてゐます。

あちこちに巣立の鴉の別れ鳴く　投扇子

巣立をした鴉の子が木立のあちこちに別れ〳〵になつて鳴いてゐるのです。雀の子などは二つも三つも親のあとについて飛んでゐるのですが鴉の子は巣立ちからして別れ〳〵になつてゐるものと見えます。それは猛々しい性情の現れの一つでせう。そこに却てもの哀な情趣が感じられます。

堂縁に遍路の遅き晝餉かな　不老

札所から札所へ渡つて歩くお遍路さんのことで今日も午の時刻を隨分過ぎて居る時分に漸く一つの札所に辿りついてそこの堂縁を借りて遅い晝餉をとつてゐるところです。

聖堂の空にあつまるいかのぼり　落帳子

この作者は長崎であるからこゝに聖堂とあるは彼の有名な天主堂のことでせう。長崎は凧揚の盛んなところであることも思ひ合はされます。と言つても必ずしも長崎の天主堂と解する必要はありません。どこの地方にもある普通の教會堂と解していゝのです。この句はその聖堂の空に凧が澤山揚がつてゐる光景を叙したものであるが「あつまる」と言つて有情的景色たらしめてゐる

虹たちて水車しぶきや花茨　釧路

枇杷葉湯賣つてゐるなり登山口　船山船風

草蔭にふるさとに思ひ寄すなり桑は實に　同

一機二機矢車の音消して過ぎ　名古屋　壽美

夕晴の野道に紅く形見草　岡山　北口道夫

櫻貝忘れめやとて鄙の友　小田原　白河英龍

空豆の畑始末して梅雨の入り　宮城　みどり

お手植の松のほとりの花菖蒲　奈良　秋田みのる

雨晴れて木の間に見ゆる幟かな　鹿兒島　今屋笹舟

馬車のみち磧につゞく野茨かな　堺　岩崎北童

いたづきの母は如何にぞ更衣　徳島　青柿

滴りの下に小笹のゆらぎかな　名古屋　柊水生

春雷や雲の中ゆく湖の舟　同　野崎梅香

靡かけて古城址をたづね來ぬれば花茨　滋賀　樋口柏葉

山吹を胸にさしたり誕生日　廣島　小森苔生子

麥秋や夜を日にけぶる瓦窯　名古屋　しげる

もつれつゝ雲井に登る蝶白し　元山　鈴木新一

苗代田閻にも見えて水加減　徳島　友千生

葱坊主眞珠の如く光る雨　名古屋　蕨鳳人

水の月ちゞにくだけて風涼し　金泉　後藤虚斗

セルかるく大吊橋を渡りけり　宮城　みどり

若竹や和かき日の降りそゝぐ　小田原　白河英龍

毎月募集
刑政俳壇
題當季隨意　〆切毎月五日限　用紙官私製葉書

選

靡耶山へのぼる灯が見え青簾　大阪　今川湖舟

松の根が岩にからめり谷清水　同

阿漕浦みちくる潮にとぶ燕　名古屋　いばら

色あせしセル干してあり大手毬　同　蓑子

白き蝶夕日に染みて遠ざかる　同

春惜む友の瞳ににごりなき　滋賀　西村幸吉

渡廊谷にかゝりて河鹿鳴く　同

濃藍の川急にして花吹雪　岡福　進藤了風

既前よぎりて螢失せにけり　同

螢籠下げて電車の人となる　山形　村山翠水

山吹やせまき湯壺を覗くごと　同

山吹の垂るゝがまゝに掃き殘す　高松　いしろ

夕風や烏賊よせに來る海士の聲　同

舟中に戀語る夜の流れ星　福岡　宗霞舟

梯子して屆かぬ枝や袋掛け　同

矯正図書館

るところにこの句の山があります。

蟇穴を出て雨だれに後しざり　紅春

緣の下に穴を穿つて蟇が巢くつてゐるのでせう。その穴を出て一歩二歩あざり出た蟇の頭にぽつりと雨だれがかゝる。蟇は驚いて眼をぱちくりし乍ら後しざりをしたといふのです。蟇のあの頓重な性癖がこの一動作の上に描破されてゐます。

山藤の屛風が浦の路にたれ　龜圃

屛風が浦は固有名詞でせうけれどもその名前から山をめぐらした浦曲を想像します。屛風を立てめぐらしたやうな山裾に海邊の道が通つてゐてその道をゆくと崖の上から山藤が垂れ下つてゐるといふ景色でせう。この句によつてこゝの浦曲の景色を品ある畫にしてゐます。

目をつむりつゝ朗詠や啄木忌　北斗星

朗詠の聲ふるへけり啄木忌　同

二句を通して啄木を追慕する深い情感が詠はれてゐます。啄木は熱情の詩人であり薄命の詩人であつた。今日その啄木の忌日に當つて彼を追憶しつゝ彼の吟詠を目をつむりつゝ朗詠するといふのが第一句です。さうして思ひ出づるまゝに彼の吟詠を朗詠してゐると自ら感情が昂ぶつて來てその朗詠の聲がふるへるといふのが第二句です。

落ちかゝる下弦の月や明け易き　滋賀　深田五角
藁屋根に栗の花落つ嵐かな　宮城　高子
麥唄にくれゆく里の星一つ　浦和　川邊一三
葉櫻に半ばかくれし大鳥居　水戸　田澤麗月
丸々と重なり合へり春の山　ハルピン　志田稠黃
衣更へて翠巒の山仰ぎ見る　新潟　凡天
衣更して花園の手入かな　宮城　高子
春潮や胡蝶汀にもつれつゝ　小鹿島　入田よし枝
北國や芽吹かぬ樹々に風薰る　網走　中本夢人
葉櫻となりし盆栽いつくしむ　八王子　蕪菁
初に會ふ人待つ宵や沈丁花　小菅　兼平陽村
緣日の夜店にトマト苗を買ふ　同　綾岡葉夢
青葉影くぐりて岩瀨さら〳〵と　同　月蒐
渡守の蓑かけてある柳かな　同　石橋鏡女
糸引いて下る毛虫や池の上　同　池原九郎
行々子堤防越えてとぶもあり　浦和　根本正生
燕やどの田も今は水ゆたか　大阪　北騎
茄子胡瓜植ゑて十坪の庭畠　境　米田調月
桐の株芽を吹き出でゝ五月雨　松江　川津道暗
葉櫻の影の中ゆく神詣　山形　銀嶺山人
湯燒けせし女どもなり蕨狩　水戸　根本義行
遲刻する子が賣りに來る納豆かな　函館　松田思秋
病癒えて庭の手入や春惜む　名古屋　加田繁正
納涼や婢もまぢる舟の中　千葉　桑田平次

敍任辭令

二月一日

從六

同　作業技師　小川岩松（神戸）
同　教誨師　千輪英性（岡山）
同　同　龍野常圓（山口）
同　保健技師　志村實五（大阪）
正七　同　山東光祐（水戸）
同　同　橋本三太郎（青森）
從七　同　水越通（秋田）
同　同　鈴木信雄（浦和支）
同　看守長　野並勝治（神戸）

二月十五日

正六　教誨師　田中秀寶（東拘）

四月十三日

勳七　看守長　白木清吉（岐阜）
勳八　司法屬　野崎重雄（行刑局）

五月十日

任典獄補七等七級
願免　看守長　木下榮樹（豐多摩）
豐多摩　同　篠田利太郎（大阪）

免本職並兼職　酒田支所長兼鶴岡支所長　齋藤清（大阪）
酒田支所兼秋田　同　岡部清四郎（秋田）
鶴岡支所長兼秋田　同　高岡鄕藏（同）

五月十三日

六等　典獄　補守田千松（神戸）
休職　保健技師　西村實（千葉）

五月十五日

千葉　同　正木時雄（德島）
德島　同　松岡修一（三重）

五月十七日

免本官
任司法書記官
（行刑局同第三課長）　司法事務官　日沖憲四郎（行刑局）
同

五月十八日

三重　保健技師　島田德男（府中）

五月十九日

死亡三級　同　多田隈建雄（岡山）

五月二十五日

願免九級　同　森田七三（三重）

朝鮮

一月十六日

任屬六〇法務課兼
行刑課　保護司　岡圭輔（新義州）

二月二十四日

三級願免　典獄　戸次有德（全州）
七級願免　同　森岡清治（公州）
四級願免　通、看　金顯泰（開城）
任典獄七、八開城所長　典獄補　島崎繁次郎（西大門）
任典獄七、九清津所長　同　古川三郎（清津）
任典獄補七、七元山支所長　助教授兼看守長屬　米澤九野（練習所）
全州所長　典獄　北島寅之助（開城）
公州所長　典獄補　森田久成（金泉）
金泉少年所長　同　佐藤榮次郎（群山）
木浦所長　同　栗谷豐喜（元山）
西大門　同　芥川安壽（木浦）
任練習所助教授兼務如故西大門　屬、看　森永恒治（行刑課）
任屬七級法務局兼任看守長、京城　看守長　堤仙輔（成興）
新義州　看守長　青柳義雄（京城）
光州　同　津末政雄（新義州）
開城少年　看、通　姜天錫（馬山）
馬山支　看守長　一法師武（光州）
任看守長九級咸興　看守　鳴原領學（京城）
同　十級京城　同　小川猛彥（春川）
同　十級西大門　同　佛淵一男（平壤）

三月十一日

任通譯生兼看守長九級新義州　看守　金壽鉉（大邱）
願免　通、看　申仲植（新義州）

三月三十一日

五級　看守長　高昌鳳（西大門）
同　同　吉川勝雄（大田）
同　同　森行春（全州）
六級　同　棒井三郎（金山浦）
同　同　三井滿治（公州）
月七〇　同　三輪秀人（大田）
同　同　佐藤茂（仁川）
七級　屬、看　伊東惠（行刑課）
同　屬　岡圭輔（同）
監獄技手　井上健吉（京城）
同　看守長　內藤數一（公州）
同　同　川內龍男（西大門）
同　同　龜野留市（京城）
月六〇　同　伊東吾六（晉州）
同　同　片桐正樹（光州）
八級　同　川口定敏（大邱）
同　同　遠藤二郎（清津）

三月二十二日

從五（特旨）　前典獄　戸次有德（元全州）

三月三十一日

任通譯生兼看守長九級海州　看守　睦漢鴻（釜山）
任看守長十級開城　看守　田島清俊（西大門）
願免　看、通　李東明（群山）
四級願免　看守長　杉山季治（海州）
任看守長兼通譯生六級群山支　通、看　李容九（海州）
海州　看守長　白石覺（開城）
六級　助教授　森永恒治（刑練）
月七〇　同　奧庚子生（刑練）
五等　典獄　水町忠三（新義州）
六等　教授　石部武一（刑練）

四月十三日

三級死亡　看守長　渡邊福藏（清州支）

四月十四日

清州支所長　看守長　塚原豐二郎（春川）
春川支所長　同　遠藤讓也（鎭南浦）
鎭南浦支所長　同　板倉道夫（清津）

四月十五日

任練習所教授兼本府事務官六等七級法務局　典獄　內山隆治（仁川）
任典獄六等七級仁川少年所長　教授兼理事官　石部武一（刑練）

四月二十四日

六等、死亡　典獄補　栗谷豐喜（木浦）
所長事務取扱　看守長　鈴木傳太郎（木浦）

五月二十六日

任典獄補七等七級西大門　看守長　小見門卯七（西大門）
木浦所長　典獄補　佐藤榮次郎（金泉）
金泉少年所長　同　芥川安壽（西大門）
所長事務取扱免　看守長　鈴木傳太郎（木浦）
任看守長十級清津　看　守　吉田庄司（西大門）
全州　通、看　李善玉（清津）
任通、看五級清津　看、通　咸澤鶴（元山）
任看、通月六〇元山支　通、看　權寧峻（全州）
願免　看守長　遠藤二郎（清津）

二月一日

正六　典獄　小丸源左衞門（京城）

五月二十六日

任看守長十級平壤　看　守　三原榮一（大邱）
任看守長九級大田　看　守　岡田嘉三郎（木浦）
大田　看守長　新井庄吾（京城）
京城　同　吉川勝雄（大田）
西大門　同　眞田常雄（開城）
任通、看五級光州　看、通　高昌鳳（西大門）

任看、通七級西大門　通、看安炳訥（公州）
開城少年　看守長中村源二郎（大田）
大邱　同　ノ瀨明（清州）
清州支　同　松井甫（大邱）
清津　同　内藤數一（公州）
公州　同　井上源治（清津）
公州　通、看孔聖春（光州）
清津　看守長林田唯義（平壤）

二月一日

正七　典獄北島寅之助（全州）
正七　同　小泉知朔（咸興）

五月三十一日

任教誨師十級　教誨師立花龍圓（京城）
海州　教誨師細川巧照（大邱）
四級願免　教誨師磯江幸雄（釜山）
大邱　教誨師淺井映雄（海州）
釜山

滿洲國

康德六年一月二十五日

任作業技師給八級俸派在哈爾濱監獄哈爾濱分監辦事　西澤英一

任教誨師十級　同　二月一日
在奉天第二監獄辦事　奉天第一監獄辦事　看守長波多野嬌
任作業技士給六級　同　三月一日
俸在吉林監獄辦事　作業技士兼司法部技士　中泉榮
派在吉林監獄辦事　哈濱監獄辦事教務官　菅原義二
派在昌圖監獄辦事　營口監獄辦事看守長　西田宮川
派在哈爾濱監獄辦事　昌圖監獄辦事看守長　森本泰輔
派在哈爾濱監獄哈爾濱分監辦事　奉天第一監獄辦事作業技士　大場良憲
派在奉天第二監獄辦事　奉天第一監獄辦事　作業技士　堤作右衞門
同　淺見吉平
派在奉天第二監獄辦事　作業技士兼典獄佐　稻葉孝
任典獄佐給十級俸派充哈爾濱監獄牡丹江分監長　二月二十六日
任司法部技士給十級俸派在大臣官房辦事　早川萬吉郎

任作業技士第二號十四級俸派在哈爾濱監獄辦事

訓令通牒

（刑政第五十三號第六卷）

◇宿直又ハ徹夜勤務者賄料支給額ノ件

依命通牒

（司法省行刑局　行甲第三一三號　昭和十四年五月五日）

大正九年四月司法省監獄局監甲第四一〇號訓令樺太所在ノ刑務所ニ於ケル宿直又ハ徹夜勤務ノ者ニ給スル賄料支給額ハ昭和十四年五月一日以降當分ノ内左記ニ依リ支給相成度依命此段及通牒候

記

一、判任官、奏任待遇者及判任待遇者（看守ヲ除ク）　一夜ニ付　金三十五錢
一、看守及雇員　一夜ニ付　金三十錢
一、傭人　一夜ニ付　金二十五錢

◇常習盜犯月表ノ進達中止方ノ件

（司法省行刑局　行甲第三五一號　昭和十四年五月十日）

昭和五年八月行甲第一一五一號ヲ以テ通牒ニ係ル標記報告ハ當分ノ間之ヲ中止スルコトニ致候條御了知相成度候

◇出向看守ノ給與品及貸與品保管轉換方ノ件

（司法省行刑局　行甲第三六六號　昭和十四年五月十五日）

現下ノ諸情勢ニ鑑ミ整地工事其ノ他沿込作業等益增加ノ趨勢ニアリ從テ之カ就業受刑者ノ動員並戒護看守ノ派遣ヲ必要トスル場合屢可有之ト思料セラレ候付テハ將來之カ戒護應援ノ爲該工事施行中出向ヲ命ジタル看守ノ給與品及貸與品ハ一切先方刑務所ヘ保管轉換方御取計相成度候

追テ本年度支給スベキモノノ内未ダ其ノ運ビニ至ラザルモノヘ準備整ヒ次第保管轉換相成度若シ應援長期ニ渉ル場合ニハ次年度以降ノ分ハ出向ヲ受ケタル刑務所ニ於テ支給相成樣致度候

矯正図書館

犯罪學雜誌

編輯主幹　第十三卷第三號
法醫法學博士　古畑種基
犯罪學博士　吉益脩夫
昭和十四年五月廿四日　印刷
昭和十四年五月廿七日　發行
東京市神田區錦町三丁目十番地
犯罪學雜誌發行所
金澤醫科大學法醫學教室內

指紋型上遺傳說に就て（指紋遺傳の研究第五報）……引田保一郎・雄夫……一
二卵性双生兒の幾つかを確實に定めうる血液型による研究……小松勇作……八
人血球凝集原M及びNに關する實驗的研究……新井寛一……一〇
第五回滿蒙族人（蒙古族、通古斯族）血液型調査……牧野久吉……一八
アイヌのABO式血液型に就て……新井寛一……一九
日本に於けるABO式血液型分布の統計的觀察……小林ちよ……二五

犯罪研究

大正の疑獄事件　鈴ヶ森のお春殺し（其二）……高田義一郎……二七
掏摸の犯罪史（三）……湯川四郎……三三

論說

指紋型上遺傳說に就て（指紋遺傳の研究第五報）……引田保一郎・雄夫……一
二卵性双生兒の幾つかを確實に定めうる血液型によつて……小松勇作……八
人血球凝集原M及びNに關する實驗的研究……新井寛一……一〇
第五回滿蒙族人（蒙古族、通古斯族）血液型調査……牧野久吉……一八
アイヌのABO式血液型に就て……新井寛一……一九
日本に於けるABO式血液型分布の統計的觀察……小林ちよ……二五

犯罪研究

大正の疑獄事件　鈴ヶ森のお春殺し（其二）……高田義一郎……二七
掏摸の犯罪史（三）……湯川四郎……三三

抄錄

犯罪捜査實話（四）……永山長三郎……一三
犯罪豫防策としての笞刑の話……安東禾村……一六
檢視史資料類纂（四）……山崎佐……一四〇

雜報

○ワイランドに於けるMN、A¹A²、ABO式血液型調査（一四）
○縊死に於ける耳出血に就いて（一四）　○災害死か自然の原因による死か（一四）　○簡單なる木乃伊の指紋採取法（一四）　○色の反應に依る毛根の檢査（一四）

文獻集

ヴュルツブルグ醫大學の名譽博士號三大學者に贈呈さる（一六）　ヴィーン大學法醫學教室の法醫學的檢査數（一七）　ヴィーン大學法醫學教室の一九三七年度に於けるワルシャワ、ビルスツキイ大學法醫學教室の法醫學的檢査數（一七）　ヴィーン大學法醫學教室の一九三七年度に於けるワルシャワ、ビルスツキイ大學法醫學教室の法醫學的檢査數（一七）　印度に於ける分娩時の死亡率（一三）　△人事消息（一四）　ヴィーン大學法醫學教室の新入會員（一四）

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

區別	受刑者	被疑者	刑事被告人	勞役場留置者	計
男	45	—	6	—	51
女					
朝鮮人 男	1	—	—	—	1
朝鮮人 女					
臺灣人 男	1	—	—	—	1
臺灣人 女					
滿洲國人 男	1	—	—	—	1
滿洲國人 女					
英吉利人 男	2	—	—	—	2
英吉利人 女					

區別	名	受刑者	被疑者	刑事被告人	勞役場留置者	計
總計	男	49	—	6	—	55
	女					

種別		在所者	入監	出監	現員	前月末日現在	前年同月末日現在	增減 前月比較	增減 前年比較
受刑者		45,193	3,980	4,455	44,718	45,193	48,781	△ 475	△ 4,063
被疑者		219	1,272	1,261	230	319	165	11	65
刑事被告人		3,486	2,778	2,568	3,696	3,486	3,899	210	△ 203
勞役場留置者		310	307	358	259	310	437	△ 51	△ 178
兒童		5	2	4	3	5	6	△ 2	△ 3
總計	男	48,479	8,062	8,404	48,137	48,479	52,472	△ 342	△ 4,335
	女	734	277	242	769	734	816	35	△ 47
	計	49,213	8,339	8,646	48,906	49,213	53,288	△ 307	△ 4,382

備考　受刑者現員中＝朝鮮人{男女 2,088人ヲ含ム

刑政第52巻第7号

刑政第52巻第7号
矯正図書館

法學新報

第四十九卷　第六號
昭和十四年六月
中央大學法學部門機關

過失論……教授　岩田　新
明治以來ローマ法源邦譯事歷……講師　矢田　一男
商號權の本質……村上秀三郎
判例英國私會社法……右田　政夫
刑事判例研究
不作爲に因る放火罪（草野豹一郎）——背任罪の成立（吉田常次郎）
民事判例研究
保險金受取人を家督相續人と指定したる戶主が隱居後死亡したる場合の保險受取人（犬丸巖）——刑の執行猶豫期間完全と廢除原因・廢除の取消前に犯したる罪に因る處刑事實と廢除原因（鎌原義治）連帶債務者に對する債權の分割轉付（岡村玄治）——借家法第三條違反の特約（中島弘道）——連帶債務者の一人に對する裁判上の請求と他の債務者に對する債權の時效（岩田新）——人事訴訟手續法第三十六條所謂家督相續人の意義（鎌原義治）——他人名義に假裝したる預金債權と讓受人（梶田年）——會社の組織變更と公告手續竝に會社の組織變更無效と清算手續（S）——貨物引換證と運送品の授受（椎津盛一）——特許審判に於ける參加の性質（前野順一）
新法令
近着外國雜誌法律論題要目

法學論叢

昭和十四年六月六日發行　第壹冊金五十錢郵稅二錢
第四十卷第六號　半年分金參圓郵稅共
一年分金六圓
發行所　京都帝國大學法學會
發賣所　東京　有斐閣

論說・資料
必要的共同訴訟に就て……中田　淳一
基本權と制度保障……大西　芳雄
——所謂制度的保障の理論の發展を中心にして——
獨逸に於ける公用收用制度の變遷（三・完）……渡邊宗太郎
儒帝新勅法第十四號乃至第十六號邦譯……田中　周友
獨逸改正海商法に於ける諸問題（二）……大橋　光雄
——佛國新立法と比較して——
批評と紹介
H・シェベルス「地政治學的方法に依る國史」其他……小早川欣吾
雜報
附錄——本誌第四十卷總目錄
判例研究
〔民事法〕他人名義に假裝したる預金債權と善意の讓受人……田島　順
自動車回數乘車券の發行と運送契約の成否……大隅健一郎
差押株券の保存處分……小野木　常
〔公法〕小運送業法附則第二項の屆出に對する認證の性質……須貝　脩一

法學協會雜誌

第五十七卷　第六號
六月一日發行
有斐閣

論說
和議法に於ける執行禁止……東京帝國大學教授　菊井　維大
日本民法總則編の史的素描……東京帝國大學教授　原田　慶吉
資料
獨逸の『信用擔保法草案』……新刊紹介
新刊短評……法學士　長谷部茂吉
學界消息
米國大審院判事の異動其の他……（東京帝國大學教授　高木八尺
法理研究會記事「宗教團體法について」（東京帝國大學教授　末延三次
判例研究
民事訴訟法判例批評（二〇一）……東京帝國大學名譽教授　加藤　正治
行政法判例研究（一一四）……東京帝國大學名譽教授　美濃部達吉
刑事判例研究錄（六）……刑事判例研究會
民事法判例研究錄（昭和一三年度・一三）……民事法判例研究會

正義

○論說
日本精神に合致せる立法の急務……和田　正平
司法保護委員と辯護士……古川朋三朗
訴の理解……山下東太郎
青年辯護士の斷想……宮本　正美
○時評
日獨伊軍事同盟問題——責任なき社會——法治國家——物資統制——花代稅・飮食稅——金を政府に賣るといふこと
○戰塵錄
中支の想ひ出（四）……橋本　武人
○資料
續法曹瑣談（其二十八）……山崎　佐

帝國辯護士會誌
昭和十四年六月號
定價　金五拾錢也
東京市麴町區霞ヶ關一ノ一
帝國辯護士會發行
電話二二五五番　振替口座七二三九〇番
銀座四三八〇番　東京七二三九〇番

○判例研究
人事法判例研究（十一）……福山　昇
○判例要旨
民事——刑事
○文苑
漢詩——和歌——俳句
○雜報
司法制度調查委員會本格的審議へ——本年度合同會議——司法制度調查委員會委員及辯護士試補考試——臨時委員更迭——各地辯護士會役員改選（二）
○會報
理事會——雜事社交
○新法令

刑政第52巻第7号
矯正図書館

刑法解釋の諸問題

〔法律學叢書 第四十一編〕

東北帝國大學教授 木村龜二著

新刊

刑法に於けるほど諸種の學派又は學說の對立が顯著且つ深刻な法律の領域は他に稀である が、それは結局深刻な世界觀乃至社會觀如何の問題とも謂へよう。著者はカント以後今日に至る迄の思想變遷の中に、遠く深く學說對立の歷史的論理的基礎を探ねつゝ、或は刑法解釋の方法に或は刑法の各種基本觀念の理解に關し、國體主義的世界觀が、今日の實證的刑法秩序の中に次第に力强く顯現し發展しつゝある有樣を精細に敍述すると共に、古い解釋に對する新しい解釋の有つ文化的意義を明確に闡明せらる。著者は我國斯學の逸材として命名世に高き學者にして、思索の透徹、論理の嚴密、概念構成の正確等本書の珠玉の內容は燦然學界を光被し、斯學の發展に貢獻する所多大なるものがあるであらう。

菊判總布裝
總頁四二〇
定價三・〇〇
送料 二二

〔目次〕 刑法に於ける人間 ヘーゲルの刑法理論の現代的意義 刑法に於ける客觀主義と主觀主義——小野教授の批判と關聯して—— 刑法に於ける因果關係否定論——因果關係論序說—— 不作爲犯に於ける作爲義務 國家の爲めにする緊急救助——正當防衛理論の一考察—— 被害者の承諾と違法性 錯覺防衛と法律の錯誤 錯誤論の一問題—— 法律の過失と故意——錯誤論の一問題—— 事項索引

東京・神田・神保町
有斐閣
振替東京三七〇番

改正商法及有限會社法概說

東京帝國大學教授法學博士 田中耕太郎著

新刊

我國經濟界最近の發展に對應する重大使命を以て昨春公布せられた商法中改正法律及有限會社法の實施も間近に迫り、朝野は今や銳意其の準備を進めてゐる。本書は此の新改正法の輪廓と內容を極めて平易に且つ實際的に敍述せられたものであつて、或る程度商法一般及會社法に通曉せらるる人々にとつては、新法の下に生起を豫想せらるゝ諸問題に對し立法の趣旨又は著者の見解を明確に把握し得べく、更に斯法の深き專門的智識を有せざる人々も、一讀容易に、其の日頃身近に經驗する多くの實際問題に對する解明の指針を得ることが出來よう。新法立案の樞機に參劃せられしこの著者によるこの書こそ實に各方面の待望してやまざりし所である。商法が既に現代智識人の常識となれる今日專門家、學習者は勿論廣く一般の必讀を希むでやまぬ。

菊判總布裝
總頁三四五
定價二・八〇
送料 二二

〔內容目次〕

第一部 改正商法解說 第一編 總說 第一章 序說 第二章 株式會社法改正問題 第四章 改正の要點（商法總則—會社）

第二編 各論 第一章 總則（法例—商人—商業登記—商號—商業帳簿—商業使用人—代理商）

第二章 會社（總則—合名會社—合資會社—株式會社）

第三部 有限會社法解說 第一章 總論（序說—各國の立法例—有限會社の特色—諸立法主義—有限會社制度の利害—我が新立法の立場）第二章 各論（總說—總則—設立—社員の權利義務—會社の監理—定款の變更—解散—外國會社—罰則—雜則）

東京・神田・神保町
有斐閣
振替東京三七〇番

木村龜二著 刑事政策の諸問題 菊判總布裝 定價四・三〇 送料二二

改正 商法總則概論 菊判布裝 定價三・〇〇 送料二二
田中耕太郎著 手形法小切手法概論 菊判布裝 定價四・三〇 送料二二

法曹會編纂

大審院刑事判例要旨類纂追錄

◆本書は既刊大審院判例要旨類纂の追錄にして大審院判例集第十二卷乃至第十六卷に登載せられたる昭和八年一月より同十二年十二月に至る五ヶ年間に於ける判例の要旨を輯錄したるものなり。

◆判例要旨は各法令の分類に從ひ條文の順序を追ひて揭載し數多の法條に關係あるものは必要と認むる限り重複を厭はず各法條下に之を揭載し、更に判例の索引を調査する便宜の爲め要旨の下段に言渡の年及登載判例集の卷、頁を揭記したり。

◆各法令の配列は民事にありては民法、商法、民事訴訟法及諸法令に大別し諸法令は頭字「いろは順」により之れを配列し別に法令發布年次索引を附し衆出に便したり。

菊判上製約七百頁

定價金五圓

送料 內地二十二錢 外地六十二錢

東京市麴町區霞ヶ關一丁目一番地
振替口座東京一五六七〇番

財團法人 法曹會

編輯後記

○去る十四日遂に天津の英佛租界隔絶が斷行され世界各國殊に英佛兩國に尠からざる衝激を與へて居る。古證文を楯にとり既得權益の蔭にかくれて、將に建設せられつゝある東亞の新秩序に對しあらゆる妨害を企圖する者への機會と手段とを供與する租界の存在は一日と雖も許すべからざるものがある。堪忍袋の緒が切れたのは單に現地當局のみではない。

○然し乍ら斯の如き癌的存在は國內に於ても尙少からず殘存して居るのではあるまいか？ 官民擧國を擧げて聖戰目的遂行の爲め或は物資の統制に或は物價の抑制に協力して居るの秋私利私慾に迷はされて不要不急の物資を買占、買溜をなし或は公定價格を潛つて闇取引をなす等の非國民的行爲が新聞紙上に散見せらるゝ事は皇國日本の一大恥辱である。

單に經濟的思想に就いてのみではなく一般思想上にも尙新秩序建設に反する、個人主義的民本主義的思想の殘滓が皇運の躍進を阻んで居るが如き事はないであらうか。謙虛に三思してみるの要がある。

○所長會同は三日に亙る熱心なる協議の結果多大の收穫裡に終了した。然し此の收穫は行刑の實踐に移して始めて眞の收穫となる事は論を俟たない。大臣が諮問事項の答申を受けられたる際特に會同中の收穫を可及的速に實踐に移すべき事を訓示せられたるは一同の深く感銘する處である。吾々は一層奮勵以つて大臣の期待に添はねばならない。

○第三十一回刑務官練習生は四ヶ月の講習を終へて本月愈々其の修了式を擧行せらるる。行刑の前途は之等の新人に依つて益々其の進步と向上を期待せらるる各位の奮闘と自重とを祈つて止まない。

六、一五　K生　Y生

定價	廣告料
一冊（稅共）金三十錢	一等一頁 金五十圓
六冊（稅共）金一圓八十錢	二等一頁 金四十圓
十二冊（稅共）金三圓六十錢	普通一頁 金三十圓

注文規定

●御注文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御注文の際は必ず送付先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御屆け下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和十四年六月二十四日印刷納本
昭和十四年七月一日發行

編輯兼發行人　東京市麴町區霞ヶ關一丁目一番地　伊藤忠次郎
印刷人　東京市葛飾區小菅町一二八四番地　大河內恭三郎
印刷所　東京市葛飾區小菅町一二八四番地　刑務協會印刷所
發行所　東京市麴町區霞ヶ關一丁目一番地一　刑務協會
電話銀座二三四四・三八二五番
振替口座東京二一五〇五九番

矯正図書館

刑政第52巻第7号